

1 高山市の概要

1. 沿革

高山市は、岐阜県の北部に位置し、岐阜県飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡白川村、長野県松本市・大町市・木曽町、富山県富山市、福井県大野市、石川県白山市の8市1町1村と接しています。

市としての沿革は、昭和11年に大野郡高山町が、隣接する大名田町と合併して市制を施行しました。その後、昭和18年に大野郡上枝村、昭和30年に同郡大八賀村、さらに平成17年2月1日に周辺9町村を編入により合併しました。

市域は、東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は東京都とほぼ同じ2,177.61km²と日本一広大です。面積の92.1%を森林が占め、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,700mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいます。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、高原川や宮川が分水嶺から北へ神通川水系に、南東部には御岳を擁し、飛騨川が北から南へ木曽川水系に、南西部では庄川が南から北へ庄川水系にそれぞれ流れ、その源流となっています。

標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は上宝町吉野の436mです。

また、東の江戸街道、西の郡上街道、南の尾張街道、北の越中東・西街道など、東西南北方向に開かれた街道は、歴史的に重要な役割を果たし、宮川・飛騨川・馬瀬川へと流れ込む河川沿いには、自然と密着した特徴ある農山村文化が発展してきました。

高山市は、恵まれた美しい自然の中で伝統文化などの地域資源を守り、市民が一体感と連帯感を持って、安らぎと心の豊かさを感じながら生活することができる飛騨の中心都市にふさわしいまちづくりに取り組んでいます。これからも、「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を目指し、行政と住民が手を取り合って、「誰もが安全で、安心して快適に暮らすことができるバリアフリーのまちづくり」をすすめます。

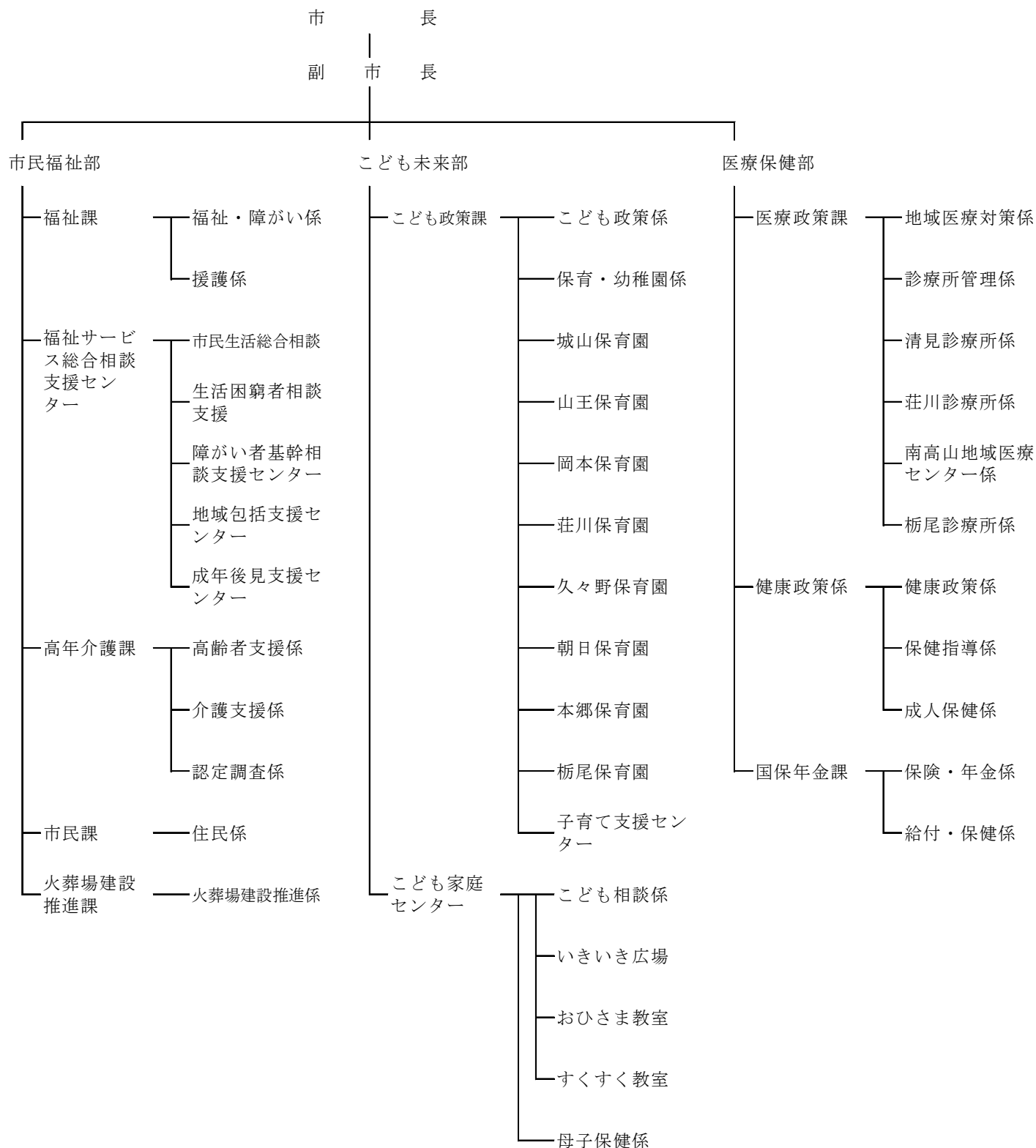
2. 概要

市制施行	昭和11年11月1日
高山市役所本庁	高山市花岡町2丁目18番地
位置と面積	
東 経	137度16分
北 緯	36度09分
海 抜	573m
面 積	2,177.61km ²
	東西 81km
	南北 55km
人 口	82,644人（R6.4.1現在）
世 帯 数	36,084世帯（R6.4.1現在）

2 市民福祉部(社会福祉事務所)・こども未来部・医療保健部の 組織及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)

1. 組織



2. 事務分掌

－ 市 民 福 祉 部 －

福 祉 課

（福祉・障がい係）

1. 地域福祉に関すること
2. 社会福祉協議会に関すること
3. 福祉医療に関すること
4. 社会福祉法人の認可及び監査等に関すること
5. 福祉センターの施設の管理に関すること（総合・きりう・荘川）
6. 日本赤十字社に関すること
7. 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及び引揚者の援護に関すること
8. 旧軍人、軍属及びこれらの遺族の恩給に関すること
9. 身体・知的・精神障がい者の福祉に関すること
10. 特別障害者手当等及び福祉手当に関すること
11. バリアフリーのまちづくりに関すること
12. 部内の庶務に関すること

（援護係）

1. 生活保護に関すること
2. 浮浪者、行旅病人等の保護に関すること
3. 災害援助に関すること
4. 福祉金庫に関すること
5. 民生・児童委員に関すること
6. 福祉サービス総合相談支援センターに関すること
7. 無料法律相談に関すること
8. 保護司会等に関すること
9. 避難行動要支援者に関すること
10. 地域改善に関すること

福祉サービス総合相談支援センター（受託者：高山市社会福祉協議会）

（市民生活総合相談）

1. 市民のさまざまな相談及び支援に関する業務

（生活困窮者相談支援）

1. 生活困窮者自立支援法に関する業務
2. 在宅医療と介護の連携に関する業務

（障がい者基幹相談支援センター）

1. 障がい者（児）に対する総合的、専門的な相談支援に関する業務
2. 地域の相談支援体制の強化に関する業務
3. 施設入所者等の地域移行・地域定着の促進に関する業務
4. 障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関する業務

(地域包括支援センター)

1. 高齢者の総合的な相談及び支援に関する業務
2. 高齢者の権利擁護に関する業務
3. 介護予防マネジメントに関する業務
4. 包括的・継続的マネジメント支援に関する業務

(成年後見支援センター)

1. 成年後見制度に関する業務
2. 専門的な相談支援に関する業務

高 年 介 護 課

(高齢者支援係)

1. 高齢者等の在宅福祉に関すること
2. 老人福祉計画に関すること
3. 老人福祉施設に関すること
4. 地域支援事業(一般介護予防事業・包括的支援事業・任意事業)に関すること

(介護支援係)

1. 介護保険事業計画に関すること
2. 介護保険の被保険者に関すること
3. 介護保険料の賦課・徴収に関すること
4. 介護保険の給付に関すること
5. 介護サービス事業者に関すること
6. 介護保険の事業者指定・指導に関すること
7. 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること

(認定調査係)

1. 介護認定申請受付に関すること
2. 介護認定調査に関すること
3. 介護認定審査会に関すること

市 民 課

(住民係)

1. 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること
2. 埋火葬許可に関すること
3. 自動車の臨時運行許可に関すること
4. 特別永住者に関すること
5. 人口動態調査に関すること
6. 住民実態調査に関すること
7. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること
8. 公職選挙法に基づく通知に関すること
9. 選挙の資格に関する届出受付に関すること
10. 一般旅券に関すること
11. 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること

火葬場建設推進課

（火葬場建設推進係）

1. 新火葬場建設の推進に関する事
2. 火葬場の管理運営に関する事

－ こども未来部 －

こども政策課

（こども政策係）

1. こども政策の企画調整に関する事
2. こどもの居場所づくりに関する事
3. こどもの育ちのサポートに関する事
4. こどもまんなか社会の推進に関する事
5. 部内の庶務に関する事

（保育・幼稚園係）

1. 公立保育園の整備運営に関する事
2. 私立保育園・幼稚園の運営支援に関する事
3. 保育園の入園調整に関する事
4. 保育環境やサービスの向上に関する事

（城山保育園）

1. 城山保育園に関する事

（山王保育園）

1. 山王保育園に関する事

（岡本保育園）

1. 岡本保育園に関する事

（荘川保育園）

1. 荘川保育園に関する事

（久々野保育園）

1. 久々野保育園に関する事

（朝日保育園）

1. 朝日保育園に関する事

（本郷保育園）

1. 本郷保育園に関する事

（枳尾保育園）

1. 枳尾保育園に関する事

(子育て支援センター)

1. 子育て支援センターの管理運営に関する事
2. 乳幼児家庭教育に関する事
3. 利用者の相談支援に関する事

こども家庭センター

(こども相談係)

1. こども家庭の相談支援に関する事
2. こどもの発達支援に関する事
3. こどもの権利擁護及び貧困対策に関する事
4. 女性相談に関する事
5. 母子及び児童保護に関する事
6. 母子父子福祉に関する事
7. 母子父子自立支援に関する事
8. 障がい児相談に関する事
9. 障がい児福祉に関する事
10. 障がい児通園施設の管理運営に関する事

(母子保健係)

1. 母子の健康教育、健康・育児相談等に関する事
2. 母子健康手帳の交付に関する事
3. 乳幼児健診に関する事
4. 母子の訪問指導に関する事
5. 未熟児養育医療に関する事

一 医 療 保 健 部 一

医 療 政 策 課

(地域医療対策係)

1. 地域医療に関する事
2. 救急医療対策に関する事
3. 休日診療所に関する事
4. 部内の庶務に関する事

(診療所管理係)

1. 国民健康保険診療所の連絡調整に関する事
2. 国民健康保険診療所の施設整備に関する事
3. 国民健康保険診療所の体制整備に関する事

(清見診療所係)

1. 診療業務等に関する事
2. 大原出張診療所・江黒出張診療所に関する事

(荘川診療所係)

1. 診療業務等に関する事

(南高山地域医療センター係)

1. 診療業務等に関する事
2. 久々野東部出張診療所・久々野南部出張診療所に関する事
3. 秋神出張診療所に関する事
4. 日和田出張診療所に関する事

(枋尾診療所係)

1. 診療業務等に関する事
2. 枋尾歯科診療所に関する事

健康推進課

(健康政策係)

1. 公衆衛生の啓発に関する事
2. 健康づくりに関する事
3. 感染症その他の防疫に関する事
4. 保健センターの管理・運営に関する事
5. 畜犬に関する事及び特定動物の飼養の規制に関する事
6. 予防接種事業に関する事
7. 支所の保健事業に関する事
8. 関係機関との連絡調整に関する事

(保健指導係)

1. 特定保健指導に関する事
2. 健康増進法の健康教育・訪問指導に関する事
3. 食生活改善に関する事
4. 一体的実施に関する事

(成人保健係)

1. 健康増進法に関する事
(健康診査・健康相談・歯周疾患検診・骨粗鬆症検診・各種がん検診等)
2. 健康たかやま21の推進に関する事
3. 結核検診に関する事
4. 精神保健に関する事

国保年金課

(保険・年金係)

1. 国民健康保険運営協議会に関する事
2. 後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事
3. 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事
4. 国民健康保険・後期高齢者医療保険料の賦課に関する事
5. 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証等の交付に関する事
6. 国民健康保険・後期高齢者医療保険料の徴収・減免に関する事
7. 後期高齢者医療の予算の編成及び執行に関する事
8. 国民年金及び福祉年金に関する事

(給付・保健係)

1. 国民健康保険・後期高齢者医療の給付に関する事
2. 国民健康保険・後期高齢者医療の保健事業に関する事
3. 特定健診・特定保健指導に関する事
4. 後期高齢者医療健康診査に関する事
5. レセプト再審査請求に関する事
6. 国民健康保険の予算の編成及び執行に関する事

3 福祉・保健関係 令和6年度 予算の概要

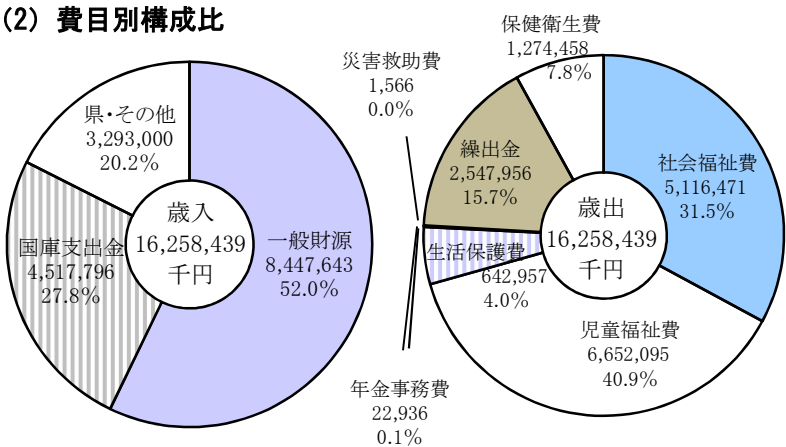
1. 一般会計

(1) 予算（当初）年次推移

(単位：千円)

年度	一般会計	福祉保健予算	率%
2	46,200,000	14,637,735	31.7
3	47,600,000	14,819,966	31.1
4	47,700,000	14,975,440	31.4
5	52,200,000	14,935,321	28.6
6	61,700,000	16,258,439	26.4

(2) 費目別構成比



(3) 目的別予算額及び財源内訳

① 民生費

(単位：千円)

項 目	当初予算額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	県・その他	一般財源
社会福祉費	5,116,471	1,174,706	1,040,376	2,901,389
社会福祉総務費	251,919	22,736	10,310	218,873
障がい者福祉費	2,417,435	1,151,970	562,271	703,194
老人福祉費	544,376	0	37,295	507,081
福祉センター費	41,018	0	0	41,018
福祉医療費	847,923	0	430,500	417,423
後期高齢者医療費	1,013,800	0	0	1,013,800
児童福祉費	6,652,095	2,713,789	1,511,715	2,426,591
児童福祉総務費	1,308,911	431,746	430,252	446,913
児童保育費	2,292,816	988,667	566,439	737,710
保育園費	1,161,530	60,176	319,624	781,730
児童館費	87,541	0	0	87,541
児童手当費	1,801,297	1,233,200	195,400	372,697
生活保護費	642,957	443,270	4,500	195,187
生活保護総務費	52,956	770	0	52,186
扶助費	590,001	442,500	4,500	143,001
年金事務費	22,936	15,371	0	7,565
年金事務費	22,936	15,371	0	7,565
災害救助費	1,566	0	1,500	66
災害救助費	1,566	0	1,500	66
繰出金	2,547,956	121,700	500,770	1,925,486
繰出金	2,547,956	121,700	500,770	1,925,486
合 計	14,983,981	4,468,836	3,058,861	7,456,284

3 予算の概要

② 衛 星 費（生活環境費、火葬場費を除く）

（単位：千円）

項 目	当初予算額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	県・その他	一般財源
保健衛生費	1, 274, 458	48, 960	234, 139	991, 359
保健衛生総務費	221, 734	0	10, 254	211, 480
予防費	511, 015	1, 620	22, 611	486, 784
母子衛生費	176, 501	47, 340	116, 310	12, 851
地域医療対策費	365, 208	0	84, 964	280, 244
合 計	1, 274, 458	48, 960	234, 139	991, 359

2. 特別会計

(1) 国民健康保険事業（事業勘定）

（単位：千円）

年度	当初予算	財 源 内 訳					歳出のうち
		保険料	国庫支出金	県支出金	繰入金	その他	保険給付費
4	8, 939, 000	1, 886, 507	0	6, 202, 524	842, 353	7, 616	6, 028, 269
5	8, 549, 000	1, 900, 020	0	5, 891, 555	749, 743	7, 682	5, 723, 068
6	8, 407, 000	1, 891, 909	0	5, 782, 950	724, 615	7, 526	5, 615, 613

(2) 国民健康保険事業（直営診療施設勘定）

（単位：千円）

年度	当初予算額	財 源 内 訳				歳出のうち
		診療収入	使用料及び手数料	繰入金	その他	医業費
4	535, 300	226, 904	2, 001	277, 103	29, 292	158, 920
5	505, 800	226, 904	2, 001	233, 901	42, 994	114, 030
6	1, 211, 900	226, 904	2, 001	330, 141	652, 854	136, 570

(4) 介護保険事業

（単位：千円）

年度	当初予算額	財 源 内 訳						歳出のうち
		保険料	国庫支出金	支払基金交付金	県支出金	繰入金	その他	保険給付費
4	9, 721, 000	1, 948, 644	2, 236, 274	2, 536, 292	1, 372, 806	1, 609, 153	17, 831	8, 970, 834
5	9, 842, 000	1, 954, 226	2, 265, 452	2, 566, 522	1, 388, 533	1, 641, 847	25, 420	9, 088, 509
6	9, 563, 000	1, 949, 559	2, 202, 098	2, 489, 022	1, 340, 071	1, 555, 645	26, 605	8, 787, 909

(4) 後期高齢者医療事業

（単位：千円）

年度	当初予算額	財 源 内 訳				歳出のうち
		保険料	広域連合支出金	繰入金	その他	広域連合納付金
4	1, 434, 000	1, 020, 527	52, 700	354, 349	6, 424	1, 356, 617
5	1, 509, 000	1, 071, 452	51, 700	384, 513	1, 335	1, 435, 922
6	1, 710, 000	1, 239, 669	43, 900	425, 096	1, 335	1, 640, 439

4 障がい者(児)福祉

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

(1) 障害福祉サービス

自立と共生の社会を実現するため「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月 1 日より施行されました。障がい種別ごとのサービスを一元化し、障害支援区分の認定が導入されました。平成 25 年 4 月 1 日より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下障害者総合支援法)に改正されました。

高山市においては国、県の福祉施策とあいまって、積極的に市独自の施策を含めて、障がい者の福祉の増進に努めています。

事業の名称	内 容	令和 5 年度の実績	
		件 数	所要経費 (千円)
居 宅 介 護 事 業	障がい者(児)が居宅等において日常生活を営めるよう障がい者(児)の家庭等において家事援助、身体介護通院介助等を行う。	延 1,385 人	75,071
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	延 0 人	0
同 行 援 護	視覚障がい者に対し、外出時に必要な情報の提供や移動時の援護を行う。	延 252 人	5,222
共 同 生 活 援 助	日常の生活援助を受けながら地域で共同生活をする。	延 933 人	149,898
短 期 入 所	在宅障がい者(児)の介護者の休養や疾病、冠婚葬祭等の際に、一時的に施設において保護を行う。 平成 18 年度より障害福祉サービスへ移行	延 4,083 日 児童 延 91 日	36,005 799
就 労 移 行 支 援	企業等への就労又は技術を習得し、在宅で就労・起業に必要な知識及び能力の向上に対する支援を一定期間行う。(65歳未満) 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスとして提供	延 5,245 日	61,086
就 労 継 続 支 援	就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持に対する支援を行う。 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスとして提供	延 62,493 日	478,750
生 活 介 護	常時介護が必要な障がい者に日常生活上の支援を行う。 平成 18 年 10 月より障害福祉サービスとして提供	延 56,548 日	680,482
施 設 入 所 支 援	主として夜間において、入浴、排せつ、及び食事の介護等の必要な日常生活上の支援を行う。	延 1,711 人	288,941
療 養 介 護	病院において機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を提供する。	延 168 人	44,817
自 立 訓 練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	延 4,901 日	51,433
就 労 定 着 支 援	障がい者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、連携等の支援を行う。	延 160 日	4,397

4 障がい者(児)福祉

地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している方などで、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居確保などの地域生活に移行するための支援を行う。	延 0 日	0
相 談 支 援	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行なう。	延 2,807 人 児童 延 1,688 人	52,885 30,330

(2)障がい支援区分認定審査会事業

障がい者の方が、介護給付の必要度に応じて適切なサービスを受けられるように障がい支援区分を決定します。聞き取り調査表や医師の意見書を勘案して、認定審査会において総合的に判断（認定）します。

	令和5年度の実績		
	審査会開催件数	審査会判定件数	費用額
障がい支援区分認定審査会	延12回	延197人	2,153千円

(3)地域生活支援事業

平成18年10月から、市町村が自主的に取り組む事業として障害者自立支援法に位置付けられました。実施方法については、市町村独自で地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ります。高山市においては国、県の福祉施策とあいまって、積極的に市独自の施策をすすめ、障がい者の福祉の増進に努めています。

事業の名称	内 容	令和5年度の実績	
		件 数	所要経費 (千円)
障がい者 相談支援	生活や障害福祉サービスの利用について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い支援する。 身体障害者相談支援事業に加え、知的・精神障がい者相談支援事業については、平成18年10月より都道府県事業から移行。 平成22年度より、発達障がい者（児）相談支援事業を実施。	18,774	22,618
コミュニケーション 支援事業	手話通訳者を設置し、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、手話奉仕員養成講座等を行う。	手話通訳 117回 要約筆記 2回 手話奉仕員養成講座等 25人	453
日常生活 用具の給付	重度障がい者の日常生活を容易にするため、生活用具を給付する。 開始年度：昭和44年度	2,729	29,236
移動支援	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行う。 平成18年10月より障害福祉サービスから移行	24人 児童 3人	2,541 61
地域活動支援 センター	創作活動や生産活動の提供、社会との交流促進等の活動を提供する。 I型：平成18年10月より都道府県事業から移行	I型 1ヶ所	11,197
福祉ホーム	地域での生活を支援するため、低額な料金で、居室や設備を提供する。 平成18年10月より都道府県事業から移行	9人	2,580
訪問入浴	訪問により居宅において入浴サービスを提供する。 平成17年度より開始	延294日	3,450
自動車改造	自動車の操向装置、駆動装置の一部を改造する場合、費用の一部を助成する。	2	200
運転免許 取得助成	自動車運転免許を取得した場合、費用の一部を助成する。	7	700
生活支援	身近なところでデイサービスを利用できるように相互利用を実施。平成17年11月より開始	延134日	1,099
日中一時 支援	在宅障がい者（児）の介護者の休養や疾病、冠婚葬祭等の際に、一時的に施設において保護を行う。 平成18年10月より障害福祉サービスから移行	1,802 児童 6,825	5,246 22,080

(4)障がい児通所事業

平成 24 年 4 月 1 日に改正された児童福祉法により、それまでは各障がい別に分かれていた障がい児通園施設等を「児童発達支援」に一元化するとともに、様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられるように放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が新たに創設されました。

事業の名称	内 容	令和 5 年度の実績	
		延べ利用日数	所要経費 (千円)
児 童 発 達 支 援	乳幼児を対象にした通所施設で、日常生活における基本的な動作の訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	延 10,657 日	115,567
放課後等デイサービス	就学中の児童が放課後や夏休み等の長期休業中に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を行う。	延 22,654 日	252,708
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児などが安定して保育所等を利用できるように、障がい児等に対しては集団生活に適応できるための訓練を、施設のスタッフに対しては支援方法の指導を行う。	延 472 日	7,891

※令和 4 年 9 月から放課後等デイサービスの支給基準を段階的に設けるとともに、利用者負担の有償化、日中一時支援の利用要件の緩和など見直しを行いました。

令和 5 年 4 月からは、「障がい児通所支援サービス支給量審査委員会」による審査を経て、個々の児童や家庭の状況に応じた支給量とする仕組みを導入し、運用しています。

(5) 自立支援給付等利用者負担助成事業

平成 18 年 10 月から、高山市独自で利用者負担に対する助成制度を導入しました。利用者負担を助成することにより、障がい者の福祉の増進に努めています。

事業の名称	内 容 補助率	令和 5 年度の実績	
		サービス種類	所要経費 (千円)
障害福祉サービス	補助率：1/2 (工賃を伴うサービス：10/10)	居 宅 介 護 事 業	256
		共 同 生 活 援 助 等	144
		短 期 入 所	22
		就 労 移 行 支 援	児童 35
		就 労 継 続 支 援	361
		生 活 介 護	3,310
		自 立 訓 練	0
		就 労 定 着 支 援	112
			32
地域生活支援事業	補助率：10/10 ただし、 ・日常生活用具等給付（ストマ 用装具等及び住宅改修以外） ：1/2 ・日中一時支援（児童のみ） ：1/2【令和 4 年 9 月より】	日 常 生 活 用 具 等 給 付	1,258
		移 動 支 援	1
		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	児童 7
		訪 問 入 浴	0
		生 活 支 援	0
		日 中 一 時 支 援	0
			19
			児童 868
補 装 具 費	年間 37,200 円を限度として助成	—	818
障がい児通所事業	補助率：10/10 ただし、放課後等デイサービス ：1/2【令和 4 年 9 月より】	児 童 発 達 支 援	1,451
		放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	4,911
		保 育 所 等 訪 問 支 援	297

2. 身体障がい者(児)福祉

(1)概 況

身体障がい者(児)とは、種々の原因により身体機能の一部に制限があり、自己の身の回りの処理および社会生活への適応に支援が必要な人で、障がいは(1)視覚障がい(2)聴覚障がい(3)平衡機能障がい(4)音声機能・言語機能障がい又はそしゃく機能の障がい(5)肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動障がい)(6)心臓機能障がい(7)じん臓機能障がい(8)呼吸器機能障がい(9)ぼうこう又は直腸の機能障がい(10)小腸機能障がい(11)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい(12)肝臓機能障がいに分類されます。障がいの程度により7段階(1級から7級)に分類しています。

高山市では、平成18年度より施行された障害福祉サービス等、国、県の福祉施策とあいまって、積極的に市独自の施策をすすめ、障がい者の福祉の増進に努めています。

(2)身体障がい者福祉対策

事業の名称	内 容	実施状況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費 (千円)
更生医療の給付	障がいを軽減し日常生活を容易にするために必要な医療を給付する。	—	2,113	26,982
育成医療の給付	18歳未満の児童に対し必要な医療を給付する	平成25年度より県から権限移譲	37	938
療養介護医療の給付	療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供	—	154	10,994
補装具交付(修理)	障がいを補うための用具の交付・修理を行う。	—	212	23,740
身体障がい者相談員	身体障がい者福祉に見識のある者に委嘱し、障がい者の更生援護相談に努める。	相談員 29名 ※平成24年度からは市が委嘱	—	711
ニュー福祉機器助成	先進的な福祉機器の購入費の一部を助成することにより、身体障がい者の活動を支援する。	—	3	120
障がい者住宅改造助成事業	在宅の障がい者の自立や介護者負担の軽減を図るため、住宅改造等に要する経費の一部を助成する。	住宅改造	3	1,133
介助用自動車等購入・改造費用助成	車椅子等を使用する在宅の身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付等に改造または購入する場合、費用の一部を助成する。	上限240千円	2	227
重度障がい者タクシー利用助成	身障手帳1級、下肢・体幹及び視覚の2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の該当者にタクシーの利用料金の一部を助成する。	初乗料金の9割を24回分(左記対象者のうち、下肢・体幹機能障がいや車いすの常用者及び視覚障がい者は48回分)	2,457	1,377
人工透析療養者通院費助成事業	腎臓機能障害のある方が、人工透析療法を受けるためにタクシーで医療機関に通院した場合、片道料金の3分の1を助成する。	—	799	269

4 障がい者(児)福祉

在宅障がい者等交通費助成	在宅で生活する障がい者やその付添い人が、通所・通院を目的として公共交通機関や自家用車を利用した場合、費用の一部を助成する。	—	41	1,202
難病療養者通院助成	難病療養者が難病治療のため飛騨地域外の指定医療機関に通院する場合、その交通費の一部を助成する。	4,500 円/回 (月 4 回を上限)	126	2,151
安全・安心・快適なまちづくり	既存の民間施設等のバリアフリー改修事業及び子育て支援施設の整備等に対して助成する。(平成 13 年度より車両改造(サポートシート)を、平成 30 年度よりユニバーサルデザインタクシー購入を対象とする)	上限 2,000 千円 下限 100 千円 サポートシート上限 150 千円 ユニバーサルデザインタクシー 100 千円	バリアフリー改修等 0 ユニバーサルデザインタクシー 1	100
障がい児通園助成事業	遠方の施設、病院等へ通う障がい児及び介護者に対して、その交通費の一部を助成する。	市内 3,000 円/月 市外 4,500 円/回 (月 4 回を上限) 宿泊 3,000 円/回 付添 1 回の入院につき 4,500 円	(市内)延 465 名 (市外)延 308 名 宿泊 延 16 名 付添 延 15 名	18,035
障がい者等雪下ろし助成事業	市内に住所を有する障がいのある方のみの世帯に対し、屋根の雪下ろし、雪下ろしに伴う排雪(運搬を含む)及び排雪(運搬を含む)のみにかかる経費の一部を助成する。 ・身体手帳 1～4 級又は下肢・体幹機能障がい 6 級まで ・療育手帳 A1・A2・B1 ・精神手帳 1・2 級	生計中心者の市民税額により、年額 120・80・40 千円を上限に助成 (市民税額が 15 万円を超える世帯及び生活保護世帯は対象外)	1	50
要電源障がい者災害時電源確保支援事業	在宅で生活する電源が必要な医療機器を使用する障がい者に、非常用電源装置等の購入費用を助成する。 (条件) 災害時の個別避難計画が策定されていること (対象) 呼吸器機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けている、又は医師から電源を必要とする医療機器の使用が必要と証明されている者	○助成対象 ・正弦波インバーター発電機【基準額：12 万円】 ・ポータブル蓄電池【基準額：6 万円】 ・DC/AC インバーター(カーインバーター)【基準額：3 万円】 ○助成額 基準額と購入額のいずれか低い額×9/10 (世帯の所得等の状況に応じて基準額内の自己負担額の全部又は一部を助成)	1	54

(3) 障がい者施設等運営費助成事業

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
① 障がい者施設等運営費助成事業	障がい者施設等運営支援事業補助金 燃料価格高騰等の影響を受けながらもサービスの提供を継続している障がい者事業所等の負担を軽減し、良質なサービスを継続できるよう、光熱費、訪問及び利用者の送迎等に使用するガソリン代、食材費の高騰分に対する支援 開始年度 令和 5 年度	・助成額 利用定員や職員数に応じて定める基準単価 ・基準単価 入所施設 111,000 円～1,221,000 円 通所施設 137,300 円 訪問事業 45,000 円 福祉用具 32,000 円 ケアマネ 4,000 円	25 事業所	千円 6,350

身体障害者手帳交付状況

(令和 6 年 3 月末日現在)

障 害 区 分	人 員(人)	構成比(%)	備 考
視 覚 障 害	263	6.5	内 訳 18 歳未満 55 人 18 歳以上 3,959 人
聴覚・平衡機能障害	329	8.2	
音声・言語機能障害	33	0.8	
肢 体 不 自 由	2,042	50.9	
内 部 障 害	1,347	33.6	
計	4,014	100.0	

障がい等級別・年齢別人数

(令和 6 年 3 月末日現在)

区 分	障 が い 等 級 別 (人)						合 計 (人)
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18 歳 未 満	30	9	8	4	0	4	55
18 歳 以 上	1,132	526	926	897	235	243	3,959
計	1,162	535	934	901	235	247	4,014

3. 知的障がい者(児)福祉

(1) 概 況

知的障がい者(児)とは、種々の原因により知的機能の発達が恒久的に遅滞し、自己の身の事からの処理および社会生活への適応が困難な人で、一般的に種々の能力の程度により判定しています。これをさらに程度により 4 段階 (A1、A2 重度・B1 中度・B2 軽度) に分別しています。

知的障がい者は、経済的にも社会的にも非常に不利な立場におかれがちになります。

このため高山市では、さらに潜在する障がい者(児)の把握に努めるとともに、国、県の施策とあいまって市独自の施策もすすめ、障がい者の福祉の増進を図っています。

4 障がい者(児)福祉

(2) 支援の状況

知的障がい者相談員

福祉事務所、各関係機関との緊密な連携を保ちながら地域活動を行い、知的障がい者(児)の家庭における療育や生活に関する相談に応じたり、助言指導を行う。

昭和50年7月から設置
相談員 4名
平成24年度からは市が委嘱

療育手帳交付数 (各年度3月末日現在) (単位:人)

程度 年度	A	B 1	B 2	計
3	355	295	306	956
4	361	293	319	973
5	361	302	333	996

知的障がい者の相談件数

年度	件数
3	21
4	28
5	38

4. 精神障がい者福祉

(1) 概 況

精神障がい者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患により、自己の身の周りの事からの処理および社会生活への適応に支援が必要な人で、一般的に日常生活程度の能力により3段階(1級、2級、3級)に分別しています。

精神障がい者は、経済的にも社会的にも非常に不利な立場におかれがちになります。

このため高山市では、さらに潜在する障がい者(児)の把握に努めるとともに、国、県の施策とあいまって市独自の施策もすすめ、障がい者の福祉の増進を図っています。

(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神障がい者等からの保健、福祉的な相談について、飛騨保健所、健康推進課、その他関係機関との連携を図りながら対応しています。また、飛騨保健所、その他の関係機関との連携を図りながら、保健師による訪問指導を行っています。

(3) 自立支援医療(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳の申請受付

新規申請受付事務及び更新対象者の管理、申請勧奨、受付事務を行っています。

自立支援医療(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳の交付数

(各年度3月末日現在) (単位:人)

年度	自立支援医療 支給認定数	保健福祉手帳交付数			
		1級	2級	3級	総数
3	1,034	160	506	171	837
4	1,047	162	516	194	872
5	1,073	173	538	207	918

精神保健福祉相談件数

年度	相談者数
3	54
4	57
5	55

5. 在宅障がい者(児)福祉

(1) 概 況

障がい者の住みよい環境づくり等を地域ぐるみで推進するとともに、一般市民に対する障がい者の啓蒙をうながし、家庭に閉じこもりがちな障がい者の社会活動への積極的な参加と他施策を含めてリハビリテーションの効果を図ります。

(2) 在宅障がい者(児)対策

ア 障害者扶養共済制度

(令和6年3月末日現在)

内 容	状 況
「親なき後の保護」として、心身障がい者を扶養する者が加入者となり、月々一定の掛金を納め、加入者が死亡又は重度障がい者となった場合、1口あたり月額20,000円ずつ障がい者が生存期間中支給される。なお、加入資格は65歳未満となっており、2口まで加入が認められています。	昭和44年4月から発足 ・実施主体 県 ・年金の額 1口あたり 月20,000円

イ 障がい者の雇用促進に係る事業計画

1. 障がい者の雇用援助と職域拡大
2. 障がい者の雇用問題について企業相互間の啓蒙と促進
3. 未就職障がい者の把握と職業意識の啓発
4. 施設・学校の卒業予定者に対する相談・指導、援助
5. 障がい者の職業意欲高揚のための職場見学、実習
6. 関係機関等の連携及び協力

ウ 障がい者就労支援事業（令和5年度実績）

- ・ 障がい者雇用継続支援 19事業所 27人
- ・ 障がい者の雇用機会の創出 3事業所 35人
- ・ 障がい者の就労支援助成 2事業所 6人

5 高 齢 者 福 祉

1. 高齢者の概況

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日現在における高山市の 65 歳以上の高齢者は、男女の合計 27,964 人で、人口全体に占める比率、いわゆる高齢化率は 33.8%となり、約 10 人に 3 人が 65 歳以上の高齢者で占めています。(別表 1・5 参照)
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日現在における 65 歳以上の高齢者のみの世帯は、11,194 世帯(施設入所者を除く)で総世帯数の 31.3%を占め、とりわけ、ひとり暮らし高齢者は 65 歳以上の年齢層 100 人に対して 22.3 人で、総世帯数の 17.5%を占めています。(別表 2・3・5 参照)
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日現在における介護保険認定情報に基づく 65 歳以上の寝たきり高齢者は、1,182 人(施設入所者を除く)となり、65 歳以上の年齢層 100 人に対して 4.2 人が居宅で寝たきりの状態にあります。(別表 4 参照)
- (4) 高山市では、国、県を上回る速度で高齢化が進展しており、75 歳以上の後期高齢者が高齢者全体の過半数を占めている状況です。同時に若者の流出、核家族化等を背景に、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加等、今後何らかの福祉的援助を必要とする高齢者が着実に増加しています。
これからも多様化するニーズに対応するため、今後ますます、福祉・介護(保険)・医療・保健・地域の連携が重要となります。

2. 事業の基本目標

令和6年3月に策定した「高山市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、基本目標を「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」とし、3つの「目指す姿」を設定しました。

<目指す姿>

誰もが個性や能力を発揮し、互いに尊重し支え合う共生社会の中で、

- ◎ 高齢者が心身ともに健康で、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしています。
- ◎ 介護や支援の必要な高齢者が、心身の状態に応じて必要なサービスを利用しながら、安心して暮らしています。
- ◎ 元気な高齢者が経験や能力を活かしながら、地域の様々な分野で活躍しています。

これら「目指す姿」の実現に向けて、福祉、保健、医療等の連携のもと、地域における支え合いの仕組みが整い、心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、健康で安心して暮らせることができるよう、市民、関係機関、行政が一体となり、高齢者福祉施策・地域支援事業などの各種事業を実施し市民福祉の向上に努めます。

3. 事業の概要

*印は、令和5年度において国・県の補助事業であることを示す。

(1) 老人福祉施設への措置

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費
① 老人ホーム入所判定委員会	高齢者を老人福祉施設に措置することの可否について、専門的立場より審議、検討し、福祉事務所に答申する。 開始年度：昭和59年度	入所判定委員数 5名	・開催回数 3回 ・判定件数 6件	千円 23
② 老人福祉施設への措置	身体上、精神上、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を保護するため、老人福祉法に基づき養護老人ホーム等に入所措置する。	措置人数 (令和6年3月末) ・養護老人ホーム 57人 (新規措置者数 5人)	措置延べ人数 ・養護老人ホーム 687人 ・やむを得ない措置 0人	153,785

老人福祉施設への措置入所者数

(単位：人、円)

施設の種類	所在地	施 設 名	令和4年度末入所者	令和5年度異動		令和5年度末入所者	令和5年度措置費
				新規措置者	措置廃止者		
養護老人ホーム	高山市	向陽園	49	3	3 (死亡2) (施設変更1)	49	131,763,313
	郡上市	郡上偕楽園	1	0	0	1	3,058,160
	御嵩町	さわやか長楽荘	5	2	1 (死亡1)	6	15,511,296
盲養護老人ホーム	垂井町	優・悠・邑 和	1	0	0	1	3,451,782
計			56	5	4	57	153,784,551

(2) 高齢者の生きがい、健康づくり、社会参加等の促進事業（老人福祉センターの事業を除く）

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
① 老人クラブ活動の支援 *	60 歳以上の者で構成する高山市連合長寿会の各種活動を支援するため、明るい長寿社会と豊かな老後の生活を目指し、活動費の一部を助成する。	高山市連合長寿会 10 地区	会員数 6,288 人 単位クラブ 99 クラブ	千円 10,972
② いきいき健康農園貸付	高齢者の健康と生きがい等を増進するため、農地を持たない高齢者に対し、3 年間の使用期間で、約 10 ㎡の畑地を貸与する。 開始年度：昭和 49 年度	・設置総数 4 園 ・総区画数 165 区画 ・総面積 6,495 ㎡ (別表参照)	延べ利用 人数 162 人	529
③ 地域乗合バス利用費助成	高齢者の日常生活における外出を支援するため、市民税非課税の 65 歳以上の高齢者等が「高齢者バス優待乗車証」を購入する際に 2,000 円を助成する。 開始年度：平成 16 年度	高齢者バス優待乗車証購入費用 4,190 円 ・助成額 2,000 円 (別途、距離に応じて運賃の負担有)	延べ利用 人数 246 人	492
④ 敬老祝品贈呈	「敬老の日」に、長寿者に対して祝い品を贈呈する。 開始年度：昭和 41 年度	祝品贈呈者 ・米寿の方 690 人 ・満百歳の方 40 人 ・百歳を超える方 80 人 ・最高齢者 男女各 1 人	記念品 812 人分	772
⑤ 指定温泉保養施設等利用費助成	高齢者等の福祉増進のため、65 歳以上の高齢者及び障がい者等に市の指定する温泉保養施設等の利用料の半額を助成する。 開始年度：平成 8 年度	・1 人年間 20 回まで ・温泉保養施設 10 か所 ・公衆浴場 2 か所	交付者数 7,365 人 延べ利用 人数 66,232 人	19,470

(別表) いきいき健康農園

施 設 名	所 在 地	開設年月日	面 積 (㎡)	区画数 (区画)
千 島 農 園	千 島 町	昭和 50 年 5 月 17 日	1,105	23
三 福 寺 農 園	三福寺町	昭和 52 年 5 月 21 日	2,630	63
江 名 子 農 園	江名子町	昭和 60 年 4 月 1 日	195	3
下 岡 本 農 園	下岡本町	平成 10 年 4 月 27 日	2,565	76
計			6,495	165

(3) 老人福祉センターの事業

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費
① 保健体育活動の育成	・ 高齢者の仲間づくりと心身の健康を保持する ・ 生涯に渡って継続できるスポーツ等の普及を図る	・ 高年者体育大会 200 人	事業延べ数 1 件	千円 7,164
② 文化活動の育成	・ 教養・趣味活動や交流の場を提供し、高齢者の社会参加・生きがいづくり・心身の健康増進を図る ・ 男性が参加しやすい事業を実施	・ 各種教室の開催 109 人（シニア防災教室、陶芸教室、グランドゴルフ初心者教室）	事業延べ数 10 件	
③ 高齢者の居場所づくり	・ 毎月1回「ふれあいのつどい」を開催し、高齢者の生きがいを高め、社会参加を図る ・ 高齢者の地域の居場所づくりとして住民主体のサロンを展開 ・ 小地域での拠点づくりを推進	・ ふれあいのつどい 230 人	事業延べ数 12 件	
④ 入浴サービス	・ 障がいを持つ高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、入浴サービスを提供	・ 入浴支援（週1回）延べ利用者数 219 人	サービス日数 51 日	
⑤ 高齢者団体の育成と事業協力	・ 高山市連合長寿会及び自主活動連絡会が実施する事業への協力 ・ 高山市福祉関係団体等連絡協議会高年者部会との連携事業の実施 ・ 各種講座実施後の自主活動グループでの継続支援	・ 高年者作品展 500 人 ・ 市民公開講座 200 人 ・ コミュニケーションマージャンサロン 22 回 299 人 ・ たかやまコミュニケーション麻雀交流大会 59 人	事業延べ数 25 件	

(事業開始年度：昭和60年度／平成18年度から指定管理者制度（委託）移行)

(4) 在宅の高齢者福祉事業

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
① 軽度生活援助	在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活の援助を行う援助員を派遣する。 開始年度：平成 16 年度	・利用者負担 利用料の一割負担 110 円・180 円/回 (サービスによって異なる) ・委託先 高山市シルバー人材センター	延べ利用回数 457 回 利用実人数 71 人	千円 748
② 寝具洗濯乾燥サービス	寝具類（掛け布団、敷布団、毛布）の衛生管理が困難な 65 歳以上の高齢者世帯等及び身体障がい者の保健衛生の増進及び福祉向上を図るため、寝具類の洗濯及び乾燥消毒を行う。 開始年度：平成 17 年度	・1 人年 2 回以内 ・利用者負担 利用料の 1 割負担	延べ利用件数 8 件 利用実人数 6 人	64
③ 生活管理指導短期宿泊	基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者等の介護予防を図るため、短期入所により日常生活に対する指導・支援を行う。 開始年度：平成 12 年度	・利用者負担 380 円/日 (別途食事代負担有) ・実施施設 向陽園	延べ利用日数 200 日 利用実人数 4 人	762
④ 外出支援事業	高齢者が安心して居宅で生活できるよう公共交通機関等の利用が困難な支所地域在住の高齢者等に対して、通院や日常生活必需品購入等のための送迎を行う。 開始年度：平成 16 年度	・利用者負担 距離により 310～1,040 円/回 (市民税課税状況により減免有)	延べ利用人数 9,069 人	19,133
⑤ 外国人高齢者等福祉金の支給	無年金の外国人の高齢者及び障がい者に福祉金を支給し、福祉の向上を図る。 開始年度：平成 9 年度	・支給額 月額 12,500 円	支給人数 2 人	225
⑥ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症高齢者等 SOS ネットワークに登録した方を対象に、市が契約者となって個人賠償責任保険に加入し、保険料を全額負担する。 開始年度：平成 31 年度	・登録できる人 ① 認知症高齢者等 SOS ネットワーク登録者 ② 登録者の世帯全員に市税の滞納がないこと	登録人数 111 人	139

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
⑦ 日常生活用具給付	日常生活の安全安心のため、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の日常生活用具を給付又は貸与する。 ・ 高齢者世帯、市民税非課税等の要件有 開始年度：シルバーカー 昭和 55 年度 玄関チャイム 平成 31 年度 その他 平成 16 年度	・ 給付品目（基準額） ①電磁調理器（41,000 円） ②火災警報器（6,000 円） ③自動消火器（30,900 円） ④玄関チャイム（5,000 円） ・ 利用者負担 有 （品目別、市民税課税状況により異なる） ・ 貸与品目 ①老人用電話 ②シルバーカー ・ 利用者負担 無	電磁調理器 4 台 火災警報器 2 台 玄関チャイム 4 台 老人用電話 3 台 シルバーカー 3 台	千円 150
⑧ 難聴高齢者補聴器購入助成	生活支援及び社会参加の促進を図るため、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴高齢者の補聴器の購入費用の一部を助成する。 開始年度 令和 5 年度	<対象者> ・ 申請時に 65 歳以上 ・ 両耳の聴力レベルが 40 デシベル～60 デシベル ・ 住民税非課税世帯 <助成金額> ・ 購入費の 2 分の 1 に相当する額 （限度額：50,000 円）	44 件	2,108
⑨ 低所得者サービス利用負担軽減対策 *	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減対策 介護保険の安定的な運営に資するため、社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、市長が認める生活困窮者の介護保険サービス利用負担を軽減した場合にその一部を助成する。 開始年度：平成 17 年度	・ 対象者 市民税非課税世帯等 ・ 助成額 当該施設の軽減総額から当該施設が本来受領すべき利用者負担総額の 1% を引いた額の 2 分の 1 を当該施設に対して助成 ただし、当該施設が本来受領すべき利用者負担総額の 10% を超える軽減額は全額を助成	3 施設	545

5 高齢者福祉

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
⑩ 高齢者等住宅改造助成	住宅改造費助成 日常生活に支障のある高齢者等が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるように住宅を改造する費用を助成し、高齢者等の生活維持向上と自立の助長を図る。 開始年度：平成 6 年度	・生計中心者の前年所得税額により最高 75 万円まで助成（介護保険の住宅改修給付費含む） ・前年所得税年額 27 万円を超える世帯は対象外	延べ利用 件数 107 件 (内融雪 51 件)	千円 29,676
	屋根融雪装置設置費助成 高齢者のみで構成する世帯の屋根雪の除排雪を支援するため、家族やその他の支援が得られない者に対して、融雪装置の設置に係る費用を助成する。 開始年度：平成 14 年度	・生計中心者の市民税額により最高 60 万円まで助成 ・市民税年額 15 万円を超える世帯は対象外		
	高齢者等住宅改造資金貸付 住宅改修等の際における一時的な自己負担を軽減するため、補助金等が交付されるまでの間、資金の貸付を行う。 開始年度：平成 20 年度	・対象者は、次の①～③の補助金等を受けられる方 ①介護保険の住宅改修費 ②高齢者等住宅改造助成事業補助金 ③障がい者住宅改造助成事業補助金 ・利子 無利子 ・限度額 補助金等で交付される額	17 件	4,010
⑪ 高齢者雪下ろし等助成事業	高齢者世帯に対し、屋根の雪下ろし、雪下ろしに伴う排雪（運搬を含む）及び排雪（運搬を含む）のみにかかる経費の一部を助成し、安全で安心な在宅生活を支援する。 開始年度：平成 31 年度	・対象者 市内に住所を有する高齢者のみの世帯等 （市民税額が 15 万円を超える世帯及び生活保護世帯は対象外） ・助成額 生計中心者の市民税額により年額 120・80・40 千円を上限に助成	助成決定 世帯数 247 世帯 助成利用 世帯数 8 世帯	252

(5) 介護人材確保事業

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
① 介護人材確保事業	介護人材確保促進事業補助金 市内の介護事業所に従事する職員の確保又は離職防止を目的に、高山地域介護保険事業者連絡協議会が行う活動に要する経費の一部を助成する。 開始年度：平成 29 年度	・ 助成額 上限 500 千円	1 件	千円 475
	介護職員初任者研修受講費補助金 介護職員初任者研修を修了した者の当該研修にかかる受講料の一部を助成する。 開始年度：平成 29 年度	・ 対象者 市内の介護事業所に、介護職員として 3 ヶ月以上継続して就労している方 ・ 助成額 補助対象経費の 10/10 又は 40,000 円のうち、いずれか低い額	6 件	175
	介護支援専門員再就業補助金 離職した介護支援専門員が再び就労するために必要な研修を受講した場合の当該研修にかかる受講料を助成する。 開始年度：令和 2 年度	・ 対象者 研修開始時に介護事業所に勤務しておらず、研修後に介護支援専門員として 3 ヶ月以上就業している方 ・ 助成額 補助対象経費の 10/10 又は 40,000 円のうち、いずれか低い額	1 件	38
	支所地域訪問介護サービス等確保補助金 支所地域における介護サービス事業の維持及び新規の事業者の参入を図るため、訪問介護サービスが特に不足している地域へのサービス提供を行う事業所に対し、訪問に要する費用を助成する。 開始年度 令和 4 年度	・ 助成額 訪問サービス提供 1 地域につき 3,000 円 (上限：1 日につき 9,000 円)	4 事業所	3,402
	介護に関する入門的研修の開催 不足している支所地域の介護人材の確保を図るため、専門業者に委託し支所地域において研修を行う。 開始年度 令和 4 年度	・ 開催会場 丹生川支所 久々野支所 清見支所	参加者 29 人	762

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費
① 介護人材確保事業	介護施設等の事業継続支援 新型コロナウイルス感染者の発生により介護サービスの維持が困難になった場合に備えて、介護事業所同士による職員応援派遣の仕組みを構築し、当該取組を行う介護事業所を支援する。 開始年度 令和4年度	・助成額 派遣可能な職員を登録した法人に対し、1名につき30,000円(上限150,000円) 実際に派遣された職員に対し、派遣1回あたり20,000円 実際に派遣された職員に対し、派遣1日あたり3,000円 実際に派遣を行った法人に対し、派遣1回あたり100,000円	協定法人 6法人 登録者 32人 派遣日数 0日	千円 -
	介護職のたまごアルバイト支援事業補助金 介護人材バンクを介して市内介護事業所でアルバイトを行った学生に対し、補助金を交付する。 開始年度 令和5年度	・助成額 1日3時間以上のアルバイトを1日として換算し、アルバイトの実施時間に応じて助成する。 (1) 5日から9日 10,000円 (2) 10日以上の場合 20,000円	3件	60

(6) 介護保険施設等運営費助成事業

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費
① 介護保険施設等運営費助成事業	介護保険施設等運営支援事業補助金 燃料価格高騰等の影響を受けながらもサービスの提供を継続している介護保険事業所等の負担を軽減し、良質なサービスを継続できるよう、光熱費、訪問及び利用者の送迎等に使用するガソリン代、食材費の高騰分に対する支援 開始年度 令和5年度	・助成額 利用定員や職員数に応じて定める基準単価 ・基準単価 入所施設 111,000円～1,221,000円 通所施設 137,300円 訪問事業 45,000円 福祉用具 32,000円 ケアマネ 4,000円	172事業所	千円 26,133

(7) 介護保険地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費
① 通所型介護予防事業 （にこにこ教室）	高齢者の状況に応じた自立した生活の継続と介護予防を図るため、通所による介護予防教室を実施する。 対象者：要介護状態になる恐れがある虚弱な高齢者 開始年度：平成19年度	・実施施設 保健センター 福祉センター 老人いこいの家 老人デイサービスセンター 等 ・送迎あり ・利用者負担 500円/回	延べ回数 945回 延べ利用 人数 4,381人	千円 34,000
② 訪問型サービスA事業	基本チェックリスト該当者である独居または虚弱な高齢者世帯の方に対し、買い物や軽易な掃除等の日常生活を援助 開始年度：平成28年度	・週1回、1時間程度のサービス提供 ・利用者負担 買物 180円/回 掃除等 110円/回	派遣対象者 (実人員) 9人 延べ利用 回数 282回	383

(8) 介護保険地域支援事業（一般介護予防事業）

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和5年度の実績	
			件 数	所要経費
① 高齢者健康教室	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康の維持と介護予防を図るため、健康教室を開催する。 対象者：一般高齢者 ① ひざ腰元気教室 （1コース週1回5か月） ② 自主活動支援 ③ フォローアップ講座 ④ フレイル予防教室 ⑤ よって館 ⑥ 脳力アップ教室 開始年度：平成11年度	・開催会場 保健センター 福祉センター 老人いこいの家 よって館（空き店舗） 公民館 等 ・送迎なし ・参加費 無料	延べ参加 人数 16,252人	千円 35,800
② 介護予防対象者把握事業（あたまの健康チェック）	軽度認知機能障がい（MCI）対象者の把握 対象者：80歳未満の高齢者 開始年度：平成27年度	・パソコンを用いて、軽度認知障がいの疑いの有無を検査し、医療機関への受診や介護予防事業への参加を促す	受検者 47人	353

(9) 介護保険地域支援事業（包括的支援事業（社会保障充実分））

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
① 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援や、必要な情報の提供及び助言、その他必要な援助を行い、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築する。 開始年度：平成 27 年度	・在宅医療サポートセンターの設置（平成 29 年度から高山市社会福祉協議会に委託）	相談件数 134 件	千円 2,318
	在宅医療と介護に携わる多職種が連携し、地域における在宅医療体制における課題の抽出や解決策の検討、情報提供を行うための会議や研修会を実施する。 開始年度：平成 27 年度	・在宅医療介護連携推進事業の実施（平成 30 年度から高山市医師会に委託） ・在宅委員会 4 回 ・在宅医療を考える会 2 回 ・在宅療養研修会 1 回 ・症例検討会 1 回	—	2,182
② 生活支援体制整備事業	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組む。 開始年度：平成 29 年度	・生活支援コーディネーターの配置（高山市社会福祉協議会に委託）	—	5,545
		・協議体会議の開催 1 回	—	23
③ 認知症総合支援事業	認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。 開始年度：平成 28 年度 ・認知症ケアパス 平成 29 年度 ・認知症相談会 令和 4 年度	・認知症初期集中支援チームの設置 チーム員会議 5 回 ・認知症サポート嘱託医の委嘱 ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症ケアパスの配付 ・認知症相談会の開催 12 回	—	1,163

(10) 介護保険地域支援事業（任意事業）

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
① 緊急通報装置の設置	在宅のひとり暮らし高齢者等の日常生活上の火災、発病等緊急事態に対する不安を軽減するため、緊急通報装置を設置する。 開始年度：平成元年度	・利用者負担 520 円・1,040 円/年 (市民税課税状況による) ・設置台数 274 台 (令和 6 年 3 月末)	新規設置 台数 28 台	千円 5,760
② 高齢者配食サービス	在宅において、一人暮らし又は高齢者世帯等の高齢者等に対し食事サービスを提供するとともに安否確認を行う。 週 6 日（月～土） 1 食/日 開始年度：特別食 平成元年度 普通食 令和 5 年度	・利用者負担 特別食 400 円/食 普通食 350 円/食	延べ利用数 13,769 食 利用実人数 87 人	12,398
③ 徘徊高齢者探索システム貸与	徘徊癖のある認知症高齢者を介護する家族が安心して介護できる環境づくりに寄与するため、所持している者の現在位置を示す携帯端末機を貸与・助成する。 開始年度：平成 13 年度	・利用者負担金 260 円・520 円/月 新機種 660 円・1,320 円/月 (市民税課税状況による) ・業者へ搜索依頼した場合は実費が必要	貸与者実 人数 16 人	170
④ 家族介護用品等支給	在宅の寝たきり高齢者等を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつ等の購入に要する経費の一部を助成する。(年 3 回 (4・8・12 月) 支給) ※令和 3 年度から、支給要件及び支給対象者を改正 開始年度：平成 12 年度	・対象者及び支給限度額 ①要介護 2・3(世帯非課税) ※令和 3 年度以降の申請は、認定調査票により必要性を判断 年間 1 人 40,000 円 ②要介護 4・5(本人非課税) 年間 1 人 60,000 円 ③要介護 4・5(世帯非課税) 年間 1 人 195,000 円	支給人数 463 人	22,553
⑤ 在宅寝たきり老人等の介護者慰労金の支給	寝たきり高齢者等(要介護 3～5 及び要介護 2 で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方)を在宅で一定の介護給付を受けずに 12 か月以上介護している介護者の労をねぎらい在宅での介護を支援するため、慰労金を支給する。 開始年度：昭和 62 年度	・支給額 10,000 円/月	支給人数 26 人	1,660

事業の名称	内 容	実 施 状 況	令和 5 年度の実績	
			件 数	所要経費
⑥ 高齢者等見守りネットワーク事業	地域団体等や民間事業者が高齢者等の見守り活動の担い手となり、日頃の活動や業務の中でゆるやかな見守り活動を行う。 協力事業者として登録した事業者には登録証と啓発ステッカーを配付する。 開始年度：平成 30 年度	・事業の広報、啓発 ・協力事業者の登録推進	登録協力事業者数 (累計) 64 事業者	千円 28
⑦ 認知症高齢者等見守り事業(介護予防対象者把握)	高年者台帳による高齢者の見守り活動の推進及び認知症予防・介護予防対象者の把握 開始年度：平成 27 年度	・民生委員による高齢者がいる世帯への訪問によって、認知症・うつ・閉じこもりなどの心配がある者のうちハイリスクな者の状況把握と支援	該当者 230 人	400
⑧ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	徘徊のおそれのある認知症高齢者等の登録制度により、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見及び認知症高齢者等の安全・安心の確保並びに認知症高齢者等を介護する親族に対する支援を図る。 開始年度：平成 31 年度	登録できる人 ・高山市に住所を有する 40 歳以上の者 ・認知症の症状があり、徘徊のおそれがある者 ・在宅で生活している者のいずれにも該当	登録者 111 人	94
⑨ 家族介護者支援事業	在宅で家族を介護する人の身体的・精神的負担軽減を目的に、相談室「ほっとする談話室」の開設や介護者教室を開催 開始年度：平成 29 年度	・ほっとする談話室 24 回	延べ利用人数 126 人	1,500
		・おでかけ談話室 2 回 ・家族介護者教室 1 回	参加人数 2 人	115
⑩ 成年後見制度利用支援事業	精神上の障がい(認知症等)により判断力を欠く、身寄りのない高齢者等を保護するため、「補助、保佐、後見」の申し立てを親族に代わり市長が行う。また、申し立てに要する費用を負担することが困難な者に対し、申立て費用(登記手数料、鑑定費用等)や後見人等の報酬について、全部又は一部を助成する。 開始年度：平成 14 年度	・市長申立て対象者 ① 2 親等内の親族がいない者 ② 2 親等内の親族の代表者等が後見の申立をしないことを申し入れた者で、市長が必要と判断した者 ③ 親族の虐待等の理由や、2 親等内の親族の調査に要する時間がない場合で、市長が必要と判断した者	市長申立件数 5 件 報酬助成件数 4 件	911
⑪ 成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の普及と利用促進を目的に広報・啓発を行う。 開始年度：平成 29 年度	講演会の開催 テーマ ・成年後見制度	3 回	154
⑫ 介護給付費適正化事業	適正なケアプラン作成のため居宅介護支援事業者に対する研修を実施 開始年度：平成 30 年度	ケアプラン適正化研修 ・全体研修 1 回 ・個別研修 8 回	—	320

〔資料〕

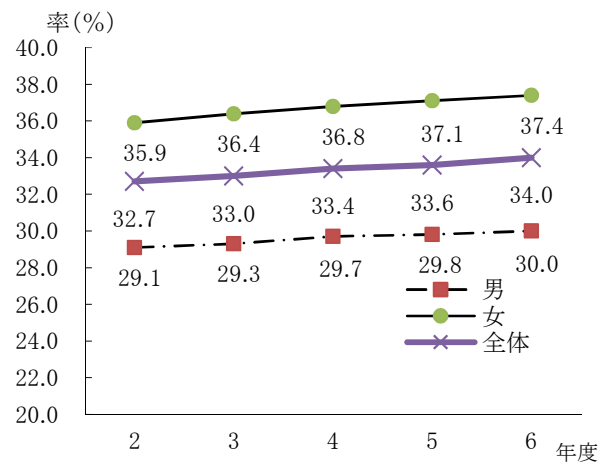
高山市の高齢者の統計（各年度4月1日現在）

（別表1）65歳以上の者の推移

（単位：人、％）

年度	男	女	計	指数	総人口	高齢化率
2	12,054	16,326	28,380	100.0	86,905	32.3
3	12,037	16,332	28,369	100.0	85,939	33.0
4	12,009	16,280	28,289	99.7	84,671	33.4
5	11,906	16,193	28,099	99.0	83,537	33.6
6	11,829	16,135	27,964	99.0	82,644	33.8

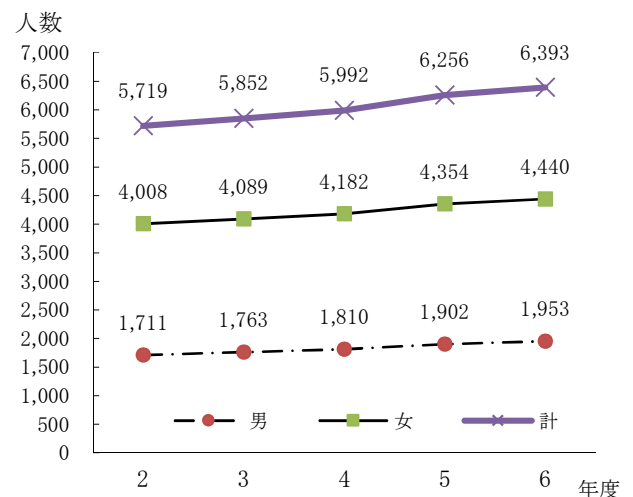
高齢化率の推移



（別表2）ひとり暮らし高齢者の推移 対象：65歳以上

（単位：人、％）

年度	男	女	計	指数	65歳以上人口	比率
2	1,711	4,008	5,719	100.0	28,380	20.2
3	1,763	4,089	5,852	102.3	28,369	20.6
4	1,810	4,182	5,992	104.8	28,289	21.2
5	1,902	4,354	6,256	109.4	28,099	22.3
6	1,953	4,440	6,393	111.8	27,964	22.9

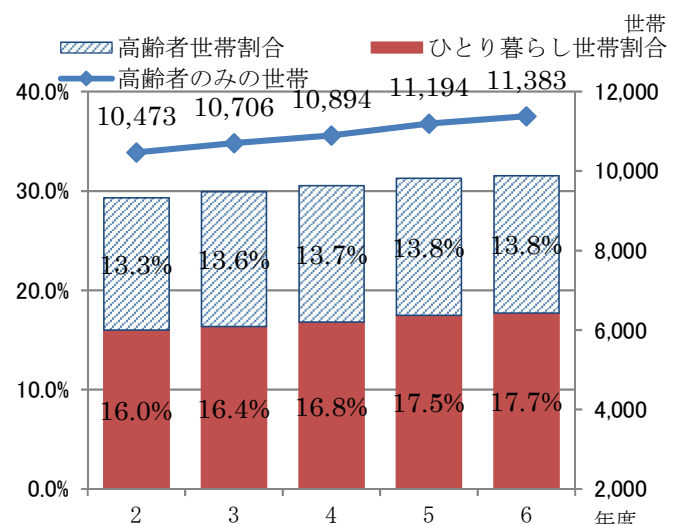


（別表3）高齢者世帯の推移 対象：65歳以上

（単位：人、％）

年度	世帯数	人員	世帯指数	人員指数
2	4,754	9,665	100.0	100.0
3	4,854	9,851	102.1	101.9
4	4,902	9,950	103.1	102.9
5	4,938	10,014	103.9	103.6
6	4,990	10,114	105.0	104.6

※ひとり暮らし高齢者は含まない

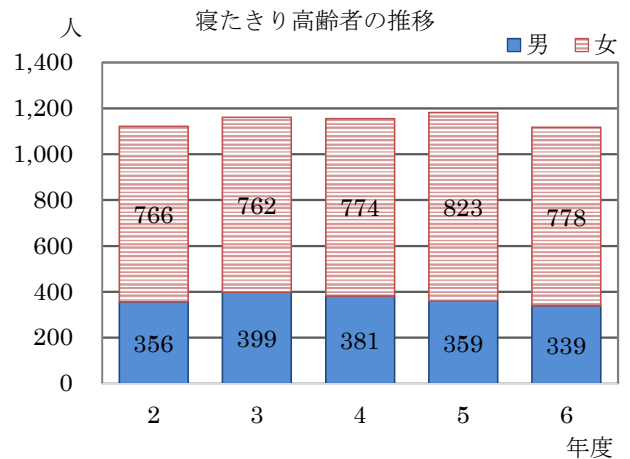


5 高齢者福祉

(別表 4) 寝たきり高齢者の推移 対象：65 歳以上

(単位：人、%)

年度	男	女	計	65 歳以上人口	比率
2	356	766	1,122	28,380	4.0
3	399	762	1,161	28,369	4.1
4	381	774	1,155	28,289	4.1
5	359	823	1,182	28,099	4.2
6	339	778	1,117	27,964	4.0



施設等入所者を除く。

※ 介護保険認定情報に基づく「障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」（ランク B・C）を反映。

(別表 5) 65 歳以上高齢者の数

区 分			人 数 (人)	比 率 (%)	備 考
65 歳以上の人口	高山市	男	11,829	30.0	総人口 男 39,453 人 女 43,191 人 計 82,644 人 総世帯数 36,084 世帯 高山市市民課「人口異動」(R6.4.1 現在)
		女	16,135	37.4	
		計	27,964	33.8	
	岐阜県	計	592,436	30.9	総人口 1,917,872 人 岐阜県統計課「年齢別推計人口」(R6.4.1 現在)

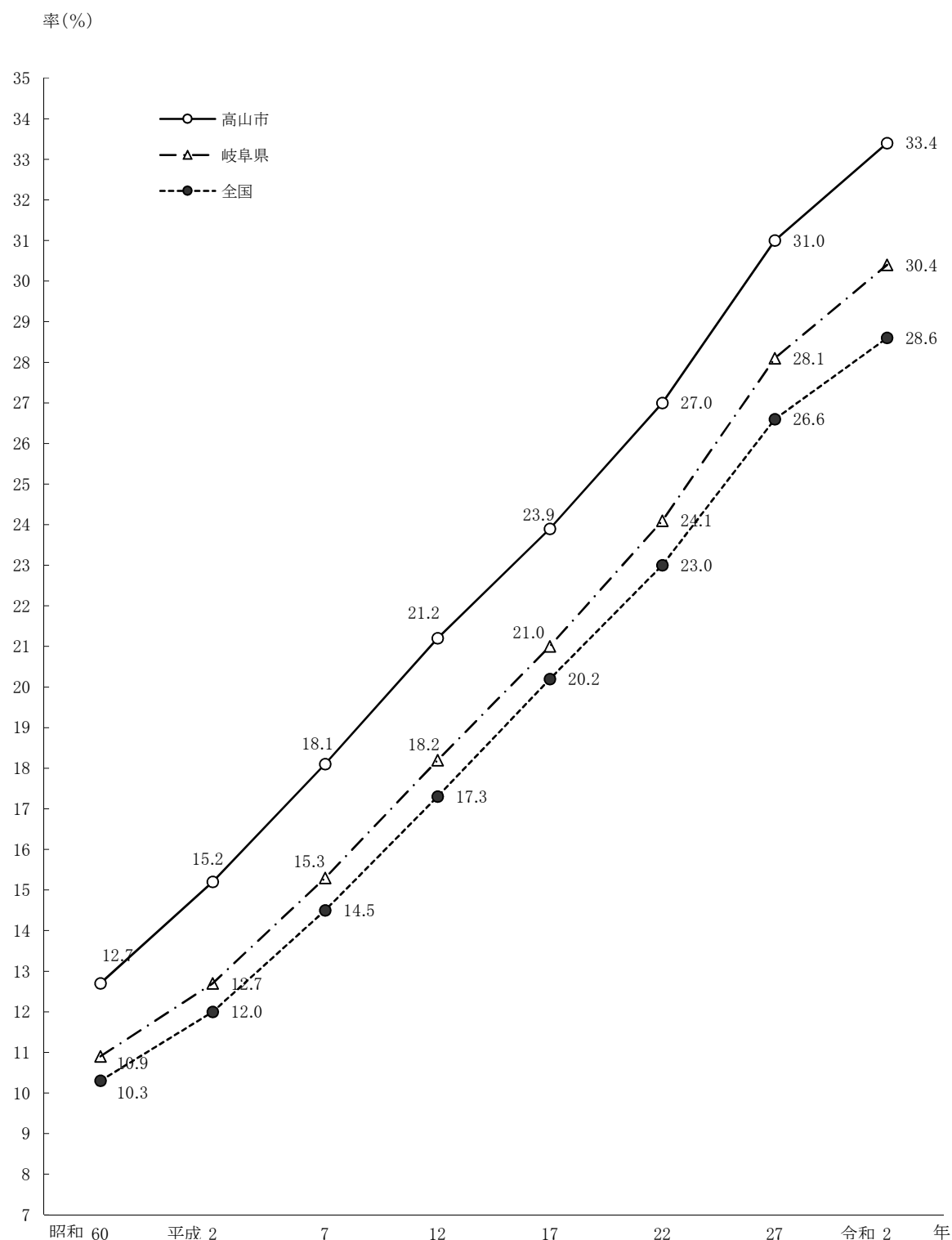
(別表 6) 高齢化率の推移 (10 月 1 日現在)

年 項目	平成 22 年(2010 年)	平成 27 年(2015 年)	令和 2 年(2020 年)
	65 歳以上比率(%)	65 歳以上比率(%)	65 歳以上比率(%)
高山市	27.0	31.0	33.4
岐阜県	24.1	28.1	30.4
国	23.0	26.6	28.6

平成 17 年・平成 22 年・令和 2 年：国勢調査

2. 高齢者に関する国、県との比較統計

(別表 7) 国勢調査に基づく高齢化率



6 成年後見

1. 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を支援する制度で、成年後見人や保佐人、補助人が本人に代わって預貯金や財産の管理、福祉サービスや介護サービスなどの契約手続きなどを行い、本人の財産や権利を守る制度です。

2. 事業の概要

高山市成年後見支援センター

判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域でその人の意思が尊重され、安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する市民や関係する事業者からの相談対応や利用支援などを行う「高山市成年後見支援センター」を設置しています。

- ・設置場所 高山市役所
(福祉サービス総合相談支援センター内・各支所はランチ職員が対応)
- ・設置年月日 令和4年4月1日(高山市社会福祉協議会に委託)
- ・職員 社会福祉士1名(R6.4.1)
- ・業務内容
 - ① 成年後見制度に関する広報及び普及啓発
 - ② 成年後見制度に関する相談及び利用支援
 - ③ 成年後見制度の利用支援に関わる関係機関等との連携
 - ④ 成年後見人等に対する活動支援及び受任調整
 - ⑤ 成年後見人等として活動できる人材の育成
 - ⑥ 高齢者及び障がい者の権利擁護、虐待防止
 - ⑦ 終活に関する相談及び支援

相談延べ人数 (単位：人)

年 度	5 年 度
高齢者	244
障がい者	92
その他	32
合 計	368

成年後見制度講座・・・3回開催

終活セミナー・・・・・・3回開催

7 介護保険

1. 介護保険事業

平成12年4月に国民の共同連帯によって支え合うことを目的とした介護保険制度が施行されてから22年が経過し、介護保険制度を中心とする高齢者施策は、市民にとって欠かせないものとして定着してきましたが、要介護（要支援）認定者及び介護サービスの利用者は、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加することが予想されます。

こうしたなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。

市においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域や関係機関などと連携した取り組みを推進していきます。

2. 事業の概要

(1) 被保険者数（各年度3月末日現在人数）（単位：人）

年度	第1号被保険者	内 訳	
		65～74歳	75歳以上
R3	28,254	12,913	15,341
R4	28,069	12,159	15,910
R5	27,939	11,499	16,440

※介護保険事業状況報告（月報）より

(2) 要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	保険者年齢区分	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	合計
令和3 年度末	第1号被保険者	717	548	1,265	1,300	744	712	718	535	4,009	5,274
	65歳以上75歳未満	82	64	146	79	81	57	47	44	308	454
	75歳以上	635	484	1,119	1,221	663	655	671	491	3,701	4,820
	第2号被保険者	9	9	18	16	17	9	9	7	58	76
	総 数	726	557	1,283	1,316	761	721	727	542	4,067	5,350
令和4 年度末	第1号被保険者	735	592	1,327	1,290	711	660	689	524	3,874	5,201
	65歳以上75歳未満	72	55	127	88	56	51	45	46	286	413
	75歳以上	663	537	1,200	1,202	655	609	644	478	3,588	4,788
	第2号被保険者	6	13	19	11	18	11	5	5	50	69
	総 数	741	605	1,346	1,301	729	671	694	529	3,924	5,270
令和5 年度末	第1号被保険者	739	609	1,348	1,356	722	625	700	470	3,873	5,221
	65歳以上75歳未満	60	44	104	92	50	46	40	40	268	372
	75歳以上	679	565	1,244	1,264	672	579	660	430	3,605	4,849
	第2号被保険者	7	9	16	10	18	13	5	9	55	71
	総 数	746	618	1,364	1,366	740	638	705	479	3,928	5,292

※介護保険事業状況報告（月報）より

(3) 認定率

認定率:第1号被保険者数に対する要介護・要支援の認定者数の割合

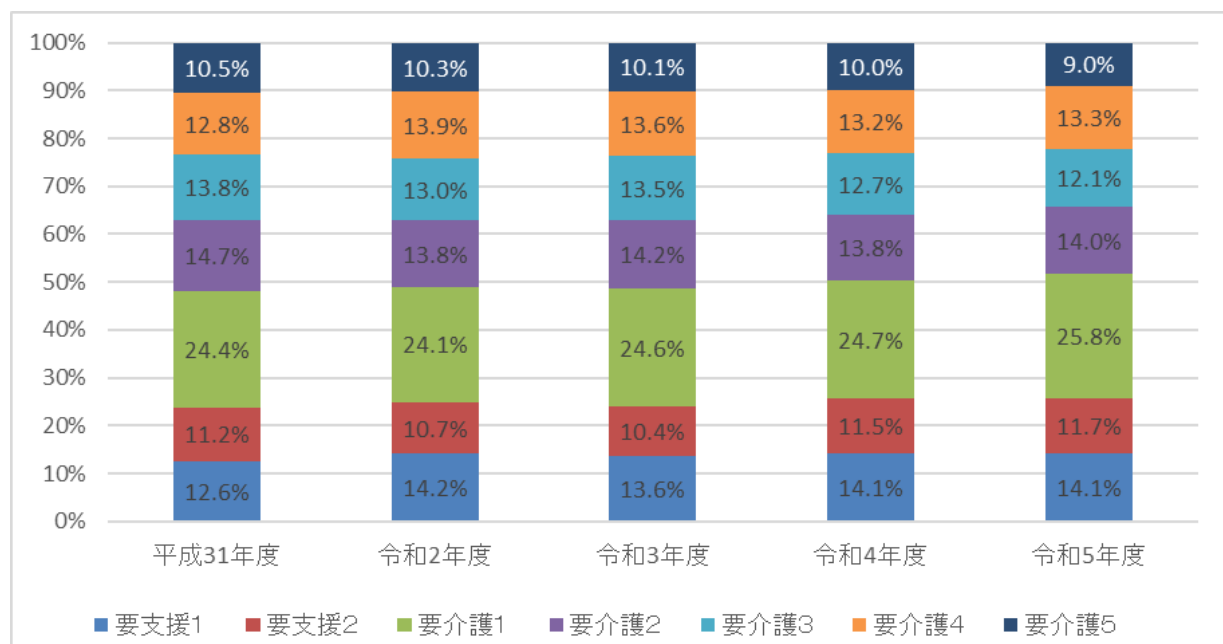
時 期	認定者全体	65 歳以上 75 歳未満	75 歳以上
令和 3 年度末	18.9%	3.5%	31.4%
令和 4 年度末	18.8%	3.4%	30.6%
令和 5 年度末	18.9%	3.2%	29.5%

介護度別認定者の状況 (各年度 3 月末日現在人数)

(単位:人)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要支援1	664	751	726	741	746
要支援2	592	567	557	605	618
要介護1	1,285	1,273	1,316	1,301	1,366
要介護2	778	726	761	729	740
要介護3	727	685	721	671	638
要介護4	677	736	727	694	705
要介護5	552	544	542	529	479
計	5,275	5,282	5,350	5,270	5,292

介護度別認定率の推移



(4) 介護サービス事業所の状況 (各年度4月1日現在)

事業名	事業所数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問介護	18	18	19
訪問入浴介護	1	1	1
訪問看護	94	95	93
訪問リハビリテーション	81	82	79
居宅療養管理指導	170	175	175
通所介護	24	23	22
通所リハビリテーション	34	36	32
短期入所生活介護	10	10	9
短期入所療養介護	6	6	5
特定施設入居者生活介護	2(114)	2(114)	2(114)
福祉用具貸与	12	11	11
福祉用具販売	11	10	10
居宅介護支援	34	34	33
介護予防支援	1	1	2
介護老人福祉施設	6(440)	6(440)	6(440)
介護老人保健施設	5(500)	5(500)	5(500)
介護療養型医療施設	1(56)	1(56)	0
合 計	510	516	504

※保険医療機関等のみなし指定含む
 ※()は居住系・入所系施設の定員

(5) 地域密着型サービス事業所の状況 (各年度4月1日現在)

事業名	事業所数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症対応型通所介護	3	2	2
地域密着型通所介護	16	15	14
小規模多機能型居宅介護	9	9	9
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	7(60)	7(60)	8(69)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	2	2
合 計	37	36	36

※()は居住系・入所系施設の定員

(6) 介護サービス給付費の状況

種 別	令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	給付額(円)	件数(件)	給付額(円)
1 居宅介護サービス給付費	114,806	4,945,824,627	113,924	4,941,806,104
① 居宅介護サービス給付費	75,353	3,413,747,408	75,291	3,486,194,729
② 特例居宅介護サービス給付費	0	0	0	0
③ 地域密着型介護サービス給付費	8,923	1,038,552,496	8,570	974,137,347
④ 特例地域密着型介護サービス給付費	0	0	0	0
⑤ 居宅介護福祉用具購入費	297	6,980,469	245	6,706,597
⑥ 居宅介護住宅改修費	154	19,168,558	117	15,149,240
⑦ 居宅介護サービス計画給付費	30,079	467,375,488	29,701	459,618,191
⑧ 特例居宅介護サービス計画給付費	0	0	0	0
2 施設介護サービス給付費	11,579	2,998,253,488	11,407	2,932,509,696
3 介護予防サービス給付費	13,696	125,221,329	15,145	142,816,789
① 介護予防サービス給付費	7,299	81,662,911	8,094	92,983,452
② 特例介護予防サービス給付費	0	0	0	0
③ 地域密着型介護予防サービス給付費	148	7,860,242	165	9,548,191
④ 特例地域密着型介護予防サービス給付費	0	0	0	0
⑤ 介護予防福祉用具購入費	73	1,466,350	91	2,018,847
⑥ 介護予防住宅改修費	53	6,663,617	70	7,959,239
⑦ 介護予防サービス計画給付費	6,123	27,568,209	6,725	30,307,060
⑧ 特例介護予防サービス計画給付費	0	0	0	0
4 審査支払手数料	—	9,207,264	139,901	9,230,562
5 高額介護サービス費等諸費	15,005	161,940,785	14,759	161,625,983
① 高額介護サービス費	14,852	161,780,511	14,623	161,509,066
② 高額介護予防サービス費	153	160,274	136	116,917
6 高額医療合算介護サービス等費	976	28,020,559	886	24,668,418
① 高額医療合算介護サービス費	966	27,975,286	874	24,649,089
② 高額医療合算介護予防サービス費	10	45,273	12	19,329
7 特定入所者介護サービス等費	8,382	192,826,047	8,144	190,066,995
① 特定入所者介護サービス費	8,347	192,627,656	8,101	189,712,473
② 特例特定入所者介護サービス費	2	38,152	3	81,737
③ 特定入所者介護予防サービス費	33	160,239	40	272,785
④ 特例特定入所者介護予防サービス費	0	0	0	0
合 計	164,444	8,461,294,099	304,166	8,402,724,547

※介護給付費等請求額通知書より

(7) 介護サービス・介護予防サービスの受給者数 (令和6年3月分介護保険事業状況報告)

① 居宅介護(介護予防)サービス受給者数

	予防給付 (人)			介護給付 (人)						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	261	323	584	1,063	589	419	320	223	2,614	3,198
第2号被保険者	2	9	11	9	14	10	4	4	41	52
総 数	263	332	595	1,072	603	429	324	227	2,655	3,250

② 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

	予防給付 (人)			介護給付 (人)						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
第1号被保険者	8	4	12	281	141	110	65	36	633	645
第2号被保険者	0	0	0	5	4	1	2	1	13	13
総 数	8	4	12	286	145	111	67	37	646	658

③ 施設介護サービス受給者数

	予防給付 (人)			介護給付 (人)						合計
	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
介護老人福祉施設	0	0	0	1	7	80	240	178	506	506
第1号被保険者	0	0	0	1	7	80	240	175	503	503
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
介護老人保健施設	0	0	0	42	78	111	114	58	403	403
第1号被保険者	0	0	0	42	76	109	114	57	398	398
第2号被保険者	0	0	0	0	2	2	0	1	5	5
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	1	17	18	18
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0	1	16	17	17
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
介護医療院	0	0	0	0	1	2	1	3	7	7
第1号被保険者	0	0	0	0	1	2	1	3	7	7
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 数	0	0	0	43	86	193	352	256	930	930

※「総数」欄は、各施設の受給者の名寄せ後の人数

(8) 保険料の賦課状況（第1号被保険者）

令和4年度本算定 (7/1現在) (A)			令和5年度本算定 (7/1現在) (B)			比較 (B-A)	
特別徴収者	26,682人		特別徴収者	27,343人		661人	
普通徴収者	1,730人		普通徴収者	1,890人		160人	
第1号被保険者計	28,412人		第1号被保険者計	29,233人		821人	
保険料負担段階	構成比	人数	保険料負担段階	構成比	人数	構成比	人数
第1段階	8.8%	2,487人	第1段階	8.9%	2,590人	0.1%	103人
第2段階	10.5%	2,980人	第2段階	11.0%	3,221人	0.5%	241人
第3段階	8.3%	2,351人	第3段階	8.3%	2,427人	0.0%	76人
第4段階	7.1%	2,027人	第4段階	6.9%	2,030人	△0.2%	3人
第5段階(基準額)	21.3%	6,046人	第5段階(基準額)	20.6%	6,014人	△0.7%	△32人
第6段階	20.6%	5,848人	第6段階	20.4%	5,966人	△0.2%	118人
第7段階	10.2%	2,909人	第7段階	10.4%	3,028人	0.2%	119人
第8段階	4.8%	1,364人	第8段階	4.9%	1,438人	0.1%	74人
第9段階	4.3%	1,234人	第9段階	4.5%	1,319人	0.2%	85人
第10段階	1.8%	512人	第10段階	1.8%	527人	0.0%	15人
第11段階	1.2%	331人	第11段階	1.1%	322人	△0.1%	△9人
第12段階	0.4%	120人	第12段階	0.5%	135人	0.1%	15人
第13段階	0.7%	203人	第13段階	0.7%	216人	0.0%	13人

(9) 高山市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職種を配置し、その専門性の相互活用により、地域の包括支援ネットワークを構築するとともに、個別サービスのコーディネートも行う中核機関として、平成 18 年の介護保険法改正によって創設されました。

創設後、高山市が直営で運営していた地域包括支援センターは、平成 27 年 4 月から高山市社会福祉協議会に業務を委託し、各支所にはブランチとして専門職を配置するなど機能強化を図りました。

- ・設 置 場 所 高山市役所（各支所はブランチ）
- ・設置年月日 平成 18 年 4 月 1 日（平成 27 年 4 月 1 日より高山市社会福祉協議会に委託）
- ・職 員 保健師 5 名、主任介護支援専門員 5 名、社会福祉士 5 名（R6.4.1）
- ・業 務 内 容
 - ① 総合相談支援

高齢者の介護、健康、福祉、医療等の総合的な相談支援
 - ② 権利擁護

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度活用促進などの権利擁護に関する相談支援
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援や関係機関とのネットワーク構築
 - ④ 介護予防ケアマネジメント

高齢者の介護予防のための支援

 - ・介護予防事業対象者：介護予防事業の利用を勧奨し必要に応じ介護予防プランを作成
 - ・要支援 1・2 認定者及び基本チェックリスト該当者：介護予防プランを作成

1. 相談業務延べ件数

（単位：件）

年度	合 計			本庁（センター）			支所（ブランチ）		
	3 年度	4 年度	5 年度	3 年度	4 年度	5 年度	3 年度	4 年度	5 年度
1. 総合相談	19,567	18,382	16,611	9,038	7,603	7,169	10,529	10,779	9,415
2. 権利擁護	975	1,236	920	735	930	607	240	306	313
3. 包括的・継続的 ケアマネジメント支援	2,795	2,761	2,449	1,304	1,469	1,193	1,491	1,292	1,256
4 - I 介護予防 （予防給付プラン）	5,899	6,551	6,533	1,227	1,566	1,313	4,672	4,985	5,220
4 - II 介護予防 （予防事業対象者）	235	138	211	76	58	49	159	80	162
合 計	29,471	29,068	26,724	12,380	11,626	10,358	17,091	17,442	16,366

7 介護保険

2. 地域ケア会議

「地域包括ケア」の中核機関である地域包括支援センターが地域包括支援ネットワーク構築にむけ、地域の保健・医療・福祉の関係者等をメンバーとして定期的に開催する会議です。

開催状況

(単位：回)

構成員

年 度	3 年度	4 年度	5 年度
高 山 地 域	10	16	16
支 所 地 域	42	54	54
合 計	52	70	70
高山市地域ケア会議 (全体研修会)	0	0	2

- ・高山市民生児童委員
- ・高山地域介護保険事業者
- ・医師、看護師、薬剤師
- ・高山市健康推進課保健師
- ・高山市高年介護課担当
- ・支所地域振興課担当
- ・高山警察署、高山消防署
- ・高山市社会福祉協議会
- ・高山市地域包括支援センター

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(単位：回)

年 度	3 年度	4 年度	5 年度
ケアマネジャーからの相談支援	2,346	2,215	1,954
ケアマネ研修会	4	4	45
ケアマネ広場	5	13	9
機関紙発行（地域包括支援センターだより）	5	5	4

4. 介護予防対象者把握と介護予防プラン

(単位：人)

年 度	3 年度	4 年度	5 年度
高年者台帳による介護 予防対象者の把握	該当者数 272	254	230
	把握対象数 42	32	25
軽度認知障がい（MC I）の把握	受検者数 64	50	47
	内 訳 異常なし 52	35	33
	MC I の疑いあり 11	14	14
	その他 1	1	0
介護予防プラン作成実人員	177	147	136

5. 要支援1・2認定者及び基本チェックリスト該当者の予防給付プラン

年 度	3 年度	4 年度	5 年度
予防給付プラン作成延件数（件）	14,115	14,179	14,416
内訳（件）	直営 7,937	8,328	8,924
	委託 6,178	5,851	5,492
	委託事業所数 32	35	36
割合（％）	直営 56.2	58.7	61.9
	委託 43.8	41.2	38.1
月平均作成件数（件）	1,176	1,181	1,201

8 福祉医療

1. 福祉医療費助成事業

(1) 子ども医療

- ・対象者 0 歳から 18 歳到達後最初の年度末までの子ども
- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成（食事療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 なし
- ・費用負担 0 歳～就学前 県 1/2・市 1/2
就学後～18 歳到達後最初の年度末 市 10/10

〈助成状況〉

（各年度 3 月末日現在）

年度	受給資格者数（人）	件数（件）	助成額（千円）
3	10,319	112,198	242,117
4	10,021	111,498	256,058
5	11,801	155,445	350,163

(2) 母子家庭等医療

- ・対象者 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者のうち、18 歳未満の児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで。以下同じ）を現に扶養している者及び当該児童（ただし、18 歳を超えて高校へ通学しているものに限っては、19 歳の誕生月の末日まで）。
同法附則第 3 条第 1 項に規定する父母のない 18 歳未満の児童。
ただし、18 歳を超えて高校へ通学しているものに限っては、19 歳の誕生月の末日まで。
- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成（食事療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 児童扶養手当法に準ずる、本人と扶養義務者の所得制限を適用。
※所得制限表は「8. 手当」にある「4. 児童扶養手当（国）」を参照（一部支給は対象）
- ・費用負担 18 歳未満 県 1/2・市 1/2
19 歳未満で高校在学者 市 10/10

〈助成状況〉

（各年度 3 月末日現在）

年度	受給資格者数（人）			件数（件）	助成額（千円）
3	母 529 児童 800	父 30 児童 47	孤児 6	15,091	41,876
4	母 483 児童 731	父 35 児童 56	孤児 4	14,742	41,231
5	母 462 児童 715	父 36 児童 58	孤児 3	15,216	41,202

(3) 重度等障がい者医療

・対象者

各手帳保持者	県 制 度	市 制 度
身体障害者手帳	1 級から 3 級まで	県制度の所得を超えた者、 4 級の非課税世帯
療 育 手 帳	A1・A2・B1	県制度の所得を超えた者、 B2 の非課税世帯
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1・2 級	県制度の所得を超えた者、 3 級の非課税世帯
戦 傷 病 者 手 帳	特別項症から第 4 項症まで、 かつ身体障害者手帳 4 級	なし

- ・助成額 保険診療にかかる自己負担額を助成。ただし、精神障害者保健福祉手帳 3 級所持者は自己負担額の 1/2 を助成（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は助成対象外）。
- ・所得制限 特別児童扶養手当の支給に関する法律に準ずる、本人と配偶者・扶養義務者の所得制限を適用。
ただし、県制度の所得を超えた者については市制度の助成対象者とする。
- ・費用負担 県制度該当者 県 1/2・市 1/2
市制度 市 10/10

〈助成状況〉

(各年度 3 月末日現在)

年度	受給資格者数（人）	件 数（件）	助成額（千円）
3	3,767	101,215	405,005
4	3,719	101,110	406,367
5	3,729	102,482	412,872

9 手 当

1. 特別障害者手当等

〈認定〉

新たに特別障害者手当または障害児福祉手当を受けようとする者は、受給資格について市長の認定を受けなければなりません。

〈支給月〉

2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月までの分を支給します。

(1) 特別障害者手当（国）

〈支給要件〉

20歳以上であって、精神、知的または身体に政令で定める程度の著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者（重度の重複障がいがある者、または同程度の著しく重度の障がいの状態にある者）で、在宅で生活している場合に支給されます。（障がい者（児）施設や養護老人ホーム等への入所、病院や診療所に継続して3か月を超えて入院している場合等は支給されません。）

〈支給額〉 支給月額 28,840円 （令和6年4月～）

〈所得制限〉

障がい者又はその障がい者と生計を同一にしている配偶者、若しくは扶養義務者の前年の所得が、所得制限を超えると1年間（8月～翌月7月まで）支給が停止されます。

所得制限表

区分 扶養 人数（人）	本人（千円）	配偶者及び扶養 義務者（千円）
0	3,604	6,287
1	3,984	6,536
2	4,364	6,749
3	4,744	6,962
4	5,124	7,175
5	5,504	7,388

※ 控除額

障害者控除	27万円
特別障害者控除（本人不可）	40万円
寡婦・夫控除	27万円
寡婦特別控除	35万円
勤労学生控除	27万円
社会保険料控除	8万円
（ただし本人は実額）	

〈所得状況届〉

受給者は毎年8月12日から9月11日までの間に支給要件、所得状況を確認するため所得状況届の提出が必要です。

〈支給状況〉

（各年度3月末日現在）

年度	受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)
3	81	969	26,502,150
4	84	1,001	27,335,800
5	88	1,009	28,116,900

(2) 障害児福祉手当（国）

〈支給要件〉

20歳未満であって、精神、知的または身体に政令で定める程度の重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある者。

障がいを支給事由とする年金・手当を受給している場合や、肢体不自由児施設等に入所している場合は支給されません。

〈支給額〉

支給月額 15,690 円

(令和 6 年 4 月～)

〈所得制限・所得状況届〉

特別障害者手当記載事項と同じです。

〈支給状況〉

(各年度 3 月末日現在)

年度	受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)
3	62	757	11,264,160
4	59	739	10,977,870
5	61	695	10,534,240

2. 障がい者福祉手当(市)

〈支給要件等〉

	支 給 要 件	支給月額 (円)
20 歳未満	身障手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神手帳 1 級	5,000
	身障手帳 3～6 級かつ療育手帳 B1、身障手帳 3～6 級かつ精神手帳 2 級	
	身障手帳 3～4 級、療育手帳 B1・B2、精神手帳 2～3 級	2,000
20 歳以上	身障手帳 1～2 級、療育手帳 A・B1	1,700
	身障手帳 3～6 級かつ療育手帳 B2	
	身障手帳 1～2 級、療育手帳 A	2,500
	精神手帳 1 級	
	身障手帳 3～6 級かつ療育手帳 B1	
	身障手帳 3～6 級かつ精神手帳 2 級	
	身障手帳 3～4 級、療育手帳 B1・B2	1,000
	精神手帳 2～3 級	

※ 支給対象とならない場合

- ・高山市に住所を有しないとき。
- ・障がいを事由とする年金等の給付を受けているとき。
- ・特別養護老人ホーム（豊楽園・新宮園・南風園・八光苑等）、養護老人ホーム（向陽園等）、障がい者（児）施設（障害者支援施設）などの施設に入所しているとき。

〈受給対象者〉

- ・保護者が当該障がい者を監護するときは、その保護者
- ・障がい者が保護を必要としない場合は、その障がい者

〈認定〉

受給対象者は市長に申請して認定を受けます。

〈支給月〉

障がい者 1 人につき、2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれの前月までの分を支給します。

〈支給状況〉

(各年度 3 月末日現在)

	支給月額	4 年度			5 年度		
		受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)	受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)
20 歳未満	5,000 円	35	395	1,975,000	33	422	2,110,000
	2,000 円	180	2,139	4,278,000	187	2,183	4,366,000
20 歳以上	1,700 円	12	154	261,800	9	141	239,700
	2,500 円	794	9,610	24,025,000	791	9,542	23,855,000
	1,000 円	1,616	19,693	19,693,000	1,594	19,330	19,330,000
合 計		2,637	31,991	50,232,800	2,614	31,618	49,900,700

3. 児童手当(国)

〈支給対象〉

0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前のこどもを養育している方

※令和6年10月分から、0歳から高等学校修了(18歳になった後の最初の3月31日)前のこどもを養育している方

〈支給月額〉

こども一人につき

3歳未満	15,000円
3歳以上～小学生 第1・2子	10,000円
3歳以上～小学生 第3子以降	15,000円
中学生	10,000円

※第3子以降のカウント、18歳の年度末までの子から

※所得が制限限度額以上ある場合は、月額一律5,000円

※所得が上限限度額以上ある場合は、支給されません

※令和6年10月分から次の額

こども一人につき

0歳～高校生	第3子以降	30,000円
3歳未満	第1・2子	15,000円
3歳以上～高校生	第1・2子	10,000円

※第3子以降のカウント、22歳の年度末までの子から

〈支給月〉

毎年2・6・10月の15日に、前月までの4か月分を支給

※令和6年10月分から、毎年2・4・6・8・10・12月の15日に、前月までの2か月分を支給

※金融機関休業日の場合は前日

〈認定・現況届〉

- ・支給要件に該当する者の請求に基づき市長が認定し、一部の対象者は現況届が必要です。
- ・公務員については、各省庁、地方公共団体等の長が認定し、支給します。

〈支給状況〉

(各年度3月末日現在)

年度	手当	区 分	受給者 (人)	児童数 (人)	年 間 対 象 児 童 数 (人)	年間支給額 (千円)
3	児 童 手 当	3 歳 未 満	1,398	1,522	18,808	278,060
		3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	4,092	6,243	73,138	766,725
		小学校修了後中学校修了前	1,657	1,855	26,603	257,785
		合 計	7,147	9,620	118,549	1,302,570
4	児 童 手 当	3 歳 未 満	1,282	1,398	17,783	263,425
		3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	3,869	5,926	69,872	739,420
		小学校修了後中学校修了前	1,568	1,742	25,725	251,895
		合 計	6,719	9,066	113,380	1,254,740
5	児 童 手 当	3 歳 未 満	1,169	1,291	16,386	243,220
		3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	3,754	5,722	67,327	715,715
		小学校修了後中学校修了前	1,542	1,723	25,133	247,410
		合 計	6,465	8,736	108,846	1,206,345

4. 児童扶養手当(国)

〈支給要件〉

次の条件に該当する 18 歳未満の児童（18 歳に達する日の属する年度末まで。一定の障がいのある児童の場合は 20 歳未満）を養育している父又は母（父の場合は、こどもと生計が同じであること）や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。（父への支給は、平成 22 年 8 月に拡大）

- 1) 父母が離婚した児童
- 2) 父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級 1 級程度）にある児童
- 3) 父又は母が死亡した児童
- 4) 父又は母の生死が明らかではない児童
- 5) 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- 6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令を受けた児童
- 7) 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
- 8) 父母の婚姻（事実婚含む）によらないで生まれた児童 など

なお、児童入所施設、里親に委託されている場合などは、支給対象となりません。障害基礎年金等受給者は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。（令和 3 年 3 月より）

〈認定〉

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）などの必要書類を添えて請求し、市長の認定を受けた場合、翌月から受給資格が生じます。

〈支給月額・支給制限〉

令和 6 年 4 月～

手当月額	全部支給 45,500 円 一部支給 45,490 円～10,740 円で 10 円単位で算定（本人所得額による）
加 算 額	対象児童が複数の場合、2 人目は 10,750 円～、3 人目以降は 1 名につき 6,450 円～を加算（所得制限あり） ※令和 6 年 11 月分から、3 人目以降の加算額を 2 人目の加算額と同額に引き上げ

所得制限限度額表 （単位：千円）

扶養 人数 (人)	本人		配偶者・扶 養 義務者 (ウ)
	(ア)	(イ)	
0	490(690)	1,920(2,080)	2,360
1	870(1,070)	2,300(2,460)	2,740
2	1,250(1,450)	2,680(2,840)	3,120
3	1,630(1,830)	3,060(3,220)	3,500
4	2,010(2,210)	3,440(3,600)	3,880
5	2,390(2,590)	3,820(3,980)	4,260

本人の税の申告などによる所得が、
(ア)未満であれば、全部支給
(ア)と(イ)の間であれば、一部支給
(イ)以上であれば、全部停止

で認定されます。

※配偶者及び扶養義務者（同居している直系親族及び兄弟姉妹）の所得が(ウ)以上であれば、本人の所得に関わらず全部停止となります。

※令和 6 年 11 月分から（ ）の額に引き上げ

〈支給月〉

奇数月の 11 日に、前月分までの 2 か月分を支給します。※金融機関休業日の場合は前日

〈現況届〉

受給資格者は、毎年 8 月に現況届を提出する必要があります。

〈受給者数〉

(各年度3月末日現在)

年度	受給資格者 (人)	全部支給者 (人)	一部支給者 (人)	全部停止者 (人)	年間支給額 (千円)
3	606	242	258	106	251,615
4	630	241	262	127	237,660
5	609	222	275	112	229,574

5. 特別児童扶養手当(国)

〈支給要件〉

法律で定める程度の精神、知的または身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童の父、母または児童を養育している者

児童が障がいを事由とする年金給付を受給しているとき、児童福祉施設等に入所しているときは支給対象となりません。

〈認定請求〉

手当の支給を受けようとする者は、受給資格及び手当額について知事の認定を受けなければなりません。

〈支給の制限〉

受給資格者及びその配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合には支給額が停止されます。

所得制限表

(単位：千円)

区分 扶養 人数 (人)	本 人	配偶者及び 扶養義務者
0	4,596	6,287
1	4,976	6,536
2	5,356	6,749
3	5,736	6,962
4	6,116	7,175
5	6,496	7,388

※ 控除額

老人扶養 1 人につき	10 万円
特定加算 1 人につき	25 万円
障害者控除	27 万円
特別障害者控除	40 万円
寡婦・夫控除	27 万円
寡婦控除 (特別)	35 万円
勤労学生控除	27 万円
配偶者特別控除	33 万円程度
社会保険料控除	8 万円

〈支給月額・支給月〉

障がい等級は、障害の程度に応じて 1 級、2 級とし、1 級の障がい児は 1 人当り 55,350 円(令和 6 年 4 月～)、2 級は 36,860 円 (令和 6 年 4 月～) を、4 月、8 月、12 月にそれぞれ前月までの分を支給します。

〈所得状況届〉

受給者は、毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に、支給要件、所得状況を確認するため、所得状況届を提出しなければなりません。

〈受給者数〉

(各年度 3 月末日現在) (単位：人)

年度	受給者数	1 級	2 級	支給停止者
3	158	90	75	7
4	159	91	79	11
5	169	85	82	12

10 福祉施設

複雑多様化する福祉需要に対応するとともに、児童、障がい者、高齢者、母子家庭等の各種相談、健康の増進及び保持、教育の向上、機能訓練等の便宜を総合的に供与し、あわせて市民、市民組織等による地域福祉の意識高揚を図るための拠点施設を設置しています。

施設一覧

施設名称	住所	電話	指定管理者
総合福祉センター	昭和町2丁目224	0577-35-0294	高山市社会福祉協議会
山王福祉センター 山王老人デイサービスセンター	森下町1丁目208	0577-36-2940	高山市福祉サービス公社
きりう福祉センター きりう認知症高齢者グループホーム	桐生町8丁目44	0577-33-2943	高山市福祉サービス公社
丹生川福祉センター 丹生川老人デイサービスセンター	丹生川町町方33	0577-78-2940	高山市福祉サービス公社
丹生川老人いこいの家	丹生川町坊方 2190-1	0577-78-2988	高山市シルバー人材センター
清見福祉センター 清見老人デイサービスセンター	清見町三日町 414-1	0577-68-3130	高山市福祉サービス公社
荘川福祉センター	荘川町新湊430-1	05769-2-2806	高山市社会福祉協議会
荘川老人デイサービスセンター	荘川町新湊360-1	05769-2-2288	高山市福祉サービス公社
一之宮福祉センター 一之宮老人デイサービスセンター	一之宮町1273	0577-53-3007	高山市福祉サービス公社
一之宮老人福祉センター	一之宮町3087-1	0577-53-2424	一之宮町まちづくり協議会
久々野福祉センター 久々野老人デイサービスセンター	久々野町無数河 859-1	0577-52-3711	高山市福祉サービス公社
朝日福祉センター 朝日老人デイサービスセンター	朝日町万石328	0577-55-3888	高山市福祉サービス公社
高根福祉センター 高根老人デイサービスセンター	高根町上ヶ洞 340-1	0577-59-0015	高山市福祉サービス公社
国府福祉センター	国府町木曾垣内 650	0577-72-4426	高山市社会福祉協議会

施設名称		住所	電話	指定管理者
国府老人いこいの家		国府町木曾垣内 706	0577- 72-4168	高山市シルバー人材センター
国府老人デイサービスセンター		国府町木曾垣内 650	0577- 72-3853	高山市福祉サービス公社
上宝老人デイサービスセンター		上宝町在家 1570-1	0577- 86-2847	高山市福祉サービス公社
ふれあい 会館	老人いこいの家 ふれあい児童館	名田町 3 丁目 1-3	0577- 36-5855	高山市社会福祉協議会
	ふれあい老人デイサービスセンター		0577- 36-5875	高山市福祉サービス公社

11 こども

1. 概 況

次の4点を基本に、学校やこども家庭センターなど関係機関の緊密な連携のもと、こどもの遊び場や保育所など施設サービスの提供、こども家庭の経済的サポート、成長発達の支援、相談支援などの各種事業を行っています。

- (1) 子育て世代が支えあい、こどもが安心して暮らせるまちづくり
- (2) こどもが豊かに学び、健やかに育つまちづくり
- (3) 安心してこどもを生み育てることができるまちづくり
- (4) こどもがやさしさに包まれ、健やかに育つまちづくり

2. 児童福祉施設等

(1) 保 育 所 ・ 小 規 模 保 育 事 業 所

① 施設の一覧

(令和6年4月1日現在)

		施設名	所在地	開設時期	職員数		利用 定員	0～1歳	2歳	3歳	4～5歳	計
					保育士	その他						
保 育 所	公 立	城 山 保 育 園	堀端町	S29. 7. 1	12	3	100	5	6	14	21	46
		山 王 保 育 園	森下町 1	S29. 7. 1	16	3	90	13	6	9	17	45
		岡 本 保 育 園	岡本町 3	S43. 4. 1	32	9	130	20	19	27	42	108
		荘 川 保 育 園	荘川町新渕	S52. 4. 1	8	2	35	3	3	3	9	18
		久々野 保 育 園	久々野町無数河	S46. 4. 1	22	6	130	11	11	15	32	69
		朝 日 保 育 園	朝日町万石	S48. 4. 1	7	6	50	0	5	3	13	21
		本 郷 保 育 園	上宝町在家	S41. 8. 1	10	2	50	0	7	3	14	24
		栃 尾 保 育 園	奥飛騨温泉郷栃尾	S41. 4. 1	8	2	50	2	2	7	6	17
		小 計			115	33	635	54	59	81	154	348
	私 立	西 保 育 園	名田町 5	S23. 12. 28	19	4	100	18	20	23	36	97
		南 保 育 園	西之一色町 1	S28. 4. 1	25	6	140	20	25	27	59	131
		北 保 育 園	八幡町	S23. 10. 30	10	3	50	8	9	7	19	43
		龍 華 保 育 園	石浦町 7	S45. 1. 1	25	8	140	26	24	21	63	134
		こ ま 草 保 育 園	丹生川町町方	S44. 4. 1	16	7	70	3	17	12	33	65
		宮 保 育 園	一之宮町	S41. 10. 1	23	8	140	17	21	31	60	129
		大 八 保 育 園	漆垣内町	S43. 11. 1	21	6	120	15	21	28	47	111
		江 名 子 保 育 園	江名子町	S45. 4. 1	18	6	120	20	14	22	51	107
		三 枝 保 育 園	中切町	S46. 4. 1	22	5	130	25	21	31	49	126
		本 母 保 育 園	本母町	S49. 4. 1	30	7	150	22	29	34	65	150
		新 宮 保 育 園	新宮町	S52. 4. 1	26	5	130	23	30	27	50	130
小規模 事業所	私 立	中 山 保 育 園	下岡本町	S52. 4. 1	15	3	60	10	10	16	24	60
		総 和 保 育 園	総和町 2	S25. 12. 1	24	7	140	22	19	21	66	128
		たんぽぽ 保 育 園	岡本町 2	H25. 4. 1	20	7	80	12	15	14	29	70
		清 見 保 育 園	清見町三日町	S41. 2. 1	11	5	50	4	6	9	31	50
		こ く ふ 保 育 園	国府町三日町	S40. 11. 1	36	7	260	31	31	35	101	198
		小 計			341	94	1880	276	312	358	783	1729
		すぎがおか託児所	片野町 2	H28. 4	5	0	12	3	6	0	0	9
		美鳩幼稚園保育施設	下林町	R6. 4. 1	2	0	12	0	1	0	0	1
小計			7	0	24	3	7	0	0	10		
合 計			463	127	2,539	333	378	439	937	2,087		

② 高山市保育料徴収額表（令和 6 年度）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）（単位：円）

4 月 1 日現在年齢により児童の属する階層区分			3 歳未満児（3 号認定）			
階層区分	定義		保育園等（保育標準時間）		保育園等（保育短時間）	
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等（単給世帯を含む）		0	0	0	0
第 2 階層	市町村民税 非課税世帯	うちひとり親 世帯等の認定 世帯	0	0	0	0
			0	0	0	0
第 3 階層		所得割税額				
		48,600 円未満	13,650	4,870	13,510	4,820
		うちひとり親 世帯等の認定 世帯	6,300	0	6,300	0
第 4 階層	市町村民税 課税世帯	ひとり親 世帯等	48,600 円以上 77,101 円未満	6,300	0	6,300
			77,101 円以上 97,000 円未満	21,000	7,500	20,720
		一般	48,600 円以上 57,700 円未満	21,000	7,500	20,720
			57,700 円以上 97,000 円未満	21,000	7,500	20,720
			97,000 円以上 169,000 円未満	31,150	11,120	30,730
第 5 階層			169,000 円以上 301,000 円未満	31,150	11,120	30,730
第 6 階層			301,000 円以上 397,000 円未満	31,150	11,120	30,730
第 7 階層			397,000 円以上	31,150	11,120	30,730
第 8 階層						

※令和元年 10 月から国の幼児教育無償化に伴い、3 歳以上児の保育料が無償化されました（3 歳未満児については市民税非課税世帯が対象）。

※第 2 子とは、児童の属する世帯に 18 歳未満の児童が 2 人以上いる場合において、入園している児童が 18 歳未満の児童のうち第 2 子である場合となります。（注 1）

※第 3 子以降の保育料について

児童の属する世帯に 18 歳未満の児童が 3 人以上いる場合において、18 歳未満の児童のうち第 3 子以降の児童が入園している場合は、この表により算出した額にかかわらず無料となります。（注 2）

（注 1）（注 2）…世帯の市町村民税所得割額が 57,700 円未満の場合、18 歳以上の児童の兄弟を第何子かを数える際の人数に含め保育料を決定します。

- 市町村民税は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、国や地方公共団体への寄付金控除、住宅耐震改修特別控除等の税額控除前の税額を適用します。
- 保育料を決定する年齢区分は、入園した年度の 4 月 1 日現在の満年齢とします。
- 第 2 階層、第 3 階層及び第 4 階層の「ひとり親世帯等」とは次のいずれかに該当する世帯とします。
 - 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯、及びこれに準ずる父子世帯
 - 在宅障がい者（児）のいる世帯で次に掲げる者（児）を有する世帯
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 生活保護法に定める要保護世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯

③ 保育目標（市立保育園）



④ 保育の内容に関する全体的な計画（市立保育園）

- ・ 保育目標に基づいた、各保育園での年齢別の発達過程に応じた養護及び教育のねらい
- ・ 入所児童の保護者支援、地域の子育て支援など、総合的な保育園の役割

国の保育指針に基づき、各園では上記の内容をまとめた「全体的な計画」を作成し、長期的・短期的な見通しを持ち養護及び教育を一体的に実施しています。（平成30年度改定の保育指針による）

⑤ 通常保育のデイリープログラム（市立保育園）

保育プログラム			保育プログラム		
午前	登園	・ 朝のあいさつ ・ 健康観察 ・ 自由遊び	午後	給食	・ 準備及び給食指導
	保育活動	・ 運動遊び・リズム運動 ・ 間食 ・ 保育内容（5領域） 健康・人間関係 環境・言葉 表現		保育活動	・ 休息（午睡等） ・ 自由遊び ・ 間食
午後			降園		・ 健康観察及び降園準備、 帰りのあいさつ ・ 自由遊び

⑥ 保育内容（市立保育園）

ア 養護と教育の一体化を図る保育

養護では生命の保持及び情緒の安定を図り、教育では5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を基本に保育を展開します。

また、アプローチカリキュラムを作成し、小学校へのよりスムーズな接続をめざします。

イ 給食

給食は食育の一環として、主に次のことに留意して提供します。

- ・栄養価、季節感、園児の発育・発達
- ・食物アレルギー等による除去食、代替食
- ・園の行事などに合わせた行事食

未満児のおやつは午前10時と午後3時に、3歳以上児は午後3時にします。また、安全で正しい食習慣を育成するため、食器はすべて強化磁器（セラミック）を使用しています。

ウ 健康と安全管理

○午睡

- ・3歳未満児は、健康保持のため、年間を通して行います。
- ・その他の園児は、概ね夏の間行います。

○健康診査

- ・内科は年2回、歯科は年1回、それぞれ嘱託医による健康診査を行います。
- ・尿検査を年1回行います。
- ・毎月1回身体検査を行います。

○災害避難訓練

- ・火災や天災などの非常時に備え、月1回以上避難訓練を行います。

エ 園行事

- ・誕生会：毎月1回
- ・保育参観、懇談会
- ・年中行事：入園式、遠足（春秋各1回）、運動会、もちつき、クリスマス会、節分豆まき、劇遊び発表会、卒園式、その他
- ・野菜づくり（ジャガ芋、さつま芋等）やクッキング（食育計画を作成）

⑦ 休業日：日曜日、国民の祝日、年末・年始

（ただし、岡本保育園において日曜日・祝日に休日保育実施）

⑧ 延長保育

保護者の就労状況により、次のとおり延長保育を実施し、子育ての支援等を図ります。

- ・実施日時：休業日以外の月曜日から土曜日まで

- ・実施保育園と開園時間

7時00分から20時00分まで 岡本保育園

7時30分から19時30分まで 城山・山王・南・北保育園

7時30分から18時30分まで 荘川・久々野・朝日・本郷・栃尾保育園

7時00分から19時00分まで 西・龍華・宮・こま草・大八・江名子・三枝・本母・新宮・中山・総和・清見・たんぽぽ・こくふ保育園

- ・延長保育は、必要に応じ各園へ申請書の提出が必要です。

⑨ 乳児保育

保育が必要な乳児を預かり、子育て支援と児童の健全な育成を図ります。

- ・受入年齢

生後57日から 高山地域全15園・こま草・宮・久々野・朝日・こくふ・本郷・栃尾保育園

1歳から 荘川・清見保育園

⑩ 障がい児保育

障がいを有し、保育が必要な児童を預かり、健常児との統合保育を通して、精神や身体の望ましい発達を図ります。全園で実施しています。

⑪ 休日保育

日曜・祝日において就労、傷病等の理由により家庭で保育できない児童の保育を行い、子育て支援を図ります。(認可保育園に在園の1歳以上の児童・家庭で保育ができない幼稚園児・1歳以上の未就園児が対象)

- ・実施保育園 岡本保育園
- ・保育時間 7時30分から18時30分まで
- ・利用料 休日保育を常時利用する児童(登録児童) 1日1回 800円
休日保育を一時的利用する児童 1日1回 下表の区分の利用料

1日の保育時間	利用料
4時間超え	1,600円
4時間以内	800円

- ・利用状況 (単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延人数	887	654	642	547	522

⑫ 一時保育

臨時的な就労、緊急、私的理由等で一時的に家庭での保育ができない未就園の児童を保育園の開所日に預かり、子育ての支援等を図ります。(市外から一時的に滞在している児童も対象)

※お子さん1名につき月24回までの利用が可能

- ・実施保育園及び保育時間

園名	受入年齢	平日	土曜日
岡本保育園	57日から	8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
南保育園	10カ月から	8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
龍華保育園	57日から	8時00分～16時45分	8時00分～12時00分
本母保育園		8時00分～17時00分	8時00分～12時00分
中山保育園		8時00分～17時00分	8時00分～12時30分
たんぽぽ保育園		8時00分～17時00分	8時00分～12時30分
こま草保育園		8時00分～16時45分	8時00分～12時00分
清見保育園	1歳から	8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
荘川保育園		8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
宮保育園	57日から	8時00分～16時45分	8時00分～12時00分
久々野保育園		8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
朝日保育園		8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
こくふ保育園	57日から	8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
本郷保育園		8時30分～17時00分	8時30分～12時00分
栃尾保育園		8時30分～17時00分	8時30分～12時00分

- ・利用料

1回の保育時間	1回の利用料	給食費		おやつ代
		3歳未満児	3歳以上児	50円
4時間	800円	380円	240円	

※給食費・おやつ代は園により異なります。

- ・利用状況 (単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延人数	5,497	3,789	3,459	3,001	3,803

⑬ 給付費支払額

(令和5年度実績)

区分	給付費 (千円)	負担内容(千円)				延べ園児数 (人)
		保護者	国庫	県費	市費	
私立	1,998,263	108,794	995,541	422,301	471,627	23,142

※公立分は平成16年度より一般財源化されたため該当しない。

(2) こども家庭センター

こどもたちが健やかに育つためには、発達段階に応じた切れ目のない支援が大切です。

高山市では、令和6年度から母子保健に関する事業を行う「母子健康包括支援センター」と児童及び子育て家庭の福祉に関し相談支援を行う「子ども発達支援センター」を統合し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を設置しました。

従来の2つのセンターが有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織としてこどもや子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく対応することを目指しています。

(3) 子育て支援センター

開設場所	開設時期	事業内容			令和5年度 延利用者数
		事業日	開設日	開設時間	
子育て支援センター（岡本保育園2階）	平成10年4月1日 （平成6年度の保育所 地域子育てモデル事業として発足）	育児相談	月・火・木曜日 水曜日 金曜日	8時30分～17時00分 8時30分～11時30分 8時30分～15時00分	3,406
		おしゃべりサロン （個別相談）	水曜日 金曜日	13時00分～17時00分 15時30分～17時00分	17
		あそびの広場	月・火・木・金曜日 水曜日	9時00分～15時00分 9時00分～12時00分	6,529
飛騨高山ビッグアリーナ		すくすくランド	水曜日 （季節休等あり）	10時00分～11時30分	748
子育てに関する講座や事業を市内各所で開催					1,321

(4) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

①事業概要

対象児童：保護者が仕事などにより、下校時に家庭にいない児童

利用料金：月額3,000円

開設日等：毎週月曜日から土曜日まで(祝日及び年末年始を除く)

夏休み期間中は23日間程度、冬休み期間中は5日間程度、春休み期間中は半分程度の期間開設(開設日は学校により異なります)します。

また、土曜日は、東小、南小、北小、山王小、江名子小、新宮小のみ拠点方式で開設し、学校が参観日や運動会などの行事のために振替休業日とした日も開設します。

開設時間：下校時から18時30分まで

ただし、土曜日、振替休業日及び長期休暇期間などの開設日は、8時00分から18時30分まで

②施設の概要、利用状況等

令和5年度利用実績 18クラブ 1,130人

(令和6年4月1日現在)

クラブ名	利用児童数（人）						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
東小パンジークラブ	32	21	19	5	2	1	80
西小まがたまクラブ	10	4	6	0	0	0	20
南小さくらクラブ	26	20	17	0	1	0	64
北小のぐるみクラブ	53	48	31	12	3	0	147
山王小パンジークラブ	33	36	27	13	3	3	115
江名子小めだかクラブ	27	14	14	1	0	0	56
新宮小ふなっこクラブ	23	32	25	10	5	0	95
三枝小ほたるクラブ	14	10	10	6	1	1	42
花里小ひまわりクラブ	22	16	4	10	0	0	52
丹生川どんぐりクラブ	17	21	25	3	2	0	68
清見小はっぴいクラブ	8	4	7	2	0	0	21
荘川小げんきクラブ	1	3	0	2	2	2	10
宮小さくらんぼクラブ	8	7	4	2	0	0	21
久々野小なかよしクラブ	10	13	10	8	1	1	43
朝日小あおぞらクラブ	4	3	8	1	1	0	17
国府小なつめクラブ	32	24	20	1	1	0	78
本郷小ほのぼのクラブ	8	3	5	1	0	0	17
栃尾小おこじょクラブ	2	2	1	0	0	0	5
合 計	330	281	233	77	22	8	951

(5) 児童館

① 施設一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	開設	開館時間	休館日	構造
城山児童センター	堀端町 94	S58. 4. 1	9 時 00 分～17 時 00 分 (4-9 月 18 時 00 分)	月曜日、 祝日、年 末年始	鉄筋コンクリート 2 階建 (2 階使用) 城山保育園との複合施設 延面積 1,160.00 m ² 使用面積 440.00 m ²
昭和児童センター	昭和町 2 丁目 224	S60. 4. 1	9 時 00 分～17 時 00 分 (4-9 月 18 時 00 分)	月曜日、 祝日、年 末年始	鉄筋コンクリート 4 階建 (1 階使用) 総合福祉センターとしての複合施設 延面積 2,390.46 m ² 使用面積 280.90 m ²
山王児童センター	森下町 1 丁目 401	H4. 4. 1	9 時 00 分～17 時 00 分 (4-9 月 18 時 00 分)	月曜日、 祝日、年 末年始	鉄筋コンクリート 2 階建 (2 階使用) 山王保育園との複合施設 延面積 933.10 m ² 使用面積 307.49 m ²
ふれあい児童館	名田町 3 丁目 1-3	H7. 11. 1	9 時 00 分～17 時 00 分	月曜日、 祝日、年 末年始	鉄筋コンクリート 2 階建 (2 階使用) ふれあい老人いこいの家との複合施設 延面積 615.30 m ² 使用面積 456.30 m ²
国府児童館	国府町三日町 547-1	H30. 2. 1	9 時 00 分～17 時 00 分 (4-9 月 18 時 00 分)	日曜日、 祝日、年 末年始	木造平屋建 放課後児童クラブとの複合施設 延面積 499.50 m ² 使用面積 383.00 m ²

※児童館（児童センター、児童館）は、指定管理者制度により社会福祉法人高山市社会福祉協議会が管理・運営を行っています。

② 利用状況

(各年度 3 月末日現在)

城山児童センター

区分 年度	利用者数 (人)					備考
	幼児	小学生	中学生	保護者	計	
3	1,709	839	119	1,579	4,246	開館日数 265 日 一日平均利用者数 16 人
4	2,001	1,538	163	1,836	5,538	開館日数 293 日 一日平均利用者数 19 人
5	2,428	2,066	244	2,469	7,207	開館日数 294 日 一日平均利用者数 25 人

昭和児童センター

区分 年度	利用者数 (人)					備考
	幼児	小学生	中学生	保護者	計	
3	6,815	1,828	466	6,216	15,325	開館日数 265 日 一日平均利用者数 58 人
4	9,701	2,526	601	8,599	21,427	開館日数 293 日 一日平均利用者数 73 人
5	10,426	2,786	720	9,302	23,234	開館日数 294 日 一日平均利用者数 79 人

山王児童センター

区分 年度	利用者数 (人)					備考
	幼児	小学生	中学生	保護者	計	
3	1,312	974	258	1,444	3,988	開館日数 262 日 一日平均利用者数 15 人
4	1,758	1,570	330	1,584	5,242	開館日数 290 日 一日平均利用者数 18 人
5	3,435	2,018	291	2,922	8,666	開館日数 294 日 一日平均利用者数 30 人

ふれあい児童館

区分 年度	利用者数（人）					備考
	幼児	小学生	中学生	保護者	計	
3	1,940	1,034	149	2,530	5,653	開館日数 265 日 一日平均利用者数 21 人
4	2,437	1,508	178	2,416	6,539	開館日数 292 日 一日平均利用者数 22 人
5	3,306	2,170	224	3,576	9,276	開館日数 294 日 一日平均利用者数 32 人

国府児童館

区分 年度	利用者数（人）					備考
	幼児	小学生	中学生	保護者	計	
3	4,673	442	9	3,539	8,663	開館日数 265 日 一日平均利用者数 33 人
4	6,612	832	2	4,972	12,418	開館日数 287 日 一日平均利用者数 43 人
5	7,231	1,950	25	6,914	16,120	開館日数 293 日 一日平均利用者数 55 人

(6) 母子生活支援施設

母子家庭の母親と原則 18 歳未満の児童を入所保護し、温かい家庭生活が営めるよう自立の支援と生活全般についての援助指導を行う。(令和 6 年 4 月 1 日現在)

名 称	経営主体	開設時期	職員数 (人)	定員	入所者数	
					世帯数	人数
リミエ	社会福祉法人 飛騨慈光会	令和 4 年 4 月 1 日	11	20 世帯	16 世帯	38 人

規模・構造等：鉄骨造 2 階建 3 棟、延床面積 1,676.17 m²、令和 4 年 3 月 18 日完成

(7) 障がい児通園施設

知的障がい、肢体不自由、発達障がいなどの児童が通所し、機能訓練など療育指導を行うことで社会生活への適応訓練等を行う。(令和 6 年 4 月 1 日現在)

名称	所在地 (飛騨圏域のみ)	種別	定員 (人)	令和 5 年度 延べ利用日数 (日)	開設時間	管理運営
					休業日	
あゆみ学園	昭和町 2-224 (総合福祉センター内)	児童発達 支援、放課 後等デイ サービス	10	1,874	9 時 00 分～15 時 30 分	社会福祉 法人高山 市社会福 祉協議会
					日曜日、祝日、年末年始	
いきいき広場	丹生川町町方 1474-1 (こま草 保育園併設)	児童発達 支援	8	1,176	9 時 00 分～15 時 30 分	高山市
					土・日曜日、祝日、年末 年始	
おひさま教室	久々野町無数 河 797-1 (久々 野保育園併設)	児童発達 支援	6	1,071	9 時 00 分～15 時 30 分	高山市
					土・日曜日、祝日、年末 年始	

すくすく教室	国府町三日町 380-1（こくふ 保育園併設）	児 童 発 達 支 援	6	1, 277	9 時 00 分～15 時 30 分	高山市
					土・日曜日、祝日、年末 年始	
ゆりのこ	山 田 町 831-1 （山ゆり学園 併設）	児 童 発 達 支 援、放課 後等デイ サービス、 保 育 所 等 訪 問 支 援	7	1, 082	9 時 30 分～17 時 00 分	社会福祉 法人飛騨 慈光会
					金・日曜日、祝日、年末 年始、施設で定める日	
第二あゆみ 学園	初田町 3-27-6	児 童 発 達 支 援、保 育 所 等 訪 問 支 援	10	1, 512	9 時 30 分～15 時 30 分	社会福祉 法人高山 市社会福 祉協議会
					土・日曜日、祝日、年末 年始	
		放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	10	1, 915	平日 13 時 30 分～17 時 30 分、長期休暇 9 時 00 分～ 15 時 00 分	
					土・日曜日、祝日、年末 年始、施設で定める日	
からふる	松本町 405	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	10	2, 808	平日 13 時 00 分～18 時 00 分、土祝日 9 時 00 分～16 時 30 分、長期休暇 8 時 45 分～16 時 30 分	(株)ステ キバリエ ーション
					日曜日、年末年始	
なちゅらる	上岡本町 1-387-1	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	10	2, 996	平日 13 時 00 分～18 時 00 分、土・日曜日、祝日 9 時 00 分～17 時 30 分、長 期休暇 8 時 45 分～17 時 30 分	(株)ステ キバリエ ーション
					第 1・3 日曜日、年末年始	
ばわふる	国府町名張 1588	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	10	2, 508	平日 13 時 00 分～18 時 00 分、土曜日、祝日 9 時 00 分～16 時 30 分、長期休暇 8 時 45 分～16 時 30 分	(株)ステ キバリエ ーション
					日曜日、年末年始	
てとら	下切町 233-3	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	26	3, 470	平日 13 時 30 分～17 時 30 分、第 1・3・5 土、祝日、 長期休暇 10 時 00 分～17 時 00 分	一般社団 法人てと ら
					第 2・4 土曜日・日曜日 年末年始	

ナーシング デイ高山	冬頭町 588-1	児 童 発 達 支 援、放課 後 等 デイ サービ ス	5	455	9 時 00 分～17 時 00 分	公益社団 法人岐阜 県看護協 会
					土・日曜日、祝日、年末年始	
きゃんばす	桐生町 4-448-1	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	10	1,304	平日 13 時 00 分～17 時 00 分、土曜日、祝日、長期休暇 9 時 00 分～17 時 00 分	ギブタン クス (株)
					日曜日、年末年始、施設で定める日	
ふいーる	国府町名張 1588	児 童 発 達 支 援、保育 所 等 訪 問 支 援	10	3,030	9 時 00 分～16 時 00 分	(株)ステ キバリエ ー シ ョ ン
					日曜日、年末年始	
ちあふる	上岡本 7-500-1	児 童 発 達 支 援、放課 後 等 デイ サービ ス	10	2,548	平日 13 時 00 分～17 時 30 分、土曜日 9 時 00 分～16 時 30 分、祝日 9 時 00 分～17 時 00 分、長期休暇 8 時 45 分～17 時 30 分	(株)ステ キバリエ ー シ ョ ン
					日曜日、年末年始	
メイちゃんのおうち	大新町 2-90-5	児 童 発 達 支 援、放課 後 等 デイ サービ ス	10	1,653	平日 9 時 00 分～17 時 00 分、土曜日 9 時 00 分～16 時 00 分	特定非営 利活動法 人 la casetta
					日曜日、祝日、年末年始、施設で定める日	
メイちゃんのおうち 2nd	大新町 1-65	児 童 発 達 支 援、放課 後 等 デイ サービ ス	10	748	平日 9 時 00 分～17 時 00 分	特定非営 利活動法 人 la casetta
					土・日曜日、祝日、年末年始、施設で定める日	
みらくる	飛騨市古川町 金森 2-17	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	10	348	平日 13 時 00 分～17 時 30 分、長期休暇 8 時 45 分～17 時 00 分、祝日 8 時 45 分～17 時 00 分	(株)ステ キバリエ ー シ ョ ン
					土・日曜日、年末年始	
H A B I L I S - H I D A	飛騨市古川町 向町 2-6-1	児 童 発 達 支 援、放課 後 等 デイ サービ ス、 保 育 所 等 訪 問 支 援	10	593	平日、土曜日 9 時 00 分～18 時 00 分	(株)りす の実
					日曜日、祝日、年末年始	

※あゆみ学園は、指定管理者制度により社会福祉法人高山市社会福祉協議会が管理、運営を行っています。

(8) つどいの広場

子育て中の親子が、各地域の身近な場所で気軽に集まって情報交換や仲間づくり、悩み相談などが行える場所として高山市が設置しています。平成 19 年度からは「子育てコーディネーター」を配置して、相談受付体制の充実を図っています。

令和 5 年度利用実績 30,466 人

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

地域	開設場所	所在地	愛称	開設日時
高山	まちひとぷら座かんかこかん	上二之町 44-4	こどもひろば	毎日（休館：年末年始） 10 時 00 分～16 時 00 分
丹生川	丹生川支所	丹生川町 坊方 2000	こども館	毎日（休館：年末年始） 8 時 30 分～17 時 00 分
清見	きよみ館（清見支所）	清見町 三日町 305	わくわくルーム	毎日（休館：年末年始） 8 時 30 分～17 時 00 分
荘川	荘川総合センター（荘川支所）	荘川町 新淵 430-1	つどいの広場	毎日（休館：年末年始） 8 時 30 分～17 時 00 分
一之宮	一之宮支所	一之宮町 3100	つどいの広場	毎日（休館：年末年始） 8 時 30 分～17 時 00 分
久々野	久々野多目的センター虹流館くぐの（久々野支所）	久々野町 無数河 580-1	なかよしランド	毎日 8 時 30 分～17 時 00 分
朝日	燦燦朝日館（朝日支所）	朝日町 万石 800	つどいの広場	毎日（休館：年末年始） 8 時 30 分～17 時 00 分
高根	高根福祉センター	高根町 上ヶ洞 340-1	元気広場	火曜日（休館：年末年始） 9 時 00 分～12 時 00 分
国府	国府保健センター	国府町 木曾垣内 650	風の子広場	水曜日（休館：年末年始） 9 時 30 分～12 時 00 分
	シマヤラクール飛騨高山店	国府町 金桶 41	ひだっこランド	毎日（休館：施設休館日） 10 時 00 分～20 時 00 分
上宝	上宝支所	上宝町 本郷 540	にこりんひろば	月～金曜日（休館：年末年始） 8 時 30 分～17 時 00 分
	奥飛騨総合文化センター	奥飛騨温泉郷 村上 1480	奥飛騨にこりんひろば	火・木曜日（休館：年末年始） 9 時 00 分～16 時 30 分

※荘川地域・朝日地域では、上記以外各地域の福祉センターにおいてつどいの広場を開設しています。

(9) 病児保育

平成 21 年 4 月から、保護者が就労等により保育できない病児（病気の回復期に至らず、かつ当面の症状に急変が認められない児童）について、専用施設で一時的に保育する病児保育事業を実施しています。

対象児童：生後 6 か月から小学校 3 年生まで

実施日時：月曜日から金曜日までの 8 時 00 分から 18 時 00 分まで

実施場所：病児保育室プティそれいゆ（高山市昭和町 2 丁目レザミひだげイデアガーデン内）

利用方法：事前登録制（医療機関での診察と診療情報提供書が必要）

利用定員：1 日 12 人

利用料金：1 日 1 人あたり 2,000 円（5 時間以内の場合は 1,000 円）

※3 人以上の児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）を現に扶養する世帯は無料

※前年度分の市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は、申請により利用料を減免

利用実績： (各年度 3 月末日現在)

年度	3	4	5
利用児童数（人）	528	868	1,006

(10) ファミリーサポート事業

令和 4 年 4 月から、全ての子育て世帯の不安や負担の軽減を図るため、託児や SNS 等による相談支援を行っています。

① 託児

対象児童：生後 3 か月から 18 歳まで

実施場所：ファミリーサポート事務局（高山市昭和町 2 丁目 高山市総合福祉センター 2 階）、
会員の自宅、児童センターなど

利用方法：会員登録制

利用料金：平日 8 時 30 分～17 時 30 分 こども 1 人につき 1 時間あたり 500 円

上記以外は、こども 1 人につき 1 時間あたり 600 円

※2 人目以降は上記単価の半額

② 相談

利用料金：無料

利用実績： (各年度 3 月末日現在)

年度	4	5
託児利用者数（人）	1,705	2,432
相談者数（人）	697	529

(11) 児童遊園等

健全な遊びを提供することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため児童遊園を市が設置するほか、保育園などの園庭を児童に開放したり、町内会が設置する地域の身近な遊び場に対する支援を行っています。

① 児童遊園（児童福祉法に基づく公園）

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

名称	所在地	設置	開設時期	面積
東児童遊園	鉄砲町 34	高山市	昭和 34 年 3 月 20 日	344 m ²
一本杉児童遊園	八軒町 3 丁目 10	高山市	昭和 34 年 12 月 1 日	704 m ²
北児童遊園	大新町 3 丁目 25	高山市	昭和 39 年 9 月 1 日	680 m ²
松泰寺児童遊園	西之一色町 3 丁目 1049	高山市	昭和 43 年 11 月 6 日	807 m ²
王塚児童遊園	冬頭町 25	高山市	昭和 50 年 6 月 21 日	244 m ²
きりう児童遊園	桐生町 8 丁目 44	高山市	平成 12 年 4 月 1 日	289 m ²

※きりう児童遊園は、指定管理者制度により一般財団法人高山市福祉サービス公社が管理・運営を行っています。

② ちびっこ広場（園庭開放）

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

開放施設 ・市立保育園：8 園（城山・山王・岡本・荘川・久々野・朝日・本郷・栃尾）
・私立保育園：12 園（西・南・北・龍華・総和・宮・こま草・新宮・中山・清見・こくふ・たんぼぼ）
・ふれあい児童館
・児童養護施設夕陽ヶ丘

対象児童 幼児及び小学校 3 年生以下の児童

利用日時 保育時間終了後（日曜、祝日等は朝）から夕方まで

※その他 ・園庭を利用中の事故については、市が保険に加入し賠償します。
・園庭を利用中、遊具等を破損した場合は児童の保護者が賠償します。
・遊具等の破損の原因が不明の場合は、市が賠償します。

③ 町内会設置の児童遊園地
箇所数 151 箇所

(令和6年4月1日現在)

- ※その他
- ・児童遊園を利用中の事故については、市が保険に加入し賠償します。
 - ・地域のこどもの遊び場や居場所の充実を図るため、町内会等が設置する遊び場の遊具等の整備費用に対して助成しています。

3. 相談事業

(1) 家庭児童相談室

① 相談室の概要

開設時期	設置	相談員数(人)	開設時間
昭和 39 年 4 月 1 日	高 山 市	6	毎週月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 土・日、祝日、年末年始及び開設時間外の緊急時については、高山市役所代表電話にて受付

② 相談件数

(単位：件)

区分 年度	養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	自 閉 症 等 相 談	虞 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		
31	28	75	17	4	3	54	13	123	22	0	0	539	2	0	1	10	891
2	12	49	5	2	8	50	16	85	42	0	0	507	12	0	4	6	798
3	27	38	4	2	5	40	24	129	95	0	0	731	7	0	2	11	1,115
4	13	66	14	8	13	53	20	99	78	0	0	637	6	0	0	26	1,033
5	10	56	13	5	7	44	22	106	61	0	0	579	3	1	0	39	946

(2) 高山市要保護児童等対策地域協議会

児童虐待などで保護を要する児童、支援が必要な児童や保護者などに対し、複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に基づく地域ネットワークです（平成 17 年 10 月 1 日設置）。

協議会にはその運営の中核となる調整機関（事務局：こども家庭センター）が定められており、協議会の構成機関からの虐待通告や支援を要するケースを受理し、記録作成や管理を行っています。また、平成 31 年度から協議会において支援しているケースについて、関係機関で支援方針や支援体制を検討する実務者会議を開催しています。

開催回数

(単位：回)

区分 年度	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議 (担当者会議含む)
31	2	3	49
2	2	4	63
3	2	4	71
4	2	4	54
5	2	4	63

4. 主な助成事業

(1) 保育所に対する助成

- ①私立保育所運営事業 ②低年齢児保育対策事業 ③延長保育促進事業 ④一時保育事業
 ⑤障がい児保育事業 ⑥食物アレルギー対策事業 ⑦民間社会福祉事業従事者共済金
 ⑧保育補助者雇上事業 ⑨保育園副食費 ⑩保育所整備費 ⑪保育環境向上事業
 ⑫熱中症対策事業 ⑬通園バス購入支援事業

(2) その他の助成

- ①子育てリフレッシュ保育等事業 ②地域の遊び場づくり支援事業 ③子育て短期支援事業
 ④障がい児等看護支援事業 ⑤こども食堂等運営支援事業
 ⑥子育て支援金 (各年度3月末日現在)

年度	子育て支援金内訳					計
	児童数	第1子	第2子	第3子	第4子以上	
3	人数(人)	204	201	64	23	492
	金額(千円)	20,400	20,100	9,400	3,900	53,800
4	人数(人)	228	197	81	15	521
	金額(千円)	22,800	19,700	8,100	1,500	52,100
5	人数(人)	193	207	78	19	497
	金額(千円)	19,300	20,700	7,800	1,900	49,700

⑦高等学校就学準備等支援金支給事業

年度	5
人数(人)	824
金額(千円)	24,720

⑧第2子以降出産祝金支給事業

年度	5
人数(人)	246
金額(千円)	24,600

5. その他の事業

(1) 「愛の鐘」

内 容	状 況
四季を通じて童謡など適切な音楽を放送することにより、児童に帰宅時刻を知らせるとともに、豊かな情操を育成するため、「愛の鐘」を設置	昭和44年開始 放送時間 4月～9月 18時00分 10月～3月 17時00分 (上宝地域 通年 17時00分)

(2) ブックスタート事業

平成18年4月より、4か月健診時と1歳6か月健診時にブックスタートとして、絵本の読み聞かせとともに絵本のプレゼントを行っています。(各年度3月末日現在)

区分 年度	4か月児			1歳6か月児		
	対象者数(人)	配付数(冊)	配付率(%)	対象者数(人)	配付数(冊)	配付率(%)
3	524	528	101	568	346	61
4	505	505	100	611	393	64
5	514	509	99	511	351	69

1 2 女性・母子・父子及び寡婦福祉

1. 女性福祉

(1) 概 況

女性保護事業は、売春防止法に基づいた婦女子の保護更生転落の未然防止が目的でしたが、令和6年4月1日、困難な女性を抱える女性への支援に関する法律が施行され、女性に関するあらゆる問題についての相談に応じています。

高山市においては、こども家庭センターに女性相談員を配置し、困難な問題を抱える女性の相談に対して、法に基づいた助言・指導を行うほか、配偶者等の暴力に関する啓発活動なども行っています。

また、必要に応じて民生児童委員や他機関と連携した支援を行っています。

ア 女性相談員の経路別受付

(令和5年度実績) (単位：人)

区 分	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談所	他の女性相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	電話による相談	計
新規	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	59
再来	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	11

イ 女性相談員の処理状況

(令和5年度実績) (単位：人)

年間処理済 実人数	処 理 事 項										計
	保護施設へ 収容	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ 移送	女性相談所へ 移送	他県相談所へ 移送	関係施設へ 移送	助言・指導	その他	
70	0	0	0	0	0	2	0	0	67	1	70

2. 母子・父子及び寡婦福祉

(1) 概 況

母子、父子及び寡婦福祉に関する施策は年々充実してきていますが、離婚による母子家庭等の割合が高まるにつれ、母子等の若年齢化、脆弱な経済基盤、児童に対する養育能力の低下等が大きな問題となっています。

こうした家庭に対しては、実情の把握、母子寡婦福祉会など関係団体への加入の促進、各種の相談・指導、母子生活支援施設への入所、福祉資金の融資等を通して生活の安定化と自立更生を支援しています。

また、児童については、母子・父子福祉センター等のレクリエーション行事や遺児激励金などによる援助のほか、母親等が適切に養育義務を遂行できるよう、家庭児童相談室等の相談業務を通じて支援を行っています。

なお、平成 15 年度から母子家庭医療給付事業を父子家庭も対象とするなど、母子・父子家庭の生活の向上に寄与しています。

ア 母子相談の処理状況

(単位：件)

イ 母子・寡婦福祉資金の貸付状況

(令和 5 年度実績) (単位：件・千円)

区分	年度 相談指導事項	31	2	3	4	5
一般生活相談	住 宅	8	5	0	0	0
	医 療	0	0	0	0	0
	家 庭 紛 争	0	0	0	0	0
	就 職	8	11	0	0	0
	内 職	0	0	0	0	0
	結 婚	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	23	0	0
児童相談	養 育	558	610	574	932	1,074
	教 育	38	0	0	0	0
	就 職	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	44	81
生活支援	母子福祉資金	44	60	70	70	64
	寡婦福祉資金	0	0	0	0	0
	公 的 年 金	0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当	0	0	0	0	0
	生 活 保 護	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
その他	母子生活支援施設	0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売	0	0	0	0	0
	売 店 設 置	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
計		564	656	667	1,046	1,219

種 別	件数	金額
修 学 資 金	4	8,280
就学支度資金	3	1,004
住 宅 資 金	0	0
技能習得資金	0	0
修 業 資 金	2	600
就職支度資金	0	0
計	9	9,884

ウ 父子相談の状況

(令和 5 年度実績)

内 容	相 談 受 付	相談員数	件 数
父子家庭の相談、指導 (昭和 54 年 1 月より)	毎週月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 高山市こども家庭センター	5 人	35 件

エ 母子・父子福祉センター

施設名	開設時期	職員数	所在地	構 造
高 山 市 母子・父子福祉 セ ン タ ー	昭和 60 年 4 月 1 日	1 人	昭和町 2 丁目 224	鉄筋コンクリート 4 階建(3 階部分使用) 総合福祉センターとしての複合施設 延面積 2,390.46 m ² 使用面積 295.80 m ²

3. 遺児激励金の支給

(1) 高山市遺児激励金

病気や事故などにより、親等を失った児童（満 17 歳までの遺児もしくは満 18 歳で高等学校等に在学中の遺児）に対して、毎年、激励金を支給しています。また、遺児が中学校または高等学校等を卒業して就職する際には、就職支度金を支給しています。

ア 遺児激励金 支給額（年額）…乳幼児・小学生：20,000 円、中学生：35,000 円
高校生等：50,000 円（単位：人・千円）

年 度	31	2	3	4	5
乳幼児・小学生	51	42	38	43	50
中学生	33	34	35	30	30
高校生等	50	49	39	47	48
支給人数	134	125	112	120	128
支給額計	4,925	4,480	3,935	4,260	4,450

イ 就職支度金 支給額：100,000 円（単位：人・千円）

年 度	31	2	3	4	5
中学生	1	0	0	0	0
高校生等	4	8	4	2	4
支給人数	5	8	4	2	4
支給額計	500	800	400	200	400

(2) 高山市交通・火災災害遺児激励金

交通事故または火災により、親等を失った児童（満 17 歳までの遺児もしくは満 18 歳で高等学校等に在学中の遺児）に対して、遺児 1 名につき 200,000 円の激励金を支給しています。

（単位：人・千円）

年 度	31	2	3	4	5
支給人数	0	0	0	0	0
支給額計	0	0	0	0	0

4. 母子家庭等就業支援事業

ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取り組みを支援することにより、ひとり親家庭の自立促進を目的として、給付金を支給しています。

(1) 自立支援教育訓練給付金

雇用保険法における一般教育訓練給付金や特定一般教育訓練給付金の対象となる講座を受けた場合、受講修了後、費用の 3 分の 2 相当の給付金を支給します。（上限 20 万円、下限 1 万 2 千円）

雇用保険法における専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受けた場合、受講終了後、費用の 3 分の 2 相当の給付金を支給します。（年額の上限 20 万円、下限 1 万 2 千円）

(2) 高等職業訓練促進等給付金

市長が定める資格を取得するため、養成機関において半年以上修業する場合、修業中の生活費や学費等に対する支援として次の給付金を支給します。

- ・ 高等職業訓練促進給付金（毎月支給）
住民税非課税世帯：100,000 円 住民税課税世帯：70,500 円
（修学期間最終年の1年間については、月額4万円を増額）
- ・ 高等職業訓練修了支援給付金（修了後に一時金として支給）
住民税非課税世帯：50,000 円 住民税課税世帯：25,000 円
- ・ 学費等支援金
入学金、学費の3分の2相当の額（年額30万円を限度）

13 生活保護

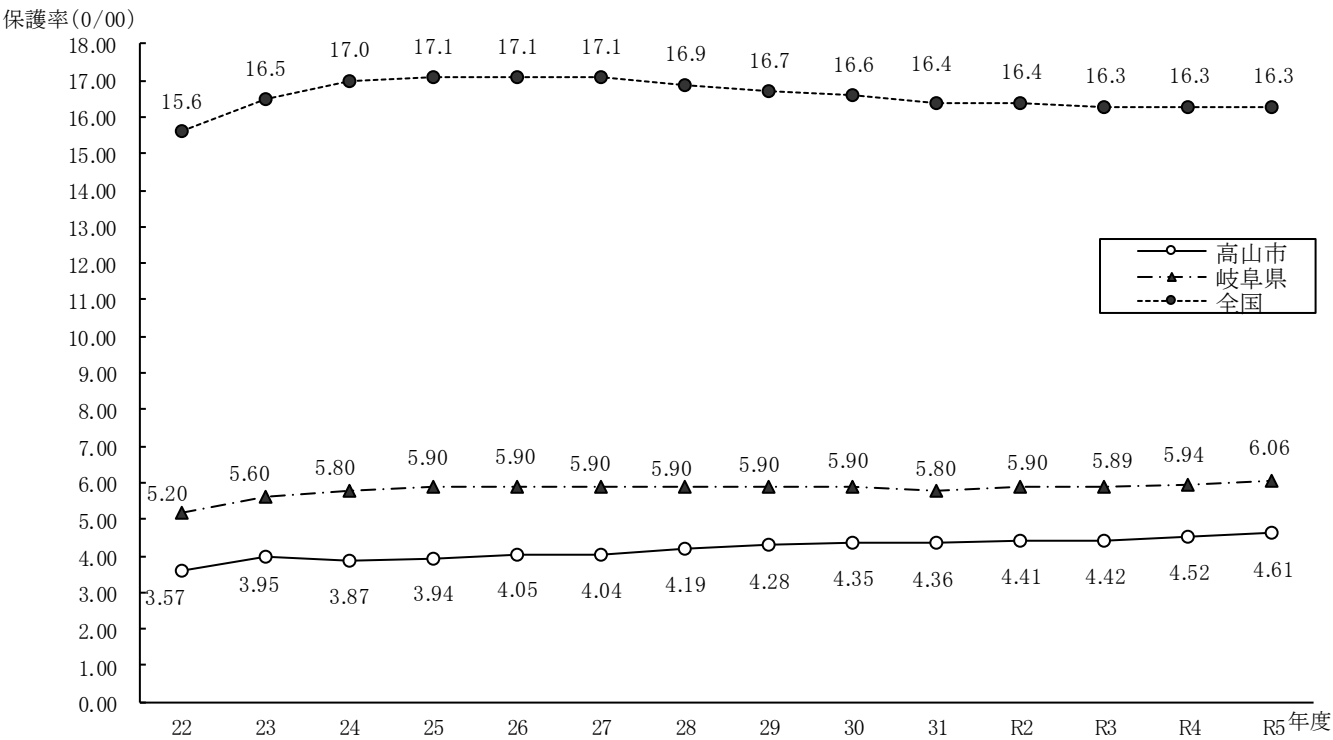
(1) 概 況

生活保護制度の適用状況は、令和 5 年度末の保護率（千分率）でみると、高山市は 4.61‰で、これは全国の 16.3‰を大きく下回り、また岐阜県の 6.06‰も下回っています。

年次別の動向については、平成 20 年の世界同時不況により平成 21 年より保護申請件数が大幅に増加しました。この傾向は、全国及び県内も同様で不況の影響を受けて、特に 50 代以上の方が多く失業する事態になり、平成 20 年度から平成 23 年度にかけての保護率は急激に上昇しました。

また、世帯類型別では、高齢者世帯が半数を超えています。

(2) 保護率の推移

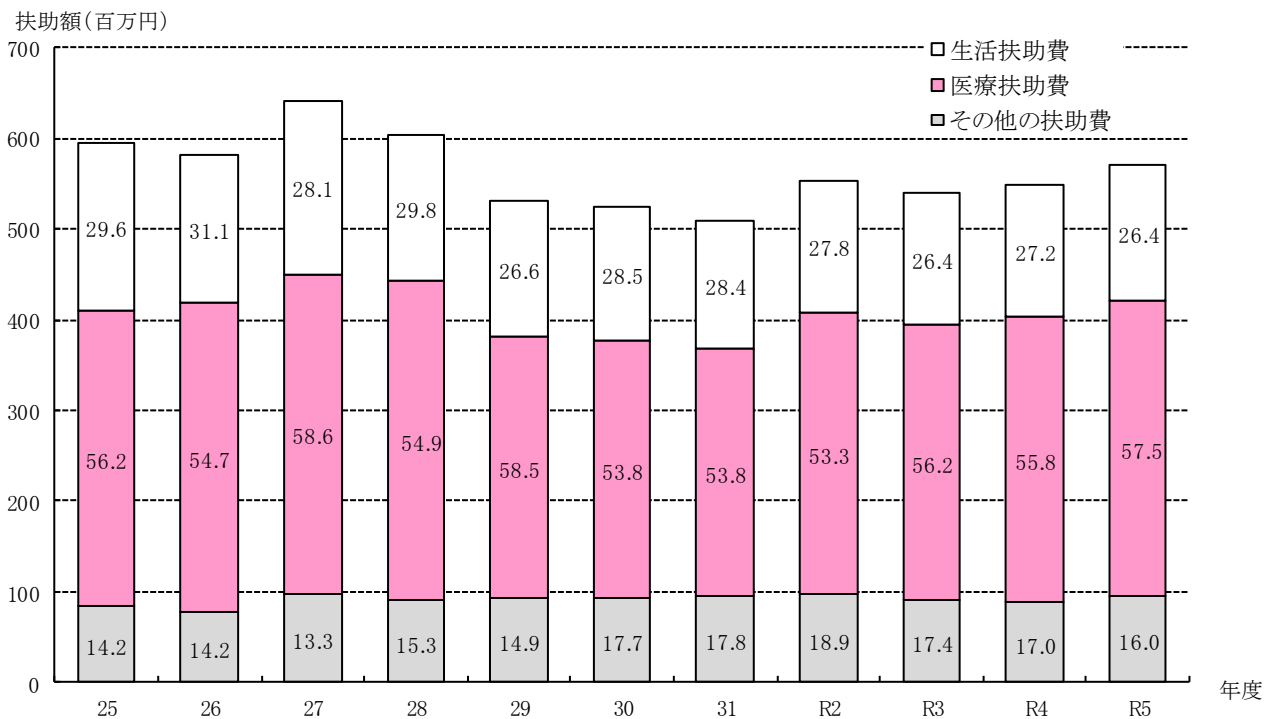


(3) 保護率の年次推移

(各年度 3 月末日現在)

区分 年度	世 帯		人 員		保 護 率 ‰		
	世帯数	指 数	人 員	指 数	高山市	岐阜県	全 国
31	313	100.0	379	100.0	4.36	5.80	16.4
2	321	102.6	379	100.0	4.41	5.90	16.4
3	317	101.3	374	98.7	4.42	5.89	16.3
4	314	100.3	378	99.7	4.52	5.94	16.3
5	322	102.8	381	100.5	4.61	6.06	16.3

(4) 扶助費別構成比の推移 (百分比は構成割合)



(5) 医療保護の年次推移

(各年度3月末日現在)

年 度	被保護世帯	医 療 保 護 世帯	医療扶助率 (%)	被保護人員 (人)	医 療 保 護 人員 (人)	医療扶助率 (%)
31	313	257	82.11	379	291	76.78
2	321	270	84.11	379	301	79.42
3	317	268	84.54	374	293	78.34
4	314	267	85.03	376	298	79.25
5	322	278	86.34	385	311	80.78

(6) 保護開始・廃止世帯数

年 度	開始世帯数	廃止世帯数
31	44	46
2	55	47
3	39	43
4	32	35
5	45	43

(7) 世帯類型別構成比

(各年度3月末日現在)

年 度	世帯数	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい者世帯		その他世帯	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
31	313	163	52.1	19	6.1	113	36.1	18	5.8
2	321	176	54.8	13	4.0	109	34.0	23	7.2
3	317	171	53.9	15	4.7	111	35.0	20	6.3
4	314	168	53.5	16	5.1	107	34.1	23	7.3
5	322	164	50.9	15	4.7	111	34.4	32	9.9

(8) 保護の種類別被保護世帯及び被保護人員調

※福祉行政報告例令和6年3月報告数値

区 分	現に保護を受けたもの	保護停止中のもの	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助
世 帯	322	1	280	232	10	278	76
人 員	385	1	340	267	15	311	76
うち 外国人世帯	5	0	3	3	1	3	1
うち 外国人員	9	0	7	7	3	4	1

(9) 医療扶助人員調

※福祉行政報告例令和6年3月報告数値

区 分	入 院			入 院 外		
	精 神	その他	計	精 神	その他	計
人 員	15	9	24	57	230	287

(10) 世帯の労働類型別被保護世帯数調

※福祉行政報告例令和6年3月報告数値

区 分		現に保護を受けた世帯			
		高 齢 者 世 帯	傷 病 ・ 障がい者世帯	母 子 世 帯	その他の世帯
世帯主が働いて いる 世 帯	常 用 勤 労 者	5	5	3	2
	日 雇 労 働 者	0	3	3	0
	内 職 者	0	1	0	0
	その他の就業者	2	15	1	4
世帯主は働いていないが 世帯員が働いている世帯		1	2	0	2
働いている者のいない世帯		156	85	8	24
計		164	111	15	32

1 4 民生児童委員活動

(1) 概 況

高山市では 228 名の民生児童委員（以下、主任児童委員を含む）が活動しています。

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された方々で、社会奉仕の精神で、常に地域住民の立場に立った相談援助活動などを通じて、社会福祉の増進に努めています。

役割としては、低所得者の援護および高齢者、障がい者、児童、母子などの福祉の向上と、福祉事務所やその他の関係機関の業務への協力活動など、きわめて広範囲な福祉活動を行っています。

(2) 民生児童委員数

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

総 数	男	女	単位民児協数
228 人	110 人	118 人	17

※ 令和 4 年 12 月改選、任期は令和 7 年 11 月 30 日まで。

総数のうち、主任児童委員は 33 名。

(3) 民生児童委員活動状況

（単位：件）

区分 年度	相 談 ・ 指 導									会合・行事参加協力等	相談・指導調査のための訪問回数
	家 族 関係	住 居	健 康	仕 事	年 金 保 険	生 活 環 境	生活費	その他	計		
30	86	65	388	9	35	168	251	2,640	3,642	11,618	45,533
31	89	89	360	16	28	143	153	2,407	3,285	10,832	44,349
2	97	73	251	13	9	289	66	2,117	2,915	6,518	26,316
3	139	77	197	20	17	212	39	2,482	3,183	7,472	39,884
4	93	79	129	8	3	123	59	1,670	2,264	5,415	27,542
5	102	63	144	26	9	174	59	2,485	3,791	9,446	34,607

(4) 相談指導

(単位：件)

区分 年度	分野別相談指導					調査・連絡		
	高齢者に関する こと	障がい者に関する こと	子どもに関する こと	その他	計	調査	証明事務	施設・団体・公的機関 との連絡
30	2,498	116	428	600	3,642	19,099	834	6,800
31	2,310	98	318	559	3,285	18,136	916	7,485
2	2,019	112	303	481	2,915	5,273	642	6,224
3	2,362	86	297	438	3,183	18,362	960	6,877
4	1,563	123	240	338	2,264	13,218	782	4,460
5	2,468	182	459	682	3,791	16,727	918	5,087

(5) 生活福祉資金貸出し状況（令和5年度中貸付状況）

一般貸付

種別	総合支援	福祉費	教育支援	緊急小口	計
件数	0件	2件	2件	5件	9件
金額	0千円	369千円	859千円	225千円	1,453千円

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付

種別	総合支援	緊急小口	計
件数	0件	0件	0件
金額	0千円	0千円	0千円

15 法外援助・福祉業務

1. 戦没者遺族などの援護

(1) 戦没者追悼式

日清事変以後の幾多の戦争事変において、尊い犠牲となられた戦没者 3,200 余柱を追悼するため、年 1 回戦没者追悼式を実施しています

(2) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

旧軍人、軍属として一定年数以上勤務した者並びに旧軍人、軍属及び準軍属として職務遂行のために負傷し、または疾病にかかった者及びこれにより死亡した者の遺族に対して年金や一時金、その他の援護措置がとられています。

主な援護の種類は次のとおりです。

1. 戦没者の妻に対する特別給付金

戦没者の妻が終戦に伴い特段の事情の下におかれたという観点から、国が特別の慰謝を行うため特別給付金を支給するものです。

2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変以降の戦没者等の遺族で、公務扶助料、遺族年金等を受給していないものに対し、国が弔慰のため特別弔慰金を支給するものです。

3. 戦没者の父母等に対する特別給付金

子または孫を戦争により失った父母または祖父母に対し、寂しさや孤独感といった精神的苦痛を慰めるため特別給付金を支給するものです。

4. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者等の妻に対し、今までおかれていた社会的、経済的な立場を慰めるために特別給付金を支給するものです。

5. 戦傷病者の援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行うものです。援護の種類には、療養手当の支給、葬祭費の支給、補装具の支給及び修理等があります。

6. 年金給付

旧軍人軍属等の方には普通恩給や一時恩給が、戦没者等の遺族の方には普通扶助料や一時扶助料等が支給されます。

2. 災 害 援 護（高山市地域防災計画）

市民が災害（火災、地震、風水害等）により被災した世帯に対し、市から災害見舞金を支給します。

- ・ 1 世帯 100,000 円以内
- ・ 火災の場合は、類焼または失火（重大なる過失がある場合を除きます。）による被災を原則とします。
- ・ 見舞金の支給額は、被害の程度に応じその都度決定します。

年度	災害種目	罹災世帯	罹災人員	見舞金額（円）
3	火 災	10	25	880,000
4	火 災	1	1	50,000
5	火 災	1	1	100,000

3. 日本赤十字社業務

赤十字は、災害にあった人々の救護活動、物資の配布や地域の救急医療等の推進、血液事業等の福祉活動のほか、国際的には紛争、戦争による難民の援助活動、地震等の自然災害による救援活動など大規模な活動を行っています。

(1) 日赤高山市地区の活動

- ・火災等の被災者見舞（日用品、毛布の支給）

① 日本赤十字社高山地区無線奉仕団では、ドローンや無線による災害時の通報及び情報収集など、災害援助の迅速な対応に努めています。

② 日本赤十字社高山市地区赤十字奉仕団では、災害時の炊き出しのほか、デイサービスセンターでの介助補助、病院でのボランティア等の奉仕活動を行っています。

(2) 社資募集の状況

（単位：件・円）

	区分	目 標 額	実 績 額
3	一 般 分	10,524,000	10,497,708
	法 人 分	1,112,000	2,182,000
4	一 般 分	10,399,000	10,592,150
	法 人 分	1,112,000	2,044,000
5	一 般 分	10,326,000	10,129,200
	法 人 分	1,112,000	2,184,000

4. 献血推進活動

事業所、学校等の協力を得て、献血思想の普及と計画的な献血の推進を図っています。

献血の状況

年度 内訳		31	2	3	4	5
受 付 数		1,880	1,961	2,066	1,942	1,932
採 血 本数	200 ml	222	171	125	115	132
	400 ml	1,497	1,605	1,671	1,615	1,588
不 採 血 数		161	185	270	212	212

※ 岐阜県赤十字血液センターでは、県内各地を移動採血車「ともしび号」を巡回させ、献血活動を実施しています。

5. 市民生活総合相談窓口

市民生活の不安を取り除くため、多岐にわたる要因に対する総合相談窓口を設置しています。

また、令和3年度から基幹相談支援センターを設置し、障がい者・障がい児に関する相談支援体制を拡充しています。

- ・設置年月日 : 平成23年4月1日
- ・設置場所 : 市役所1階 福祉課内(平成27年度より福祉サービス総合相談支援センター内)
(支所においては、地域振興課で対応)
- ・開設日時 : 平日 午前8時30分から午後5時15分まで(市役所開庁日に限る)

相談件数等の状況

区分 年度	相談員 人数	一般相談 件数	生活困窮者 相談件数	障がい児(者) 相談件数	相談件数 合計
3	7	912	5,473	3,676	10,061
4	8	935	4,272	5,166	10,373
5	8	1,043	3,021	6,520	10,584

6. 福祉金庫

市民に対し生活に必要な資金として、他から融資を受けることが困難と認めるものに資金の貸付を行い、市民生活の安定に資するために福祉金庫制度を設けています。

生活資金

貸付限度額 : ひと世帯あたり 100,000 円 (特認 200,000 円)

貸付利率 : 年 0 % (平成19年12月貸付分より)

償還方法 : 22 か月(据置2か月を含む)以内に償還

開設 : 昭和50年7月1日

貸付状況

(単位: 件・千円)

年度	31	2	3	4	5
件数	37	65	50	38	34
金額	1,943	6,222	4,450	2,140	1,930

7. 住居確保給付金事業

離職者であって就労能力及び就労意欲及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費(上限あり)の支給を行っています。

支給件数及び実績額

(単位: 件・円)

年度	31	2	3	4	5
件数	2	23	11	2	0
金額	192,000	3,651,800	723,100	200,100	0

8. ほかほか暖房費助成事業

燃料価格の高騰を受け、低所得世帯を対象に、1世帯当たり2万円の給付金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年 度	5
件 数	6,014
金 額	120,280

9. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業

エネルギー価格等の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に、1世帯あたり3万円の給付金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年 度	5
件 数	6,890
金 額	206,700

10. 物価高騰対応重点支援給付金給付事業

物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担を軽減するため、1世帯あたり7万円の給付金を支給しました。

支給件数及び実績額 (単位：件・千円)

年 度	5
件 数	6,830
金 額	478,100

11. 物価高騰対応重点支援給付金(R5 均等割のみ課税給付・子ども加算)給付事業

物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担を軽減するため、1 世帯あたり 10 万円の給付金及び 18 歳以下の児童 1 人あたり 5 万円の加算給付を実施しました。

支給件数及び実績額（均等割りのみ課税世帯）

（単位：件・千円）

年 度	5
件 数	1,766
金 額	176,600

支給件数及び実績額（子ども加算）

（単位：件・千円）

年 度	5
件 数	526
金 額	46,700

1 6 健康保険及び国民年金

1. 国民健康保険

(1) 国民健康保険運営協議会

① 運営協議会の構成

・被保険者を代表する委員	4名
・保険医または保険薬剤師を代表する委員	4名
・公益を代表する委員	4名
・被用者保険等保険者を代表する委員	1名

(2) 国民健康保険料

① 保険加入状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	世 帯 数	被 保 険 者 数 (人)		
		一 般	退 職	計
医 療 分	10,537	16,332	0	16,332
介 護 分	4,429	5,291	0	5,291

※ 退職者医療制度は令和6年4月1日廃止

② 保険料賦課期日及び納期

- ・賦課期日 4月1日暫定賦課（7月1日確定賦課）
- ・納 期 12回（毎月徴収）

③ 保険料収納状況

(令和5年度実績)

区 分	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率
現年度分	1,974,055	1,925,952	97.56%
滞納繰越分	173,728	44,381	25.55%
計	2,147,783	1,970,333	91.74%

④ 1世帯及び被保険者1人当たり保険料（現年度分）

(単位：円)

年 度	1世帯当たり保険料		被保険者1人当たり保険料	
	調 定 額	収 納 額	調 定 額	収 納 額
R3	171,976	166,763	106,685	103,451
R4	178,215	173,074	112,270	109,031
R5	183,479	179,009	117,280	114,422

※ 1世帯当たり保険料及び1人当たり保険料は年度平均の世帯数及び被保険者数を用いて算出した

(3) 保険給付

① 療養諸費

・保険給付の状況

(令和5年度実績)

区 分	件 数 (件)	支給額 (千円)
療 養 給 付 費	273,243	4,611,227
療 養 費 等	7,152	41,684
高 額 療 養 費	11,330	708,059
高額介護合算療養費	31	686
出 産 育 児 一 時 金	39	18,930
葬 祭 費	136	6,800
傷 病 手 当 金	9	151
計	291,940	5,387,537

・医療費の状況

年度	診療費		調剤他		療養費等	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
R3	183,884	5,218,710	110,239	1,524,767	8,954	75,965
R4	178,249	4,977,088	106,153	1,407,748	8,025	63,954
R5	170,847	4,925,139	102,306	1,330,441	7,141	56,361

年度	医 療 費 合 計			
	件数	金額 (千円)	1 件当たり (円)	1 人当たり (円)
R3	303,077	6,819,442	22,501	362,370
R4	292,427	6,448,790	22,053	359,504
R5	280,294	6,311,941	22,519	373,510

※ 1 人当たり費用は年度平均の被保険者数を用いて算出した

(4) 経理状況

① 医療給付（療養諸費）の負担状況

(単位：千円)

年度	費用額	保 険 者 分	一部負担金	他 法 負 担 分	
				他法優先	国保優先
R3	6,819,442	5,032,641	1,522,837	0	263,964
R4	6,448,790	4,754,805	1,430,616	0	263,369
R5	6,311,941	4,647,317	1,407,257	0	257,367

(5) 保健事業

(令和5年度実績)

事業名		事業内容	備考
特定健康診査・ 特定保健指導等事業		特定健康診査（40～74歳の被保険者） 4月～12月中旬、健診車による巡回 （市内126会場） 特定保健指導（40～74歳の被保険者） 5月～3月 健康診査（中学3年生～39歳の被保険者） 4月～12月中旬、健診車による巡回 （市内143会場）	〈実施数〉 特定健康診査 6,503人 特定保健指導 488人 健康診査 594人
健康 教育 事業	病態別健康教室	期日 11月～3月 場所 保健センター2階集団指導室他 内容 生活習慣病予防のための学習会 （糖尿病、高血圧、バランス食、 減量、尿酸）	〈対象〉 被保険者 延べ 244人 （19日）
医療 費 適 正 化 事業	医療費通知	期日 年3回 内容 受診状況と医療費総額を通知し、受診 の適正化を図る	〈対象〉 被保険者 延べ 30,606件
	後発医薬品利用 差額通知	期日 6月（4月診療分）、12月（10月診療分） 内容 後発医薬品を利用した場合の差額を通知 することにより、被保険者の負担の 軽減や医療保険財政の健全化を図る	〈対象〉 被保険者 延べ 309件
	柔道整復費適正 化	期日 4月～3月 内容 月20回以上の受診又は3部位以上の 施術を対象に、内容確認のための調査 票を発送し、医療費の適正化を図る	〈対象〉 被保険者 235人
	重複頻回受診・重 複多剤服薬者指 導	期日 4月～3月 内容 保健師による対象者への個別の指導を 行う ・2か月連続して、同一月に同一疾患で の受診医療機関が4か所以上の方 ・3か月連続して、同一月に同一医療機 関（同一診療科目）での受診が20回以 上の方 ・3か月連続して、同一月に3以上の医 療機関で同一薬剤を処方されている方 ・同一月に20剤以上処方されている方	〈実施数〉 被保険者 2人

事業名		事業内容	備考
情報発信事業	市民健康まつり	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
健康づくり事業	健康づくり ウォーキング	期日 5月～10月 場所 場所や日時は自由 内容 参加者が自ら目標を設定して歩き、記録表提出者に認定証を授与	〈対象〉 認定証授与 25人
【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】（令和2年4月～実施） 健康寿命の延伸と社会保障制度の安定を図るため、多様な課題を抱える高齢者の特性を踏まえ、国保・後期・介護保険の制度をまたいで、保健事業と介護予防事業を一体的に実施。（健康推進課・高年介護課・国保年金課が連携） 〔内容〕 ・KDBシステム等を活用し、健診・医療・介護から健康課題を分析〈データ分析〉 ・重症化予防のための健康診査の実施、対象者を明確にした家庭訪問等での保健指導 〈ハイリスクアプローチ〉 実施者 173人 ・通いの場等での健康教育（フレイル予防等）、健康相談〈ポピュレーションアプローチ〉 実施者（延べ人数） 6,207人			

2. 後期高齢者医療制度

(1) 保険加入者数 (令和6年3月31日現在)

年齢区分	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	90-94	95-99	100-	計
人 数	45	85	5,987	4,704	3,216	1,758	546	98	16,439 人

(2) 保険料賦課期日及び納期

- ・ 賦課期日 4月暫定賦課（特別徴収）、7月確定賦課
- ・ 納 期 9回（普通徴収）、6回（特別徴収）

(3) 保険料収納状況 (令和5年度実績)

区 分	調定額（千円）	収納額（千円）	収納率
現年度分	1,078,694	1,076,494	99.80%
滞納繰越分	5,715	1,265	22.13%
計	1,084,409	1,077,758	99.39%

(4) 被保険者1人当たり保険料（現年度分）

年 度	調定額（円）	収納額（円）
R3	62,179	61,997
R4	66,110	66,024
R5	66,611	66,475

※ 1人当たり保険料は年度平均の被保険者数を用いて算出した

(5) 保険給付の状況 (令和5年度実績)

区 分	給付費（千円）	1人当たり給付費（円）
療 養 給 付 費	10,984,393	
療 養 費 等	73,464	
高額介護合算療養費	9,745	
高 額 療 養 費	626,146	
葬 祭 費	49,900	
傷 病 手 当 金	0	
計	11,743,648	725,185

※ 1人当たり給付費は年度平均の被保険者数を用いて算出した

(6) 保健事業 (令和5年度実績)

事 業 名	事 業 内 容	備 考
健康診査事業	ぎふ・すこやか健診 6月上旬～10月末	<受診者> 被保険者 2,627 人
	ぎふ・さわやか口腔健診 6月上旬～12月下旬	<受診者> 被保険者 1,268 人

3. 国民年金

国民年金事務については、高山市では法定受託事務として資格異動の受理や国民年金裁定請求書の受理・審査、保険料免除等の申請書の受理・審査等を実施しています。

＜被保険者の適用区分の状況＞

(単位：人)

年度	第 1 号被保険者						第 3 号被保険者			合計		
	強制加入			任意加入								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R3	4, 247	4, 048	8, 295	25	33	58	44	3, 969	4, 013	4, 316	8, 050	12, 366
R4	4, 091	3, 840	7, 931	25	32	57	52	3, 620	3, 672	4, 168	7, 492	11, 660
R5	4, 047	3, 866	7, 913	25	36	61	61	3, 330	3, 391	4, 133	7, 232	11, 365
年度	付加年金加入者数			不在被保険者数								
	強制	任意	計									
R3	85	446	531	61								
R4	81	419	500	48								
R5	78	408	486	47								

※国民年金事業状況統計表（年報）より

17 健康推進

1. 健康づくり推進事業

(1) ウォーキング事業

血行を良くし体力をつけるなど、歩くことの大切さを通して健康意識を普及します。
楽しみながら利用していただけるよう14の健康づくりコースを設置しています。

(2) 市民健康まつり

健康についての正しい知識を普及し、生活習慣改善への契機とします。

＜市民健康まつり実施状況＞

年度	テ ー マ
3	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
4	広報たかやま 11月号にて健康特集
5	健康啓発チラシの配布（新聞購読をしている22,200世帯と公共機関や医療機関へ配布）

(3) 高山市食生活改善連絡協議会（飛まわり会）

栄養の知識を普及するとともに、地域の食生活改善推進のために講習会等を通じて市民が食生活改善の動機づけができるよう支援します。

(4) 食生活改善推進員教育事業

栄養教室を開催し、食生活改善推進員を養成します。

＜食生活改善地区組織活動（飛まわり会）＞

年度	推進員数	学 習 会		活動内容	
		回数	推進員出席数	対話や訪問	集会
3	94	7	64	307	91
4	90	15	142	304	458
5	79	14	125	465	251

＜食生活改善推進員養成講座＞

年度	受講者	修了者
3	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	
4		
5	申込定員数に至らず未実施	

※ 9回1コースで実施し、修了者は推進員として認定されます。

(5) 眠育事業

眠育研修会を開催し、睡眠の大切さを伝えるアドバイザーを養成します。

＜眠育研修会＞

年度	参加者
3	57
4	65
5	460

(6) 健康づくり水中運動事業

運動器疾患や身体機能に衰えがあるため、水中運動でなくては身体機能維持のための自主的な取り組みが困難な方の健康づくりを支援します。

＜健康づくり水中運動事業＞

年度	参加者
3	59
4	54
5	47

(7) 健康ポイント事業

健康診査の受診や生活習慣の改善など、健康づくりに関する取り組みをポイントとして記録し、一定以上のポイントを取得した方に対して賞品を贈ります。

＜健康ポイント事業＞

年度	参加者
3	1,204
4	1,426
5	1,515

2. 成人保健事業

健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を実施します。

(1) 健康教育

講演会や学習会、健康教室等を医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士等を講師として開催し、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及とともに「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。

- ・病態別の知識の普及や、健康づくり、疾病予防全般についての健康教育、出前講座を実施します。
- ・健康診査受診者の事後指導として結果説明会を開催します。

＜健康教育＞

年度	病態別		一般	
	開 回	催 数 参 加 延 人 員	開 回	催 数 参 加 延 人 員
3	10	60	8	232
4	20	138	88	537
5	22	288	88	822

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、市民の健康の保持増進を図ります。

- ・祝日を除く毎週月～金曜日の午前9:00～正午、健康推進課（保健センター）にて実施します。
（支所での健康相談は毎週木曜日の午前9:00～正午に開催）
- ・健康教室等で、個別に相談に応じます。

<健康相談>

一般健康相談・来所者内訳								
年度	開催回数	来所者数	成人	乳児	幼児	母性	精神	学童
3	738	1,434	63	663	367	325	2	4
4	744	1,386	113	569	362	334	3	5
5	751	1,108	73	386	382	249	5	4

(3) 健康診査

糖尿病、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の早期発見・早期治療とともに、診査の結果、必要な市民に対して栄養や運動に関する正しい知識の普及を行うことによって、健康についての認識と自覚の高揚を図り、生活習慣病予防を目指します。

① 高山市健康診査

保健センター及び公民館等の会場で巡回実施します。

<健康診査>

- ・対象 中学3年生から39歳、生活保護受給者
- ・検査項目 問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査（肝機能、腎機能、脂質、糖代謝、貧血）、理学的検査、心電図（40歳以上）、1日食塩摂取量（推定）

年度	受診者	異常なし	要注意	要精検
3	2,572	537	1,451	584
4	2,579	415	1,589	575
5	2,457	431	1,444	582

- ・自己負担 520円（ただし、生活保護世帯に属する者は免除、また25歳以下の者は無料）

- ・健診結果 家庭訪問、結果説明会又は郵送で通知します。希望者に健康相談を行います。

※40歳から74歳の方については、特定健康診査を各医療保険者で実施

※後期高齢者医療制度加入者については、「ぎふ・すこやか健診」を岐阜県後期高齢者医療広域連合で実施

② 胃がん検診

40歳以上の方を対象に久美愛厚生病院、支所地域は地区の公民館等で実施します。また、40歳以上75歳未満の方で、胃部エックス線検査を受けることができない方を対象に保健センターで胃内視鏡検査を実施します。

- ・自己負担 40歳から69歳まで 1,040円、70歳以上 520円
（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

<胃がん検診（胃部エックス線検査）>

年度	受診者	異常なし	要精検等
3	5,539	3,931	1,608
4	5,269	3,261	2,008
5	4,788	3,067	1,721

<胃がん検診（胃内視鏡検査）>

年度	受診者	異常なし	要精検等
3	174	31	143
4	184	31	153
5	174	25	149

③ 肺がん検診

集団検診 40 歳以上の方を対象に胸部レントゲン検査を、50 歳以上で痰等の自覚症状のあった方を対象に喀痰細胞診検査を保健センター等で行います。

・自己負担 胸部レントゲン検査は無料

喀痰細胞診検査は 50 歳から 69 歳まで 520 円、70 歳以上 310 円
(ただし、生活保護世帯に属する者は免除)

＜肺がん検診（胸部レントゲン検査）＞

年度	受診者	異常なし	要精検
3	11,130	10,527	603
4	10,862	10,184	678
5	10,255	9,717	538

＜肺がん検診（喀痰細胞診検査）＞

年度	受診者	異常なし	検体不良
3	25	24	1
4	24	23	1
5	40	35	5

④ 子宮頸がん検診

集団検診 20 歳以上の女性を対象に保健センター、支所地域は支所・地区の公民館等で実施します。

個別検診 集団検診申込者のうち、やむを得ない理由で集団検診を受診できなかった方を対象に、医療機関で実施します。

・自己負担 集団検診 20 歳から 69 歳まで 830 円、70 歳以上 410 円

個別検診 20 歳から 69 歳まで 1,040 円、70 歳以上 520 円

(ただし、生活保護世帯に属する者は免除。また前年度 20 歳該当者は無料)

⑤ 乳がん検診

集団検診 30 歳以上の女性を対象に保健センター、高山赤十字病院、久美愛厚生病院、(支所地域では支所・地区公民館) 等で実施します。

・自己負担 30 歳から 69 歳まで 830 円、70 歳以上 410 円

(ただし、生活保護世帯に属する者は免除。また前年度 40 歳該当者は無料)

＜子宮頸がん検診＞

年度	受診者	異常なし	要経過観察	要精検	要診療
3	5,894	5,757	26	44	67
4	5,902	5,732	67	42	61
5	5,613	5,441	50	45	77

＜乳がん検診＞

年度	受診者	異常なし	要精検
3	6,255	6,016	239
4	6,181	6,010	171
5	5,900	5,702	198

⑥ 大腸がん検診

集団検診 40 歳以上の方を対象に久美愛厚生病院、支所地域は地区の公民館等で実施します。

・自己負担 40 歳から 69 歳まで 310 円、70 歳以上 210 円

※ただし、生活保護世帯に属する者は免除。また前年度 40 歳該当者は無料

⑦ 前立腺がん検診

集団検診 50歳～65歳の男性を対象に久美愛厚生病院、支所地域は地区の公民館等で実施します。

- ・自己負担 520円（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

＜大腸がん検診＞

年度	受診者	異常なし	要精検
3	9,344	8,797	547
4	9,175	8,569	606
5	8,745	8,170	575

＜前立腺がん検診＞

年度	受診者	異常なし	要精検
3	906	889	17
4	907	885	22
5	831	805	26

⑧ 歯周疾患検診

個別検診 節目の年齢（20・30・40・45・50・55・60・65・70歳）の方を対象に、高山歯科医師会、飛騨市歯科医師会に委託して実施します。

- ・自己負担 20歳から65歳まで 520円、70歳 310円
（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

⑨ 肝炎ウイルス検診

集団検診 満40歳の方及び満41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、B型及びC型肝炎ウイルス検診を久美愛厚生病院、支所地域は地区の公民館等で実施します。

- ・自己負担 無料

⑩ 骨粗鬆症検診

集団検診 節目の年齢の女性（40・45・50・55・60・65・70歳）の方を対象に保健センター支所地域は支所・地区の公民館等で実施します。

- ・自己負担 40歳から65歳まで 830円、70歳 410円
（ただし、生活保護世帯に属する者は免除）

＜歯周疾患検診＞

年度	受診者
3	439
4	389
5	504

＜肝炎ウイルス検査＞

年度	B型肝炎	C型肝炎
3	618	620
4	555	556
5	518	518

＜骨粗鬆症検診＞

年度	受診者
3	680
4	682
5	720

(5) 訪問指導

健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められる方を対象に、健康問題解決のための支援を行います。

- ・健康診査結果で、必要がある方
- ・その他、訪問依頼等があった方

＜成人の訪問指導件数＞

年度	精神障害	健診事後	計
3	2	3,007	3,009
4	4	3,337	3,345
5	2	3,097	3,106

3. 母子保健事業

妊産婦、乳幼児を対象に、心も身体も健康で、保護者が子どもの発育を正しく判断し、主体的な育児ができることを目指し、健康診査、健康教育、訪問指導などを行います。

(1) 健康診査等

① 妊婦一般健康診査

市内委託医療機関による個別健診を実施します。

年度	交付人数	交付枚数	使用枚数
3	542	7,977	6,985
4	540	8,007	6,476
5	442	6,534	6,031

② 産後健康診査

市内委託医療機関による個別健診を実施します。

年度	産後 2 週間健診 受診者数	産後 1 か月健診 受診者数
3	484	521
4	464	470
5	414	460

③ 1 か月児健康診査

市内委託医療機関による個別健診を実施します。

※令和 6 年度から実施

④ 乳児健康診査（4 か月児）

保健センターで毎月 2 回午後を実施します。

⑤ 7 か月児相談

保健センターで毎月 2 回、清見・久々野・丹生川・国府地区で毎月 1 回午前に実施します。

⑥ 10 か月児相談

保健センターで毎月 2 回、清見・久々野・丹生川・国府地区で毎月 1 回午前に実施します。

⑦ 1 歳 6 か月児健康診査

保健センターで毎月 2 回午後を実施します。

⑧ 2 歳児相談

保健センターで毎月 2 回午前に実施します。

⑨ 3 歳児健康診査

保健センターで毎月 2 回午後を実施します。

< 乳児健康診査（4 か月児） >

年度	受診状況						
	対象者	受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
3	524	522	99.6	320	115	34	53
4	505	504	99.8	322	106	17	59
5	514	506	98.4	298	86	54	68

< 7 か月児相談 >

年度	対象者	受診者	受診率
3	366	339	92.6
4	518	499	96.3
5	497	471	94.8

< 10 か月児相談 >

年度	対象者	受診者	受診率
3	369	348	94.3
4	531	487	91.7
5	489	463	94.7

< 1 歳 6 か月児健康診査 >

年度	受診状況						
	対象者	受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
3	568	556	97.9	299	131	66	60
4	611	606	99.2	363	138	57	48
5	511	498	97.5	307	109	28	54

< 2 歳児相談 >

年度	対象者	受診者	受診率
3	362	326	90.0
4	575	550	95.7
5	531	510	96.0

< 3 歳児健康診査 >

年度	受診状況						
	対象者	受診者	受診率	異常なし	要観察	要精検	要医療
3	590	578	97.9	277	75	169	57
4	654	639	97.7	311	62	196	70
5	637	634	99.5	284	81	211	58

(2) 健康教育

① 母子健康手帳交付

妊娠・出産に関する制度等についての紹介や個別相談を実施します。

集団交付として、保健センターで毎月2回実施します。

個別交付として、こども家庭センターで月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前中、支所で木曜日の午前中実施します。

② 妊婦教室

健康な子どもを生み育てるための学習を支援、保護者同士の学びあいと仲間づくりを目指して行います。保健センターで出産予定月ごとに4回1コース（月1回）を実施します。

1回目 妊娠における身体の変化と胎児の発達の学習・交流会

2回目 口の中の健康について・妊娠中に必要な栄養（食）の学習・交流会

3回目 身体に負担をかけない姿勢やリラックス方法の学習・交流会

4回目 お産のすすみ方・お父さんの妊婦体験・産婦、赤ちゃんとの交流会

<母子健康手帳の発行>

年度	発行総数
3	517
4	522
5	422

<妊婦教室>

年度	受講者延人数	1回目	2回目	3回目	4回目
3	246	51	50	59	86
4	281	45	50	52	134
5	308	63	58	64	123

③ ことばの相談会

ことばの遅れなど、発育や発達の問題を抱えている就学前のお子さんと保護者に対し言語聴覚士等による相談会を実施します。

<ことばの相談会>

年度	開催回数	参加者数
3	2	26
4	2	27
5	2	25

④ 赤ちゃん教室

生後2か月、3か月、5か月の子どもとその保護者を対象に、子育てについての学びの支援と育児不安の軽減を目的に、保護者同士の交流会を実施します。

※令和2年度より中止していたが、令和5年度より再開

<赤ちゃん教室>

年度	開催回数	参加延人数
3	0	0
4	0	0
5	32	247

(3) 健康相談

① 乳幼児健康相談

育児・食生活などについて、個別に相談対応します。

こども家庭センターで月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前中、支所で木曜日の午前中実施します。

<乳幼児健康相談内訳>

年度	乳児	幼児	母性	合計
3	663	367	325	1,355
4	569	362	334	1,265
5	386	382	249	1,017

② 助産師相談事業

妊娠、出産などのからだの変化に伴うホルモンバランスの崩れなどから、精神的に不安定になりやすい時期の妊産婦を対象に助産師が相談支援を行います。

<助産師相談件数>（令和2年度から実施）

年度	開催回数	利用延人数	
		妊婦	産婦
3	20	4	30
4	23	2	40
5	24	5	207

(4) 訪問指導

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に実施します。（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・乳幼児健康診査などにおける要観察児等を対象に実施します。
- ・障がい児、育児不安のある保護者を対象に実施します。
- ・支援の必要な妊産婦を対象に実施します。

<母子の訪問指導件数>

年度	妊産婦	新生児	乳児	幼児	その他	合計
3	563	22	540	363	0	1,488
4	606	24	583	363	2	1,578
5	656	34	583	311	1	1,585

(5) その他

① 不妊治療費（生殖補助医療）助成事業

不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

<不妊治療費（生殖補助医療）助成件数>

年度	件数	金額(千円)
3	144	25,897
4	145	19,672
5	73	10,181

※令和4年度から保険適用治療が開始。令和5年度から先進医療を助成対象に追加。

② 生殖補助医療支援利子補給金交付事業

生殖補助医療に要する費用の融資に係る利子を補給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

生殖補助医療を受ける夫婦に対し、1回の治療につき50万円以内で総額最大200万円までを融資の限度額として、それぞれの借入につき3年以内で利子の全額を補給します。

＜特定不妊治療（生殖補助医療）支援利子補給金件数＞

年度	申込件数	申請人数	交付件数	補給金額(円)
3	3	3	5	20,455
4	0	3	4	16,529
5	0	3	4	6,034

※令和5年度から「特定不妊治療支援利子補給金交付事業」より「生殖補助医療支援利子補給金交付事業」に名称変更

③ 不妊治療費（人工授精）助成事業

不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

＜不妊治療費（人工授精）助成件数＞

年度	治療回数	金額(円)	申請件数	申請人数
3	104	2,249,530	38	38
4	65	476,951	23	23
5	120	759,430	37	37

※令和4年度から保険適用治療が開始。

④ 新生児聴覚スクリーニング検査事業

新生児聴覚検査（自動ABR）に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、聴覚障がい早期発見・早期対応を図ります。

＜新生児聴覚スクリーニング検査＞

年度	対象者	検査人数	受診率
3	524	521	99.4
4	511	510	99.8
5	514	514	100.0

⑤ 妊婦栄養支援事業

妊婦の健康と胎児の健全な発育のため、不足しがちな栄養素を含む食品の一つである牛乳等の宅配を希望する妊婦に対し、購入費の一部を助成し妊婦の栄養バランスの保持を図ります。

※令和6年度で事業廃止

＜妊婦栄養支援事業＞

年度	申込者数	利用者数	助成額(千円)
3	122	122	647
4	122	127	568
5	100	100	692

⑥ 健康生活推進員活動事業

保健活動を効果的に推進し、対象者が必要な施策を受けることができるよう保健事業への協力を行います。

⑦ 乳幼児健診連絡会議

安心して子どもを生み育てることができるまちを目指し、医療、保健関係者等で保健活動の推進等について検討します。

⑧ 産後ケア事業

出産後、1年を経過しない母親のうち、支援を必要とする者に対し、医療機関などでの宿泊・日帰りサービスや、助産師の家庭訪問による心身のケアや育児サポートを行います。

＜産後ケア件数＞（令和2年度から実施）

年度	利用件数	利用延人数		
		宿泊型	通所型	訪問型
3	18	4泊	0日	110時間
4	34	6泊	8日	152回
5	78	77泊	21日	380回

※令和4年度より訪問型は回数単位（1回約2時間）の利用に変更

⑨ 出産・子育て応援給付金事業

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう寄り添いながら経済的支援および伴走型支援を行います。

＜給付件数＞

年度	出産応援給付金件数	子育て応援給付金件数
4	736	410
5	464	506

※令和5年2月から実施。令和4年度は遡及支給あり。

⑩ 初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるための初回の産科受診料費用を助成します。

＜初回産科受診料助成件数＞

年度	助成件数	金額（円）
5	1	6,000

※令和5年度から実施

4. 感染症予防対策事業

(1) 結核予防

① 定期の健康診断（X線直接撮影）

- ・健康診査時に、肺がん検診に併せて巡回実施します。
- ・対象者：65歳以上の方

② 予防接種（BCG）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後1年に至るまでの間にある児

<BCG 及び健康診断>

年度	BCG 接種者	X線撮影		
		受診者	異常なし	要精検
3	514	7,473	6,987	486
4	485	7,434	6,869	565
5	484	6,981	6,530	451

(2) 予防接種事業

① 麻しん（はしか）・風しん（三日はしか）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・令和元年5月より抗体保有率の低い世代の男性に対し、追加的対策として風しんの抗体検査、予防接種を実施しています。全国の指定医療機関にて実施します。
- ・対象者：1期 生後12か月から24か月に至るまでの間にある児
2期 5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある児
5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、抗体検査の結果が陰性だった者

<麻しん風しん（MR）>

年度	1期			2期		
	対象者	接種者	接種率	対象者	接種者	接種率
3	588	530	90.1	672	625	93.0
4	532	487	91.5	615	563	91.5
5	499	457	91.6	680	626	92.1

<風しんの追加的対策> (4月末時点) ※国保連から払戻あるため変動あり

年度	抗体検査			抗体検査結果		5期(定期予防接種)	
	対象者 (クーポン券発送数)	実施者	実施率	陰性者	陽性者	接種者	接種率
2	5,343	2,150	40.3	427	1,723	402	94.1
3	6,572*	533	8.1	130	403	121	93.1
4	5,692*	196	3.4	39	157	40	102.6
5	5,272*	117	2.2	32	85	26	81.3
計	9,910	2,996	30.2	628	2,368	589	93.8

*令和3年度、令和4年度対象者数はクーポン券再交付者数

- ・定期接種対象とならない希望者に接種費の助成をします。契約した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：風しんの十分な量の抗体がない者で、妊娠を希望する女性及びその女性の夫又は同居者
風しんの十分な量の抗体がない妊婦の夫又は同居者

<風しん任意接種>

年度	申請者	接種者	利用率
3	68	65	95.6
4	106	106	100.0
5	99	87	87.9

② 日本脳炎

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：1期：生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある児
(ただし、高山市は標準的な接種期間である3歳から対象としています)
2期：9歳以上13歳未満の児

<日本脳炎(定期対象者)>

年度	1期初回			1期追加		2期	
	対象者	1回目 接種者	2回目 接種者	対象者	接種者	対象者	接種者
3	688	452	476	608	174	723	107
4	603	642	602	686	888	713	873
5	585	529	492	597	535	670	592

<日本脳炎（特例対象者：平成10年4月2日から平成19年4月1日生まれで20歳未満）>

年度	1 期初回		1 期追加	2 期
	1 回	2 回		
	接種者	接種者	接種者	接種者
3	3	3	9	101
4	2	3	13	104
5	1	1	12	61

③ 4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・1期対象者：生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある児

<4種混合1期>

年度	初 回				追 加		接種率
	対象者	1 回目 接種者	2 回目 接種者	3 回目 接種者	対象者	接種者	
3	551	519	511	507	590	597	101.2
4	523	490	492	488	561	442	78.8
5	492	520	536	530	526	446	84.8

④ 2種混合（ジフテリア・破傷風）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：11歳以上13歳未満の児（4種混合、3種混合の2期対象者）

<2種混合>

年度	対象者	接種者	接種率
3	764	662	86.6
4	752	524	69.7
5	723	564	78.0

⑤ H i b（ヒブ）感染症

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後2か月から60か月に至るまでの児
- ・接種回数：ヒブワクチン 4回以内（接種開始年齢及び接種年齢により回数が異なる）

<H i b（ヒブ）感染症>

年度	初 回				追 加	
	対象者	1 回目 接種者	2 回目 接種者	3 回目 接種者	対象者	4 回目 接種者
3	551	513	508	501	590	556
4	523	481	492	493	561	472
5	492	480	484	491	526	462

⑥ 小児の肺炎球菌感染症

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある児
- ・接種回数：小児用肺炎球菌ワクチン4回以内（接種開始年齢及び接種年齢により回数が異なる）

<小児の肺炎球菌感染症>

年度	初 回				追 加	
	対象者	1回目 接種者	2回目 接種者	3回目 接種者	対象者	4回目 接種者
3	551	512	508	502	590	549
4	523	482	494	494	561	475
5	492	480	483	491	526	460

⑦ 水痘（水ぼうそう）

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある幼児

<水痘（水ぼうそう）>

年度	対象者	1回目	2回目
3	590	530	541
4	561	491	437
5	526	461	390

⑧ B型肝炎

- ・平成28年10月1日より定期予防接種となりました。
- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後1年に至るまでの間にある児

<B型肝炎>

年度	対象者	1回目	2回目	3回目
3	551	506	508	508
4	523	479	486	474
5	492	478	481	436

⑨ 子宮頸がん予防

- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：小学6年から高校1年に相当する年齢の女子

＜子宮頸がん予防＞

年度	対象者	1回目 接種者	2回目 接種者	3回目接 種者
3	386	123	128	109
4	定期＊ 1,579	170	170	120
	キャッチアップ 3,448	246	205	143
5	定期＊ 385	279	169	116
	キャッチアップ 8,128	248	233	202

＊令和4年度は定期接種勧奨者全員を対象とした。

※子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月より積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和2年12月に対象者へ情報提供を開始。令和2年度中に接種を開始した高校1年生相当の女子へ令和3年9月まで行政措置として定期接種を延長。令和4年度から定期接種対象者へ予診票を送付。積極的な勧奨が控えられていた期間に接種ができなかった平成9年～平成17年度生へのキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度に実施します。

⑩ ロタウイルス

- ・令和2年10月1日より定期予防接種となりました。
- ・市内指定医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：ロタリックス：生後6週から24週までに2回
ロタテック：生後6週から32週までに3回

＜ロタウイルス＞

年度	対象者	ロタリックス		ロタテック		
		1回目	2回目	1回目	2回目	3回目
3	551	446	442	62	61	65
4	523	423	433	66	66	62
5	492	393	399	77	74	70

⑪ インフルエンザ〔高齢者〕

- ・希望者に、委託した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：65歳以上の市民、60～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する市民

＜インフルエンザ（高齢者）＞

年度	対象者	接種者	接種率
3	28,395	17,444	61.4
4	28,379	17,184	60.5
5	28,096	16,484	58.7

⑫ 高齢者の肺炎球菌

- ・希望者に、委託した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：平成31～令和5年度までの間は、各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる市民（平成31年度は101歳以上も対象）
60歳以上65歳未満で、一定の心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する市民
ただし、すでに定期接種または自費で肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の予防接種をしたことがある方は対象外

＜高齢者の肺炎球菌＞

年度	対象者	接種者	接種率
3	1,053	612	58.1
4	1,074	618	57.5
5	1,140	650	57.0

⑬ インフルエンザ〔小児〕

- ・希望者に、契約した医療機関・国保診療所にて個別接種により実施します。
- ・対象者：生後6か月以上15歳（中学生）以下の児
- ・接種回数：生後6か月～12歳まで2回、13歳以上1回接種

＜インフルエンザ（小児）＞

年度	対象者	申請者	接種者	申請率
3	10,944	3,543	5,946	30.4
4	10,717	3,115	5,020	26.3
5	10,338	3,172	5,032	27.9

(3) 感染症防疫対策

コレラ、赤痢等感染症患者が発生した場合は、飛騨保健所の指導に基づき防疫にあたります。
新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。（各課の対応マニュアルも作成しています）

5. その他

(1) 畜犬事業及び特定（危険）動物の飼育の申請

狂犬病の発生の予防、まん延を防止し、これを撲滅することを目的として、犬の登録、変更、死亡届出等を受け、市内各所を巡回し狂犬病予防注射を実施しています。

特定動物の飼養・保管の申請届出等を受け付けています。

＜畜犬登録・予防注射接種＞

年度	登録頭数	予防注射 接種頭数
3	4,516	4,058
4	4,380	3,833
5	4,279	3,718

＜特定（危険）動物に関する申請・届出書の受理＞

年度	受理件数	備 考
3	4	ツキノワグマ
4	5	ツキノワグマ
5	4	ツキノワグマ

(2) 公衆浴場設備改善対策事業補助金

公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の改善に係る資金の補助を行っています。

＜公衆浴場設備改善対策事業費補助金＞

年度	補助件数	補助金額（千円）
3	2	437
4	2	2,662
5	2	2,811

18 地 域 医 療

1. 国民健康保険直営診療所

(1) 診療所の状況（令和6年3月31日現在）

診療所の名称	診療所の位置	診療科	居宅介護サービス	備 考
清見診療所	清見町 三日町 417-1	内科・小児科・外科・ 整形外科	訪問看護 居宅療養管理指導	
大原出張診療所	清見町 大原 682	内科・小児科・外科・ 整形外科		火曜日の午後
江黒出張診療所	清見町 江黒 185-1	内科・小児科・外科・ 整形外科		水曜日の午後
荘川診療所	荘川町 新渕 546-1	内科・小児科・外科・ 整形外科・歯科	訪問看護 居宅療養管理指導	歯科は水曜日の午後
久々野診療所	久々野町 無数河 642-1	内科・小児科・外科・ 整形外科・リハビリ テーション科・歯科	訪問看護 居宅療養管理指導	歯科は木曜日
久々野南部 出張診療所	久々野町 渚 841	内科・小児科・外科・ 整形外科		第2、4火曜日の午後 （予約制）
久々野東部 出張診療所	久々野町 小屋名 381-1	内科・小児科・外科・ 整形外科		第1、3火曜日の午後
朝日診療所	朝日町 万石 333-1	内科・小児科・外科・ 歯科	訪問看護 居宅療養管理指導	歯科は水曜日の午後 （予約制）
秋神出張診療所	朝日町 桑之島 66-12	内科・小児科・外科		火、金曜日の午後
高根診療所	高根町 上ヶ洞 525	内科・小児科・外科・ 歯科	居宅療養管理指導	月、水、木曜日 歯科は水曜日の午後 （予約制）
日和田 出張診療所	高根町 日和田 1180	内科・小児科・外科		休止中
栃尾診療所	奥飛騨温泉郷 栃尾 1009	内科・小児科・外科・ 整形外科		
栃尾歯科診療所	奥飛騨温泉郷 栃尾 266-11	歯科		月、金曜日の午後 （予約制）

(2) 診療状況

① 医科（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

	診療日数	件 数 （レセプト枚数）	日 数 （延べ患者数）	診 療 日 1 日 あたりの患者数
清見診療所（大原・江黒出張所含）	238	4,049	4,757	20.0
荘川診療所	243	3,382	3,854	15.9
久々野診療所（南部・東部出張所含）	242	5,177	6,559	27.1
朝日診療所（秋神出張所含）	239	4,174	5,023	21.0
高根診療所	142	1,366	1,673	11.8
栃尾診療所	236	2,420	2,716	11.5
計	1,340	20,568	24,582	18.3

※ 診療報酬請求ベースで作成（自費診療・労災は含まない）

② 歯科（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

	診療日数	件数 (レセプト枚数)	日数 (延べ患者数)	診療日1日 あたりの患者数
荘川診療所	51	229	324	6.4
久々野診療所	47	205	368	7.8
朝日診療所	43	51	94	2.2
高根診療所	40	62	112	2.8
栃尾歯科診療所	90	181	296	3.3
合計	271	728	1,194	4.4

※ 診療報酬請求ベースで作成(自費診療・労災は含まない。)

③ 介護サービスの状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

		訪問看護	居宅療養 管理指導
清見	件数（請求明細書数）	0	66
	日数(延べ利用者数)	0	74
	一人あたり利用回数		1.1
荘川	件数（請求明細書数）	0	25
	日数(延べ利用者数)	0	26
	一人あたり利用回数		1.0
久々野	件数（請求明細書数）	0	183
	日数(延べ利用者数)	0	212
	一人あたり利用回数		1.2
朝日	件数（請求明細書数）	156	139
	日数(延べ利用者数)	641	168
	一人あたり利用回数	4.1	1.2
高根	件数（請求明細書数）		33
	日数(延べ利用者数)		36
	一人あたり利用回数		1.1
計	件数（請求明細書数）	156	446
	日数(延べ利用者数)	641	516
	一人あたり利用回数	4.1	1.2

※ 栃尾診療所はサービス不提供

※ 介護報酬請求ベースで作成(居宅サービス+介護予防サービス)

2. 救急医療

地域における救急医療の確保を図るため、休日診療所の運営とともに、在宅当番医制及び病院群輪番制病院、救命救急センターに対して助成を行っています。

＜休日診療状況（第一次救急）：高山市休日診療所＞

（単位：件）

区分	一般診療			歯科診療			フッ素塗布		
年度	3	4	5	3	4	5	3	4	5
高山市	387	523	843	94	75	94	0	1	0
飛騨市	22	21	57	8	7	7	0	0	0
白川村	1	5	1	0	0	0	0	0	0
その他	26	39	42	6	8	7	0	0	0
合計	436	588	942	108	90	108	0	1	0
診療日数	69	71	70	52	52	53	52	52	53
診療日1日あたりの患者数	6	8	14	2	2	2	0	0	0

＜在宅当番医制状況（第一次救急）：久美愛厚生病院、飛騨市民病院＞

（単位：件）

区分	3年度			4年度			5年度		
	久美愛厚生病院	飛騨市民病院	計	久美愛厚生病院	飛騨市民病院	計	久美愛厚生病院	飛騨市民病院	計
高山市	378	149	527	481	108	589	450	179	629
飛騨市	106	688	794	123	678	801	119	846	965
白川村	5	0	5	6	0	6	12	1	13
その他	28	49	77	30	87	117	34	98	132
合計	517	886	1,403	640	873	1,513	615	1,124	1,739

＜病院群輪番制状況（第二次救急）：久美愛厚生病院、飛騨市民病院＞

（単位：件）

区分	3年度			4年度			5年度		
	久美愛厚生病院	飛騨市民病院	計	久美愛厚生病院	飛騨市民病院	計	久美愛厚生病院	飛騨市民病院	計
高山市	1,634	53	1,687	2,083	32	2,115	1,807	33	1,840
飛騨市	381	177	558	523	198	721	463	194	657
白川村	9	0	9	21	0	21	18	0	18
その他	148	13	161	176	27	203	143	17	160
合計	2,172	243	2,415	2,803	257	3,060	2,431	244	2,675

＜救命救急センター状況（第三次救急）：高山赤十字病院＞

（単位：件）

	3年度	4年度	5年度
高山市	7,979	9,876	9,693
飛騨市	1,054	1,135	1,351
白川村	46	67	68
その他	1,226	1,573	1,862
合計	10,305	12,651	12,974

高山市の福祉と保健 令和6年度版

令和6年9月発行

編集・発行 高山市役所福祉課 福祉・障がい係